



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北大法学論集 第73巻 第2号 全1冊
Citation	北大法学論集, 73(2)
Issue Date	2022-07-29
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/86451">https://hdl.handle.net/2115/86451</a>
Type	journal
File Information	lawreview_73_2_00_all.pdf



# 北大法学論集

第 73 卷 第 2 号

## 論 説

樋口一葉『大つごもり』に見る信用問題 —— 西鶴との比較を手掛りとして —— .....	桑 原 朝 子	1
人格的利益説の終焉？ .....	齊 藤 正 彰	41
マイノリティ言語の保全政策の規範理論 —— 言語の公共的機能からの基礎づけ —— .....	辻 康 夫	55
社会党道連における政党建設1945-1952（1） —— 「日本社会党北海道支部連合会期間報告」によせて —— .....	前 田 亮 介	91

北海道大学大学院法学研究科・附属高等法政教育研究センター教員名簿

名誉教授

厚谷 襄 兒 (経 済 法)  
 今井 弘 道 (法 哲 学)  
 白 杵 知 史 (国 際 法)  
 大塚 龍 児 (商 法)  
 岡田 信 弘 (憲 法)  
 小川 晃 一 (政治思想史)  
 小川 浩 三 (法 史 学)  
 奥田 安 弘 (国 際 私 法)  
 加藤 智 章 (社会保障法)  
 神原 勝 (行 政 学)  
 木佐 茂 男 (行 政 法)  
 小菅 芳 太 郎 (法 史 学)  
 近藤 弘 二 (商 法)  
 笹田 栄 司 (憲 法)  
 東海 林 邦 彦 (民 法)  
 白取 祐 司 (刑事訴訟法)  
 杉原 高 嶺 (国 際 法)  
 鈴木 賢 (比 較 法)  
 瀬川 信 久 (民 法)  
 高見 勝 (憲 法)  
 高見 進 (民事訴訟法)  
 田口 正 樹 (法 史 学)  
 田村 善 之 (知的財産法)  
 常本 照 樹 (憲 法)  
 道幸 哲 也 (労 働 法)  
 長井 長 信 (刑 法)  
 中村 研 一 (国 際 政 治)  
 畠山 武 道 (行 政 法)  
 長谷川 晃 (法 哲 学)  
 林 靖 (商 法)  
 林田 清 明 (法 社 会 学)  
 稗貫 俊 文 (経 済 法)  
 人見 剛 (行 政 法)  
 藤岡 康 宏 (民 法)  
 藤原 正 則 (民 法)  
 古矢 旬 (アメリカ政治史)  
 町村 泰 貴 (民事訴訟法)  
 松澤 弘 陽 (政治思想史)  
 松久 三 四 彦 (民 法)  
 松村 良 之 (法 社 会 学)

宮本 太 郎 (比較政治経済学)  
 山口 二 郎 (行 政 学)  
 吉田 克 己 (民 法)  
 亘理 格 (行 政 法)  
**教 授**  
 會澤 恒 (比 較 法)  
 池田 清 治 (民 法)  
 岩谷 將 (政 治 史) \*  
 上田 信 太 郎 (刑事訴訟法)  
 宇野 二 朗 (行 政 学) \*  
 尾崎 一 郎 (法 社 会 学)  
 小名木 明 宏 (刑 法)  
 川村 力 (商 法)  
 ○岸本 太 樹 (行 政 法)  
 桑原 朝 子 (日本法制史)  
 児矢野 マ リ (国 際 法)  
 権左 武 志 (政治思想史)  
 ○齊藤 正 彰 (憲 法)  
 齋藤 由 起 (民 法)  
 佐々木 雅 寿 (憲 法)  
 佐藤 陽 子 (刑 法)  
 嶋 拓 哉 (国 際 私 法)  
 城下 裕 二 (刑 法)  
 曾野 裕 夫 (民 法)  
 空井 護 (現代政治分析) \*  
 辻 康 夫 (政 治 学)  
 中川 晶 比 兒 (経 済 法)  
 中川 寛 子 (経 済 法)  
 中村 督 (ヨーロッパ政治史)  
 中山 一 郎 (知的財産法)  
 西村 裕 一 (憲 法)  
 根本 尚 徳 (民 法)  
 野田 耕 志 (商 法)  
 ハズハ・ブラスラブ (知的財産法)  
 林 誠 司 (民 法)  
 ○眞壁 仁 (日本政治思想史)  
 ○松尾 誠 紀 (刑 法)  
 水野 浩 二 (法 史 学)  
 三宅 新 (商 法)  
 山木戸 勇 一 郎 (民事訴訟法)  
 山崎 幹 根 (行 政 学) \*

山下 竜 一 (行 政 法)  
 山本 哲 生 (商 法)  
 吉田 広 志 (知的財産法)  
 米田 雅 宏 (行 政 法)  
**特 任 教 授**  
 見野 彰 信 (法実務基礎)  
 仲世古 善 樹 (刑事実務)  
 新川 生 馬 (法実務基礎)  
 林 賢 一 (民事実務)  
 林 由 希 子 (民事実務)  
 横山 和 可 子 (刑事実務)  
 吉田 邦 彦 (民 法)  
**准 教 授**  
 池田 悠 (労 働 法)  
 ○伊藤 隼 (民事訴訟法)  
 郭 薇 (法哲学法社会学)  
 川久保 寛 (社会保障法)  
 小濱 祥 子 (アメリカ政治史) \*  
 徐 行 (比 較 法)  
 鈴木 敦 (憲 法)  
 津田 智 成 (行 政 法) \*  
 土井 翔 平 (国 際 政 治) \*  
 馬場 香 織 (比 較 政 治)  
 林 耕 平 (民 法)  
 前田 亮 介 (日本政治史)  
 村上 裕 一 (行 政 学) \*  
 森 悠 一 郎 (法 哲 学)  
 山本 周 平 (民 法)  
 横路 俊 一 (民事訴訟法)  
**助 教**  
 大串 倫 一 (憲 法)  
 許 仁 碩 (法 社 会 学)  
 鈴木 繁 元 (憲 法)  
 谷 遼 大 (行 政 法)  
 内藤 陽 (憲 法)  
 盛永 悠 太 (憲 法)  
 楊 廸 耕 (民 法)  
 横堀 あ き (憲 法)  
 郎 晴 (比 較 法)

# 樋口一葉『大つごもり』に 見る信用問題

—— 西鶴との比較を手掛りとして ——

桑 原 朝 子

## 序.

明治期において、日本は、西洋文化の圧倒的な影響の下に一気に近代化を試みるが、夏目漱石によって「皮相上滑りの開化」<sup>1</sup>と喝破された、その拙速なあり方は、多くの歪みを生んだ。漱石をはじめ、森鷗外や永井荷風といった、西洋文化に深く通じる一方で漢籍や江戸時代の町人の文芸にも親しんでいた一部の作家達は、この点に自覚的であり、その素養を活かしつつ、自らの生きる近代社会の問題を鋭く描き出した。本稿で取り上げる樋口一葉<sup>2</sup> (1872～96) も、近代化の問題点を極めて鋭敏に捉えた作家の一人であるが、一葉と彼らの間には、大きな相違も存在した。漱石らが、基本的には、明治期に整備された高等教育制度の恩恵を受け、さらには西洋諸国に留学したのに対して、一葉は、母の「女子にながく学問をさせなんは行々の為よろしからず」との意見により、満11

<sup>1</sup> [夏目1911] 323頁。なお、引用文献の書誌情報は、全て末尾の引用文献一覧に譲り、注においては、原則として〔著者または編者の姓・初出年〕の形で略記した。但し、近世や近代の一次史料について現代の編纂物を利用した場合は、基本的に初出年ではなく編纂物の刊行年とした。

<sup>2</sup> 「一葉」は小説を変名で発表するためにつけた筆名で、戸籍名は「奈津」である。また、和歌や日記には、「なつ」や「夏子」等の署名も見られるが、本稿では「一葉」に統一する。

歳で学校をやめており<sup>3</sup>、制度的には初等教育しか受けていない。この学歴の相違は、むしろ当時のジェンダー・ギャップによるところが大きい。が、女性であっても、ほぼ同時代に文壇で活躍した、若松賤子、三宅花圃、与謝野晶子らは皆、女学校の出身であり、少なくとも中等教育は受けていたため、一葉の経歴は、作家の中では異色と言える。このため、その知的基盤の大半は、14歳で入門した歌塾「萩の舎」で主に身につけた王朝文学と、小説を書き始めてから親しむようになった元禄文学を中心とする、前近代の古典によって形作られることになる。

当時の作家の中で、このような顕著な特徴を有する一葉が、とりわけ切実に捉えた近代社会の歪みの一つが、信用の問題であった。その背景には、信用を得られないことに長い間苦しみ続けた彼女自身の経験があり、この場合の信用とは、第一には金融であるが、それと関係する社会的信用や人格的信頼などを含む、広義のものである。早世した長兄の泉太郎に代わり、明治21年(1888)に家督相続し戸主となっていた一葉は、翌年、父則義が、出資していた東京荷馬車運輸請負業組合の設立に失敗し<sup>4</sup>多額の借金を残して病死したことから、その借金を返しつつ母多喜と妹邦子を養う責任を負わされ、定収入を得られない中で次第に窮迫し<sup>5</sup>、親戚や友人への借金の依頼や質屋通いに奔走するようになる。明治26年の夏には、金策が尽きて実業に就くことを決め、下谷龍泉寺町に小

---

<sup>3</sup> 「塵之中」明治26年8月10日。以下、一葉のテキストについては、全て塩田良平・和田芳恵・樋口悦編の『樋口一葉全集』(筑摩書房)を使用し、頁数もこれによる。但し、旧字体は新字体に、変体仮名は正体に、それぞれ直し、濁点の省略や誤字などのために読みにくいことを理由として傍注が付されている箇所については傍注に従い、ルビも適宜付した。なお、一葉の年譜については〔台東区立一葉記念館2006〕104～108頁参照。また、実在の人物の年齢については数え年ではなく満年齢で表記することとする。

<sup>4</sup> 樋口家没落の誘因となったこの事業の失敗の詳細については、〔塩田1968〕176～180頁参照。

<sup>5</sup> 〔野口1979〕348頁によれば、一葉が定収を得るために職業を持つとして、萩の舎の師である中島歌子に相談したところ、歌子は知人に頼んで女学校へ就職させると約束したが、当時、女学校の教員は女子高等師範学校で養成しており、女学校すら出ていない一葉には不可能な話で、不調に終わったという。

さな荒物屋を開店するが、これも上手くゆかず、1年も立たないうちに店を畳んで文学のみで食べてゆく決意をし、本郷区丸山福山町に転居する。『大つごもり』はここで書かれたが、執筆の約1か月前の明治27年11月10日の日記には、「家は今日此頃窮はなはだし」<sup>6</sup>とあり、まさに困窮を極めていた時期であったと言える。その中から生まれた『大つごもり』は、一葉が金銭の問題を初めて正面から取り上げた作品であり、作家としての一葉のブレイクスルーを示すものと早くから認められてきた<sup>7</sup>。これ以降、『文学界』に断続的に掲載された『たけくらべ』が完結する明治29年1月までの14か月間は、『ゆく雲』、『にごりえ』、『十三夜』、『わかれ道』、といった傑作が次々と生み出されたために、「奇蹟の期間」<sup>8</sup>と呼ばれるほどである。

このブレイクスルーには複数の要因があると推測されているが、『大つごもり』は、完成された公刊作品の中では、井原西鶴の発想や文体を意識的に取り入れた最初のものであり<sup>9</sup>、西鶴の受容がその主因の一つであることは、テキストから明らかである。『文学界』の同人平田秃木からの明治27年10月18日付けの葉書<sup>10</sup>に、約束の西鶴全集を近々持参する、とあることから、この直後に西鶴を集中的に読んだと推測されており、この体験が、その後の一葉の作品のあり方を決定づけたと言えよう<sup>11</sup>。

<sup>6</sup> 「水の上」明治27年11月10日。

<sup>7</sup> 例えば、一葉と親しかった馬場孤蝶の「故一葉女史」(〔野口1996〕所収、初出は1903)には、『大つごもり』が「作中の回転期」であるようだと言われている。

<sup>8</sup> 〔和田1954〕108頁。

<sup>9</sup> 〔竹野1980〕111頁によると、未公刊作品まで含めれば、西鶴の意識的受容が初めて見られる作品は、明治27年10月から11月の執筆と推定される未定稿「やれ扇」であり、裏屋住まいの趣向とその文章に『好色一代女』の影響が著しく、題名の典拠は『日本永代蔵』巻1-2「二代目に破る扇の風」と推測されている。この「二代目に破る扇の風」については、一葉が常に愛誦していた、との真山青果の言がある(〔暉峻1948〕27頁)。なお、西鶴のテキストについては、基本的に小学館の『新編日本古典文学全集66～69 井原西鶴集①～④』を用いるが、これに収録されていない『西鶴織留』については、岩波書店の『日本古典文学大系48 西鶴集下』を利用する。

<sup>10</sup> 〔野口1998〕141頁。

<sup>11</sup> 平田秃木「一葉の思ひ出」(〔平田1943〕所収、初出は1939)には、「近世物で

以上のような樋口一葉と『大つごもり』の位置付けに鑑み、本稿は、そのテキストの分析を通じて、一葉が捉えた当時の社会における信用、中でもこれをめぐる意識の問題を明らかにすることを試みる<sup>12</sup>。

また、テキスト分析に際しては、西鶴との比較を主たる手掛りとし、特に、時期によって作風に大きな変化が見られる西鶴のいかなる作品を受容したか、という点と、その上で、敢えて西鶴とは異なる選択をしている点に着目する。そこに、一葉が西鶴から受け継いだ問題意識と、西鶴の認識や思想との相違が、明確に表れるからである。

これに加えて、以下の二つの比較も副次的な手掛りとして用いる。一つは、一葉の日記に表れた、彼女自身の信用問題との比較である。日記からは、一葉が、信用の獲得に苦心しつつ、周囲の人々の信用に対する意識やその変化を鋭く感じ取り、この問題について考察を深めていった様子が窺え、それが『大つごもり』にも生かされているように見える。もう一つは、『大つごもり』の定稿と未定稿の間の比較である。現存する未定稿は、後半部分のみに関するものであるが、いくつかの箇所において、定稿との間に文言の実質的な相違が見られる。相違が存在する点は、一葉がとりわけ注意を向け、意図的に定稿の文言を選択した箇所と推測され、その意識を知る重要な助けになると考えられる。

---

は西鶴に最も傾倒してゐたらしく、帝国文庫中に覆刻された、ほんの流布本ながら、西鶴全集の二巻が『文学界』の方から女史の手へ行つてゐたが、これがあると実に気強いと始終云つてゐられた」(130～131頁)とあり、禿木の葉書での予告通り、『西鶴全集』が一葉の手に渡り、その後長く執筆を支えたことが窺える。また、一葉に親しく接した穴沢清次郎は、一葉が「小説家で、いちばん尊敬してゐたのは、西鶴でした」と述べている(〔穴沢1953〕112頁)。

<sup>12</sup> 本稿は、2021年10月2日にオンラインで行われたサントリー文化財団の第5回「信用の人類史研究会」における報告を、成立の直接の契機としている。本研究会の主査である齊藤誠教授や、当日のゲストスピーカーで準備段階から議論を重ねた木庭顕教授をはじめとする参加者の方々、及びその準備会の参加者の方々には、その質問やコメントが執筆の大きな助けとなったことにつき、心より御礼申し上げる。

## I. 西鶴の受容と実体験の活用——素材・文体・視点

明治20年代は、近松門左衛門や井原西鶴を中心とする元禄文学が復興を遂げる時代であり、西鶴については、尾崎紅葉や幸田露伴などに、その意識的な受容が色濃く見受けられるが、一葉の受容のあり方は、極めて主体的であり独自性の強いものであった<sup>13</sup>。西鶴の影響が窺える一葉の作品の中でも、『大つごもり』は、その影響が文体に止まらず、思考内容にまで深く及んだ作品と考えられている<sup>14</sup>が、まず西鶴のどの作品を受容したか、という選択が注目に値する。趣向や表現の部分的な類似まで含めれば、『好色一代女』や『日本永代蔵』、『万の文反古』、『西鶴諸国ばなし』等の一部の話の影響も指摘されている<sup>15</sup>が、その全体的な構想や具体的な設定の決定において、「大晦日は一日千金」を副題とする『世間胸算用』を最も強く意識したことは、疑いないと言える。

金銭を主題とすることは西鶴の町人物に共通する点であり、『世間胸算用』に限ったものではないが、元禄5年(1692)に刊行され西鶴の晩年の文学的達成を示すといわれる本作品は、町人が才覚や儉約によって致富に至る成功譚を多く含む、貞享5年(1688)刊行の『日本永代蔵』とはむしろ対照的に、「算用」に失敗し苦境に陥った様々な町人達が、1年の総決算日である大晦日を何とか切り抜けようとするさまを描いたものである<sup>16</sup>。このことは、一葉が、ただ金銭の問題に大きな関心を寄せたというばかりでなく、実業を中心とする経済活動の成功者よりは失敗者、さらにはその姿を通じて浮かび上がる経済社会の問題点に、焦点を

<sup>13</sup> 明治20年代の作家による西鶴の受容の概観については、〔竹野1980〕45頁以下参照。

<sup>14</sup> 〔竹野1980〕112頁。

<sup>15</sup> 詳細については、〔竹野1980〕114～115頁参照。また、〔前田1974〕200～202頁が指摘する『西鶴諸国ばなし』巻1-3「大晦日はあはぬ算用」との関係については、後に詳しく検討する。

<sup>16</sup> 元禄2年以降の執筆と見られる『西鶴織留』巻3～6（『世の人心』、元禄7年刊）を契機とする町人物の作風の変化と、『世間胸算用』の評価については、差し当たり〔広嶋2011〕参照。

当てようとしたことを窺わせる<sup>17</sup>。

もっとも、『大つごもり』は、むろん西鶴の影響のみによって成立したのではなく、特に一葉自身の実体験がその中に存分に生かされていることは無視しえない。例えば、主人公お峯の下女奉公については、明治23年(1890)5月から9月にかけて一葉が萩の舎に寄宿し、下女同然に使われた経験が反映されている<sup>18</sup>と言われている。また、この間のことか否かは不明であるものの、一葉の姉弟子の三宅花圃は、萩の舎において集めた筆代の2円がなくなり、一葉が窃盗の嫌疑をかけられて「貧乏はつらい」と泣いていたことがあった、と語っており<sup>19</sup>、この経験がお峯の盗みのヒントになった可能性は高いと思われる。その他にも、『大つごもり』の叙述の各所に、日記と類似する部分を見つけることができる。また、『文学界』の同人馬場孤蝶は、『大つごもり』の女中は実在の人物では無からうが、山村家を組上げる材料は一葉君の知人の家から十分得られたさうだ」と述べ、「一葉君の筆が熟するに従がつて、人物も材料も大抵は一葉君自身の目撃したものに限られるやうになつた」とも書いている<sup>20</sup>。こうした実体験とそれに裏打ちされた切実な感覚が、西鶴を受容しつつも、その単なる焼き直しとはおよそ異なる、近代社会におけるリアリティーをもった作品を生み出すことに寄与したものと思われる。

さらに、『大つごもり』の趣向や表現、プロット等には、西鶴以外の古典文学、例えば一葉が西鶴より以前から親しんでいた近松の世話浄瑠璃<sup>21</sup>

---

<sup>17</sup> 一葉が、『日本永代蔵』の中でも、一代で致富に至った町人の成功譚よりも、それを受け継いだ二代目が遊廓での遊びにはまって短期間に財産を蕩尽して零落する話に重点がある、「二代目に破る扇の風」を愛誦していたということも、そうした関心のあり方を示しているように思われる。

<sup>18</sup> 〔滝藤1996〕4頁。

<sup>19</sup> 三宅花圃「三宅花圃(抄)」(〔野口1996〕所収)154頁。

<sup>20</sup> 馬場孤蝶「一葉全集の末に」(〔野口1996〕所収)304頁。

<sup>21</sup> 明治25年9月18日の「につ記」には、近松の浄瑠璃集を読んだことが記されており、『大つごもり』に対する近松の様々な影響の可能性は、先行研究によって早くから指摘されてきた。例えば、〔湯地1926〕は、お峯が盗みをする場面について、「近松の世話浄瑠璃によく出て来る場面、心中の近因となつてゐる、

や、下層社会出身の下女を主人公とした同時代の文学<sup>22</sup>、犯罪者や下層民を描き、当時の文壇に大きなインパクトを与えつつあったヴィクトル・ユーゴーなどの西洋文学<sup>23</sup>の影響も、流れ込んでいる可能性がある。よって、そのテキスト内に、西鶴の作品や一葉の日記に類似の叙述があるからといって、直ちに西鶴の受容や実体験の反映とみることはできない<sup>24</sup>。そして、このように多様な素材に着想を得たとされる趣向やプロット、設定等は、一つ一つを取り上げれば格別斬新とは言えないが、一見些細にも見える相違が相俟って、テキスト全体の印象や射程の大きさを著しく変え、『大つごもり』を独自の特徴をもった作品にしていると考えられる。

また、文体とその変化も、一葉の作品の独自性と、『大つごもり』におけるブレイクスルーに大きく寄与している。一葉の文体は、雅語や近世語を多く含む、和語と漢語の入り混じった独特の擬古文であり続け、

---

金に詰つて主家の金を盗む情景の描写等をまねたのではないかと思はれる様な書き振り」(202頁)と評しており、〔近石1959〕69頁は、西応寺の娘のもとから戻った御新造が、店の者にやかましく責めかける場面の言葉は、近松の世話物の店先を舞台にした場面によくある、と述べる。また、〔中込2002〕55頁は、恩ある者からの無心・盗みの擁護という展開や土壇場での救済が『大経師昔暦』と類似することに注目している。

<sup>22</sup> 特に、お峯と同じ18歳で旅館の女主人にこき使われている女中お文を主人公とした、馬場孤蝶の『みをつくし』(〔笹淵1973〕所収、初出は1894年9月～12月)は、〔岡1974〕72～75頁が指摘するとおり、『大つごもり』の創作に刺戟を与えたと考えられる。

<sup>23</sup> 当時の文壇におけるユーゴーの受容については〔木村2017〕参照。但し、原抱一庵による『レ・ミゼラブル』の抄訳「ジャンバルジャン」や、ユーゴーやディケンズの作品の紹介を行った無腸道人の『依緑軒漫録』を通じて、一葉がユーゴーの文学に触れていたことは日記の記載から窺えるものの、こうした翻訳や紹介自体が、ユーゴーの文学の重層性を十分に捉えておらず、バイアスのかかったものであるため、その影響を、原文を読みこなせた日本の古典の影響と同列に扱うことはできない。

<sup>24</sup> なお、日記については、馬場孤蝶「一葉全集の末に」(〔野口1996〕所収)307頁が述べているように、そもそも文章の稽古のつもりで書かれており、それ自体一つの文学であって、実体験の忠実な記録では必ずしもないことにも注意が必要である。

歌のようなリズムを持つ。この点に関しては、主として萩の舎で培われた、王朝文学を中心とする一葉の知の基層<sup>25</sup>の影響が大きいように見える。但し、同じ擬古文といっても、初期の作品が、この知の基層を直接反映した王朝物語風であったのに対して、『大つごもり』の文体は写実的で西鶴風であると言われる。すなわち、一葉の初期の作品には、王朝物語に多用されている、敢えてぼかして丁寧にする臙化表現や間接話法がよく用いられていたのに対し、『大つごもり』は、冒頭で「井戸は車にて綱の長さ十二尋」(379頁)と非常に深い井戸であることを明確な数字で示すところから始まり、その後も具体的な数字が頻出し、『量』と『物』の輪郭を鮮明に具えた世界<sup>26</sup>が展開してゆく。但し、文体は西鶴の影響が最も表面に現れた点であるとはいえ、単なる章句でさえそのまま用いられていることは少なく<sup>27</sup>、一葉自身の個性を失ってはいない。

そして、この擬古的な文体は、その作品に、通常の近代小説とは異なる視点も齎しているように見える。一般的に近代小説では、語り手が作中人物とは切り離され、客観的に作中人物について語るが、一葉作品の語り手は、亀井秀雄氏が「作中人物に癒着的な半話者」<sup>28</sup>と表現するごとく、その観点が作中人物のそれから截然と切り離されておらず、作中人物の台詞も地の文に繰り込まれる形になっている。このような語り手のあり方は、西鶴・近松などの元禄文学や王朝物語の語り手の表現にも通じるものである一方、外から風景を俯瞰して歌を詠むのではなく、作中

<sup>25</sup> 萩の舎では、和歌をあくまで中心としつつも、歌詠一辺倒ではなく、作文や習字、『古今和歌集』や『源氏物語』をはじめとする古典の講釈なども合わせて行っていた(〔鈴木淳2003〕28頁)。また、平田杵木も、「樋口一葉全集『日記』後記」(〔平田1943〕所収、初出は1941)において、一葉を「雑学の大博士」と評した上で、「平安朝の物語、随筆から入つて、和文系のものには当初から深い素養があり、その平安朝文学に関係の深い白楽天の詩文にも相当通じてゐたやうである」(187頁)と述べ、平安朝文学が一葉の知の基層であるとの認識を示している。

<sup>26</sup> 〔前田1974〕180～181頁。

<sup>27</sup> 〔竹野1980〕119頁。

<sup>28</sup> 〔亀井1983〕184頁。

に立って詠むという、一葉が萩の舎で身に着けてきた歌人の視点<sup>29</sup>をも思わせ、作中に描かれる下層社会などの内部に入り込んで物を見ているような臨場感を齎す効果を挙げていると言える。

## Ⅱ. 大晦日の意義——時間的設定

西鶴の選択的な受容と現実の問題に対する鋭い観察という特徴は、タイトルでもある大晦日という時間的設定にも表れている。この設定は、原稿が『文学界』12月号に掲載され、年始に発売される<sup>30</sup>ことを考慮したためでもあろうが、基本的には西鶴の『世間胸算用』に着想を得たものと考えられる。

もっとも、西鶴を受容する以前から、和歌を詠む一葉にとって、大晦日は1年の区切りとして重要であったと思われる。しかし、和歌の伝統と西鶴とでは、大晦日に見出す意義の内容が異なっていた。前者やそれを受け継いだ歳時記類においては、大晦日は、身を慎み神仏や祖霊を敬ったり、過ぎ行く時を惜しんで心のうちを歌に詠んだり、お餅やお節料理をはじめとする正月用品の準備をしたり、歳暮の礼に挨拶まわりなどをする日、とされていた<sup>31</sup>。これに対し、町人社会に生きる西鶴にとって、大晦日は、何よりも経済的に大きな意義を持つ決済の日であった。この経済的な意義は、近世における貨幣経済の発達によって、新たに大晦日に付されたものであり、当時は現金払いよりも掛け売りが多く、代金決済は、月末毎に払う晦日払い、盆暮の節季払い、あるいは暮のみの極月払いなどの形をとっていたために、商人にとっては、大晦日は1年で最も重要な掛け取りの日となったのである。明治期においても、このよう

<sup>29</sup> この点に関して、〔今井2009〕66頁は、中島歌子が、一葉の和歌の「秋はみえけり」という表現を「秋に成にける哉」と添削した事例を挙げて、歌子が一葉に作中に立って詠むことを教えた、と指摘している。

<sup>30</sup> 星野天知からの明治27年11月23日付けの書簡（〔野口1998〕121～123頁）に、既に受け取った『暗夜』に続いて、「来年始め売出すべき次号」に何か新作を出してほしいとの希望が綴られており、『大つごもり』はこれに応えたものと思われる。

<sup>31</sup> 〔竹野2004〕18～23頁。

な掛け売りの方法や大晦日の意義はすぐには変わらず、例えば明治34年(1901)に刊行された『東京風俗志』中巻には、歳の暮れの商家は「盆以来の総勘定をなさんとて、市中の景色何となく騒々しげなり」<sup>32</sup>とある。但し、西鶴が『世間胸算用』で中心的に描いたのは、総勘定をして大晦日を無事に過ごす商人よりも、神仏や祖霊を敬い述懐の歌を詠むような精神的余裕も、正月仕舞いや歳暮の礼をするような金銭的余裕もなく、払いきれぬ債務を抱えて掛け取りを何とかして逃れようと策をめぐらす貧しい町人達であり、わずかに正月仕舞いを描いているケースでは、貧富の格差を鋭く形象化していることが分かっている<sup>33</sup>。

西鶴の作品と同様に、『大つごもり』においても、大晦日は第一に決済の日で、山村家にとっては「大勘定」(393頁)の日である一方、安兵衛一家にとっては、借金の利子の支払い期限の日である。両家の正月仕舞いについても多少描かれているが、山村家では、御新造がお節料理に使う田作こまめをむしり(388頁)、娘達が早くも「追羽子」(390頁)、すなわち羽根突きをしているのに対して、安兵衛一家では、大晦日が近づいても借金の利子が支払える目途が立たず、正月の雑煮用の「大道餅」(386頁)さえ買えないありさまであり、やはり貧富の格差が強調されている。

『世間胸算用』巻1-1「問屋の寛闊女」の冒頭には、「世の定めとて大晦日は闇なる事」とあり、特に年越しの金策に追われる貧しい者達にとって、大晦日は苦しい闇の日であるとの認識が示されるが、同時に、この話の末尾は、「一夜明くれば、豊かなる春とぞなりける」と締め括られており、この日さえ越せば豊かな春がやって来る、という一陽来復の思想も窺える。『大つごもり』においては、末尾は「後の事しりたや」(393頁)、とその後については詳しくは明示せず、読者の想像に委ねる形になっているが、この一陽来復の思想も基本的には生かされているように見える<sup>34</sup>。安兵衛一家は、「をどりの一両二分を此処に払へば又三月の

<sup>32</sup> [平出1901] 67頁。

<sup>33</sup> [竹野2004] 24～25頁。

<sup>34</sup> 本稿とは若干ニュアンスを異にするが、[滝藤1996] 2頁もこの点に着目し、『世間胸算用』巻1-1に見られる一陽来復の思想を「日本人の庶民感覚の現れ」と捉えた上で、『大つごもり』にもそのような感覚と新春への祝福が込められ

のべ  
延期にはなる」(386頁)というように、お峯が盗んで渡した金銭によっても、借金の返済を3か月引き延ばせるに過ぎず、問題が全て解決しての大団円とは程遠いが、ともかくも石之助の助けによりお峯は詮議を免れ、安兵衛夫婦と三之助は笑顔で正月を迎えられるからである。『大つごもり』は、この経済的にも思想的にも重要な区切りとなる一日をめぐる時間を、明日をも知れぬ生活を送るがゆえに、一日一日を乗り切ることが決定的となる貧困者の時間感覚でもって、見事に切り取っているとと言える<sup>35</sup>。

### Ⅲ. 物語の舞台としての東京——空間的設定

『世間胸算用』などの西鶴の浮世草子が、主として京都や大坂を中心とする上方の都市を物語の舞台としたのに対し、一葉は、自らの暮らした東京を描くことが多く、『大つごもり』も東京を舞台とする。前掲の『東京風俗志』の上巻には、「都下には地方に於いて見ることも能はざるが如き、富者の奢侈を競ふものあるに反へて、貧窶殆どまた地方に見るべからざる惨状を極むるものの夥しきを見る」<sup>36</sup>とあり、当時、東京は全国の中で貧富の格差が最も激しい地域であった。『大つごもり』は、その地理上の貧富のコントラストを上手く生かしている。一葉は、東京の内部で引越しを繰り返し、生涯で15か所に住んだ<sup>37</sup>が、テキストに出て来る地名は、いずれもその住んだ場所または生活圏の中にあった。よって、実際上の観察に基づいて把握した各地の特徴を利用しつつ、安兵衛一家関連の地域、山村家関連の地域、山村家の内部で対立を創り出している総領息子石之助の遊び先関連の地域、という地理的な対立構造を描き出したことが窺える。

---

ているとする。

<sup>35</sup> 和歌をはじめとする抒情詩には、決定的な瞬間に意識を集中し、それを切り取るという側面があり、『大つごもり』の時間設定には、一葉の歌人としての感覚も生かされていると考えられる。

<sup>36</sup> [平出1899] 21頁。

<sup>37</sup> [台東区立一葉記念館2006] 103頁。

まず安兵衛一家関連の地域では、その住居がある小石川初音町は、「貧乏町」(381頁)と言われているとおり貧民の多く住む地域であった<sup>38</sup>が、商業は盛んであったようである<sup>39</sup>。八百屋を営む安兵衛の得意先は、この初音町に接する本郷区の「田町より菊坂あたり」(382頁)であった。安兵衛が借金をした高利貸の居所もある田町は、商家が並び立っているところで、菊坂も、寺院の他はたいてい商家で、学生が寄宿する下宿屋も多く、初音町ほどの貧乏町ではないとしても、大邸宅の多い屋敷町ではおよそなかった<sup>40</sup>。なお、八百安の買い出し先の「神田」(382頁)は、大きな青物市場があることで知られており、また青物以外の問屋も多く、一葉自身も、荒物屋を開いていた頃に商品の買い出しに度々出かけている<sup>41</sup>。

一方、山村家関連の地を見ると、山村家及びその貸長屋百軒がある「白金の台町」(385頁)は、寺院や屋敷地が多く商家は非常に少ない地と言われている<sup>42</sup>。また、町内で一番の財産家(379頁)とされる山村家には、「麴町の御親類」(383頁)がいることが、お峯の話から窺えるが、当時、

---

<sup>38</sup> 『国民新聞』明治23年6月20日号に掲載された「窮民彙聞」には、「小石川区  
内久堅、餌差、掃除、初音、大塚窪の町々窮民散在し中には紙屑拾ひ下足直し  
等多く窮苦に迫り米価の昇るにつれ三度の食事も儘ならぬまゝ二度と減じ一度  
と下り衣類等は大概皆な典売し稍やく露命をつなげる有様なり」とある。

<sup>39</sup> [東陽堂1906] 26頁に、小石川初音町は「商業殷賑なり」とある。

<sup>40</sup> [東陽堂1907] によると、本郷田町については、「当町の過半は商家櫛比せり」  
(20頁)とあり、本郷菊坂町については、「当町は、寺院の外大抵商家にて、附  
近に学生の寄宿せる下宿屋多きを以て随て繁昌せり」(12頁)とある。

<sup>41</sup> [東陽堂1900] には、「神田市場は、各菓物青物市場の中核として、その繁榮  
なる、日本橋の魚市場にも譲らざるなり。五ヶ町の菓物青物問屋二百四十戸、  
乾物店三十七戸、荒物問屋二十三戸、荷車問屋四十七戸、飲食店十二戸を一団  
とせる一大区域は、神田市場として、市内目ぬきの場所柄なり」(20頁)とある。  
また、一葉の「塵中日記」の明治26年8月から12月頃の記事には、神田に買い  
出しに行ったという記述がしばしば見られる。

<sup>42</sup> [東陽堂1902b] には、白金台町は「芝区の南西隅にして。其の地郡部に接す  
るを以て。繁華ならず。道路の左右共に寺院并に屋敷地多く。商家は甚た少し」  
(24～25頁)とある。

麴町は、皇族・華族・官吏などの屋敷地が多い高級住宅地であった<sup>43</sup>。石之助は、父親の前で「親類の顔に美しくしきも無ければ見たしと思ふ念もなく」(390～391頁)と述べているが、親類を嫌って「裏屋の友達」(391頁)との約束を優先させるのは、親類に父母と同様に裕福で類似した考えの者が多いからでもあろう。山村家の娘の嫁ぎ先の西応寺町、現在の芝の辺り<sup>44</sup>も、麴町のような高級住宅地ではないものの、繁華な地ではない<sup>45</sup>。山村家関連の地域のみが、基本的に商業との関連が薄いことは、他の地域とのはっきりとしたコントラストをなす。

山村家の総領息子でありながら両親に齒向かう石之助の遊び場所は、いずれも白金台町に比較的近い地域である。まず、品川は、近世において東海道の第1の宿駅が置かれ、宿場町として栄えたが、吉原と並び、遊廓のある場所としても知られていた。明治に入っても妓楼は残り、明治末期になっても貸座敷60戸、引手茶屋18戸、娼妓530人ほどが存在したという<sup>46</sup>。但し、石之助は、近松の世話浄瑠璃に登場する放蕩息子などとは異なり、「騒ぎは其座限り」にして遊女に入れあげることせず、むしろ「車町の破落戸」や「伊皿子あたりの貧乏人」に椀飯振舞をすることを道楽としている(387頁)。この芝車町と伊皿子町は境を接しており、芝車町は、赤穂浪士の墓がある泉岳寺という名所を含み、品川停車場にも近く、鉄道馬車が頻繁に往来し、海をのぞむ割烹楼などもある賑やか

<sup>43</sup> [平凡社2002]の「麴町」の項目参照。但し、街道筋についてのみは、江戸時代以降、商家が多く、明治期に入っても商業地としての性格を持っていた。

<sup>44</sup> 芝区は一葉の次兄の虎之助が長く住んでいた場所であり、石之助が虎之助をモデルにしているとする説も多いようである([滝藤1996]3頁)。住所や放蕩を始める年齢といった形式的な設定や表現の一部について、虎之助のあり方から着想を得た可能性は高いが、後述のごとく、石之助の性格や意識は、一葉が実業に就こうとした時に、自らには関係のないことと一切の援助をしようとせず、上手く行かずに「かしらを下げて来る事あらば母をも其方らをもやしなひては取らすべし」(「につ記」明治26年7月11日)と冷ややかに述べた虎之助とは、むしろ対照的であると言える。

<sup>45</sup> [平凡社2002]の「芝西応寺町」の項目参照。

<sup>46</sup> [東陽堂1910]4頁。

な所であった<sup>47</sup>。伊皿子町は、三井財閥の十一家の一つである伊皿子家の大邸宅などがある一方、地形的に屈曲が多く道路が甚だ錯雑しており<sup>48</sup>、細い道の裏などに貧しい人達も少なからず住んでいた<sup>49</sup>と推測される。

この地理的設定を金銭の流れと重ねて見ると、安兵衛のような初音町の裏店の住人や伊皿子の貧乏人ほどの貧困者ではないとしても、経済的にそれとさほど変わらない、社会の下層からせいぜい中流にある白金台町の長屋の住人から、経済的に豊かな家主の山村家に賃料として金銭が集められ、その一部が、石之助を通じて、より貧困者の多い地域の貧しい人々に流れて行っている、と言える。

#### IV. テクストに表れた信用問題

主として西鶴の受容と自身の経験に基づいて考え抜かれた、以上のような時間的・空間的設定のもとに、『大つごもり』は、明確なコントラストをなす登場人物達の描写を通じて、当時の社会が抱えていた信用をめぐる問題を浮き彫りにしてゆく。よって、以下では、基本的に各登場人物に沿って、信用に関する個別の問題を見てゆくこととする。

---

<sup>47</sup> [東陽堂1902a] には、「芝車町は旧江戸入口にして。今も品川停車場其の近きに在り。鉄道馬車も頻繁に往来し居り。殊に四十七士の墓といふ名物を有し居れば。日を逐ふて益々繁栄す。其の海浜に枕める割烹楼など。眺望甚だ奇なり。元旦及び二十六夜は特に宴客多し」(21頁)とある。

<sup>48</sup> [東陽堂1902a] に、「芝伊皿子町は。東南の二面は田町八丁目九丁目と車町に其の界を交へ。西は高輪台町と同西台町に接し。北は三田台町一丁目二丁目に隣り。屈曲多く道路甚だ錯雑せり」(19頁)とある。三井家の大邸宅については、[平凡社2002]の「芝伊皿子町」の項目参照。

<sup>49</sup> [松山2014] 第4章によれば、明治初期に東京府によって行われた「新開町計画」は、場末の町人地の住民を相対的に富裕な地主層とそれ以外の借地人・借家人層に峻別し、中心部寄りの武家地に前者のみを移住させ、都市空間における貧富の住み分けを志向するものであったが、この計画において、芝車町と芝伊皿子七軒町は西久保地域への移転元となっている。よって、相対的に貧しい借地人・借家人層がこれらの町々に取り残されたことも、貧民の多い地域となった一因ではないかと推測される。

## 1. 都市の大家主としての山村家

山村家については、テキストの冒頭において、「受宿の老媪」(379頁)の言葉で簡単に紹介されているが、家内には、大旦那と後妻の御新造、前妻の子である総領息子の石之助、御新造の子である末の娘2人がおり、その他に、既に他家に嫁すなどして家を出ている大旦那の子が3人いることが分かる。白金台町で一番の財産家で、かつ町内一の吝嗇であると見られている山村家の収入の中心は、同じ町内の貸長屋100軒の家賃収入である。都下の宅地と家屋は所有主が異なることも稀ではなく、山村家についてはっきりしているのは大家主であるということのみだが、当時は、数千坪程度までの小規模土地所有者が貸家経営を行う例が圧倒的に多かった<sup>50</sup>ことに鑑みると、恐らく地主でもあるという設定であろう。

また、お峯が手を付けた懸け硯の中の金が、「屋根やの太郎に貸付のもどり」(393頁)、とあり、この貸付の性質が不明であるため、山村家は金貸しも副業として行っている、という可能性を完全には否定できないが、「去歳にくらべて長屋もふふたり、所得は倍に」(387頁)と噂されていることから、貸家による家賃が基本収入であることは確かである。当時の東京の貸家経営の利益率は極めて高かったと推測されており<sup>51</sup>、実際、一葉の近くにも、貸家業で一財産を築いた大家主がいたことは、明治21年(1888)から23年の頃に書かれた一葉の雑記の中の「大崎某ノ物語」<sup>52</sup>と題された短い文章から窺える。この中で、「大崎某」こと大崎辰五郎は、本郷菊坂辺りの地代の安い所を選び、借地上に貸家2軒を建てることから始めて、徐々に家屋を増やし、10年後には本郷台町・菊坂近辺に家屋200戸余りを有し月収70円を得るようになった、とされているが、その15年以上後の明治39年の史料<sup>53</sup>には、年々借り手も増えて、今では財産の地所家作は10万円くらいになり、月収は2000円以上を得ている、と書かれている。但し、それによれば、この大崎が有名であったのは、単に資産家であったからではなく、長屋の借り手が貧困者である

<sup>50</sup> [鈴木博之1999] 188～191頁参照。

<sup>51</sup> [橘川・粕谷2007] 38～39頁(粕谷誠執筆)。

<sup>52</sup> [塩田・和田・樋口1978] 580～581頁。

<sup>53</sup> [東陽堂1906] 31～32頁。

ことを考えて、木材を安い時に買い込み、安上がりに家を建ててできる限り安く貸し、自ら長屋を見回り修繕する一方、毎年梅雨の時期などに、店子1戸につき3升宛の白米を施与していたからであるようで、収入の半分は慈善費用に費やしていたという<sup>54</sup>。

山村家がいかにして財産を築いたかについては、定稿には明示されていないが、未定稿には、大旦那が石之助に「五十円束一つ」を与えながら、「なきお袋が年月の苦勞、ちりよりつみでの身代」(398頁)と述べている部分がある。よって、少なくとも執筆を始めた当初においては、山村家は元来の素封家ではなく、大崎のように貸家業で徐々に財をなしてきたという設定であり、「なきお袋」、すなわち石之助の母が、いわば糟糠の妻のような存在であったことになる。このように貸家による蓄財という点では、山村家のあり方は大崎に近く、当時の現実を踏まえていると言えるが、ここで、より注目に値するのは、一葉が、山村家には大崎のような性格ではなく、むしろそれとは対照的な守銭奴に近い性格を与え、御新造や大旦那が直接お峯を助けるという筋書きは決してとらなかった、ということである。一葉は、大崎という個人が毎年店子に白米を施与するという点については、「仁慈も致れる也」<sup>55</sup>と評価している。しかし、一般に、裕福な家主が貧乏な店子に恵むという形の贈与、さらには土地の關係に基盤を置く地主ないし家主層が直接貧しい借家人層に資金援助をするという構造が齎す問題を重く見ており、少なくとも構造的にはこのあり方をとるべきでないと考えていたと思われ、この点は、後述のごとく、石之助に関する記述にさらに明瞭に窺える。

そして、山村家に取えて与えられた守銭奴の性格は、御新造に最も強く表れる。御新造は、冒頭から一貫して、気まぐれで自己中心的な上に極度の吝嗇であると描かれ、そのためにお峯を苦しめ、またお峯が働く以前にいた下女達もこれに耐えられずに逃げ出している。特にその極度

---

<sup>54</sup> 大崎自身は、その自伝（〔大崎1903〕161頁）において、下等の長屋を拵えた訳は、「世間を見ると、昔の家を潰していい家を拵えるので、段々下等民の住まう所が無くなる。ドウかして下等民に貸して下等民の便利を図り、そうして自分の商法も立てたい」と思ったからである、と述べている。

<sup>55</sup> 〔塩田・和田・樋口1978〕581頁。

の吝嗇については、ユーモアを込めて語られており、致富に至った町人達の様々な儉約ぶりを滑稽な具体例を用いて描いた西鶴の影響を思わせる<sup>56</sup>が、同時に、この吝嗇が発揮されない局面、これを上回る強い力や論理が働く場合がある、ということも見逃せない。それが血を分けた娘達への強い情、あるいは血縁の論理である。他人に対してはけちな御新造だが、7歳の娘には「踊り」(380頁)を習わせ、「花紅葉うるはしく仕立し娘たちが春着の小袖」(388頁)とあるように、娘達の新春の晴着は物惜しみせず新調し、大晦日に西応寺の娘のお産に呼ばれれば、家内の金を気にしつつも「恩愛の重きに引かれて」(389頁)駆けつける。しかし、この御新造の血縁の情、あるいは血縁の論理への固執こそが、血を分けたわが娘に家督を継がせたいあまりに、道理を枉げて義理の息子石之助を山村家から追い出そうとする算段にも繋がってゆく<sup>57</sup>。換言すれば、御新造にとって、血の繋がらない他人は信用できないのであり、この意識は、その吝嗇で即物的なあり方とも関係していると考えられる。

もっとも、この血縁の情は御新造のみのものではなく、そのために疎まれた石之助の側にも全くないわけではないように見える。石之助は、10年前に、「これを養子に出して家督<sup>あつと</sup>は妹娘の中にとの相談」(386頁)を聞いて放蕩を始めるが、その際、「思ひのまゝに遊びて母が泣きをと父親の事は忘れて」(386頁)、と継母と父とを分けて書いてあり、継母を苦しめたくても必ずしも父を苦しめたいわけではなく、父の愛情は依然としてどこか期待している、という心情が窺える。

しかし、その後に書かれる大旦那の態度は、石之助の淡い期待を裏切るものである。大旦那は、「受宿の老媪」に「甘い方」(379頁)と評されているように、御新造のような極度の吝嗇ではないが、信用をめぐる根本的な意識のあり方は、御新造と似ており、石之助とは鋭く対立する。

<sup>56</sup> 例えば、『日本永代蔵』巻1-2「二代目に破る扇の風」の前半部には、このような笑いを誘う儉約の具体例が描かれている。

<sup>57</sup> この点は、例えば、御新造ほどあからさまに外には出さないものの、明治40年に発表された夏目漱石の『虞美人草』の、義理の息子甲野欽吾を廃して実の娘藤尾に家を継がせようと画策する藤尾の母を想起させる。御新造の意識が決して特異というわけではなく、それだけに厄介な問題であることが窺える。

石之助にねだられて「金庫の間」から「五十円束一つ」を持って来る場面(391頁)によく表れているように、自宅に多くの現金を抱え込み、また実物資産としての不動産をつかんでいる大旦那には、蓄積した金銭を預金したり、株式に投資したりする、すなわち金融資産の形にして外に出して回す、という発想はないのである。

このような大旦那のあり方に対して、一葉は、容赦のない批判の目を向ける。地域社会に根付いた大家主としての立場も関係してか、「世間」の評判を気にする大旦那は、石之助に、「天魔の生れがはり」、「悪者」、といった言葉を投げつける一方で、「此山村は代々堅気一方に正直律義を真向にして、悪い風説を立てられた事も無き筈を」と述べる(391頁)。しかし、それ以前の部分で、山村家は町内一のけちであるとか、「世間に下女つかふ人も多けれど、山村ほど下女の替る家は有るまじ」(380頁)など、散々な噂が立っていることが示されているだけに、それに気づいていない大旦那のこの発言には、強烈的な皮肉が含まれることになる。この一節は、大旦那が石之助の生き方との対比において山村家代々のあり方を評したものであり、確かに石之助と異なり、山村家は代々「破落戸」(391頁)などとの付き合いはなく、博奕にも手を出して来なかった、という点で「堅気」ではあり、あからさまに詐欺的な商売をしていない、という意味では「正直」かも知れない。しかし、山村家の「正直律義」は、自己の利益を着実に追求するという信条に忠実である、という方向にむしろ発揮されており<sup>58</sup>、その財産は、「悪い風説」が示唆するように、貧しい借家人や下女などの弱い立場の者を踏みつけにして顧みないあり方の上に築かれたものに見える。

そして、このような山村家の描き方は、一葉が、西鶴を受容しつつも、西鶴とは意識的に異なる立場をとった点としても注目される。金銭を主題とする西鶴の町人物には、先述のように、時期によって変化が見られるが、致富に成功するか否かはともかく、西鶴の関心の中心は一貫して

---

<sup>58</sup> 「正直」の語は、「正直安兵衛」(381頁)や「正直は我身の守り」(393頁)という形で安兵衛やお峯についても使われており、敢えて同じ語を使うことで、その内実の相違が強調されている。

商業にあり、「金銀はまはり持ち」<sup>59</sup>という認識を示す。よって、基本的には、山村家のように家に現金を貯め込むなど、資産を抱え込んで外に回そうとしないことについては否定的である<sup>60</sup>。また、そもそも商売ではなく家賃や家質を取ることによって蓄財することにも批判的であるが、晩年の作品になるほど、資本を持たない商業の限界が繰り返し語られるようになる<sup>61</sup>のと裏腹に、この批判は若干弱まる傾向がある。すなわち、『日本永代蔵』巻4-1「祈る印の紙の折敷」には、町人が「棚賃・貸銀の利づもりして、あたら世をうかうかと」送るのは「天命」を知らない行為である、とする記述さえ見られたが、『西鶴織留』巻6-4「千貫目の時心得た」では、銀千貫目を貯めた商人が、商売をやめて財産を子に譲り、十貫目以上の家質以外には貸さないように言い含め、その通りにした子の代にはさらに富裕になったことを肯定的に書いている。すなわち、商業によって蓄積した金銭を不動産へ回す、というあり方を認めているのである。これに対して、一葉は、逆に、山村家が貸家という不動産を基盤にして蓄積した金銭を、石之助を通じて、安兵衛のような零細な小商人の商業なども含む、別の経済活動へと回す、という新しい信用

<sup>59</sup> 『日本永代蔵』巻4-1「祈る印の神の折敷」。『世間胸算用』巻5-4「長久の江戸棚」にも「世は回り持ちのたから」という同様の表現が見られる。

<sup>60</sup> 『日本永代蔵』巻6-2「見立てて養子が利発」では、才覚のある小者が、主人が5年間家内に取り置いたという金子百両を見て、「さてもさても商下手なり。包み置きたる金子は、一両も多くはなるまじ。利発なる小判を長櫃の底に入れ置き、年久しく世間を見せ給はぬは、商人の形氣にあらず」と述べており、主人がこの小者を養子にしたところ、「やうやう三千両の身代」を15年経たぬうちに「三万両の分限」にしたという。

<sup>61</sup> 資本の重要性については、『日本永代蔵』において、既に「ただ銀が銀をためる世の中」(巻2-3「才覚を笠に着る大黒」)といった表現で示されているが、一方で無資本でありながら才覚や儉約で致富に至った話も散見する。しかし、『世間胸算用』や『西鶴織留』巻3～6(『世の人心』)等の晩年の作品では、商業による致富の成功譚がそもそも少なくなり、「銀で銀まうくる事ばかりにて、ただとるやうな事はひとつもなし」(『世間胸算用』巻4-4「長崎の餅柱」)、「利発才覚ものよりは常体の者の、質<sup>つねてい</sup>を持たる人の利徳を得る時代」(『西鶴織留』巻6-4「千貫目の時心得た」)など、商人の成功には資本が必須であることを明示する表現が目につく。

のあり方を描き出した。一葉は、商業によって広く社会に金銭を回すという西鶴の関心を受け継ぐ一方で、西鶴と異なり、不動産を基盤とするあり方には一貫して非常に警戒的であると言える。それは恐らく、不動産の場合には、その所有権を笠に着て立場の弱い賃借人等から搾取しようとする面が強く表れやすいことを見抜き、これが大きな問題であると感じたためと思われる。この点を西鶴はあまり問題としなかったことは、その作品において、基本的に他人を顧みずに私利を貪欲に追求する態度が非難されることはなく、明らかな偽物を売るといった人外のことをしない限り、狡猾な方法も肯定され、むしろ相手の苦境など構わずに自らの利益を確保する者こそ「あきなりこうしや商巧者」であるとの記述<sup>62</sup>が見られることから窺える。しかし、この問題を軽視すれば、信用を社会に広く行き渡らせることが難しくなり、長期的には、およそ信用を得られず経済活動を自立して行えない者が増え、経済社会に負の影響を齎すと考えられる。よって、山村家の人間でありながら大胆那や御新造とは鋭く対立し、弱者をも対等に尊重しつつ、不動産を基盤としない経済活動に広く信用を与えようとする石之助の存在が、決定的な意義を持つことになるのである。

## 2. 安兵衛一家の貧窮と信用問題

経済的には豊かでありながら、内部に深刻な対立を抱え込み、ぎすぎすとしたこの山村家と、様々な点で対照的であるのが、安兵衛一家である。両親を早くに亡くしたお峯は、この母方の伯父夫婦を「親」、その息子三之助を「弟」のように思っており(384頁)、この一家の一員と言える。安兵衛は八百屋を営み、貧しいながらも生計を立て、息子も何とか学校に通わせていたが、病にかかって働けなくなったことから窮迫し

---

<sup>62</sup> 『日本永代蔵』巻5-2「世渡りには淀鯉のはたらき」には、「商巧者」の言として、「掛乞の、無常を觀ずる事なかれ」とあり、掛け取りに際しては、相手の苦境等に心動かされることなく、冷静に狡猾な工夫をしてまでしっかり取り立てることが肯定されている。但し、このような考え方自体が大きく変化するわけではないものの、『世間胸算用』をはじめとする晩年の作品になると、狡猾な工夫を凝らす才覚ある商人よりも、払い切れぬ債務を抱えて苦境に陥っている者の方に、関心の重点が移ってゆくことは、注目に値する。

てゆく。商売道具の天秤まで売り、表店の暮らしが立ち行かなくなって、「月五十銭の裏屋」(382頁)に引っ越すが、この頃の東京の家賃として、「月五十銭」は、ほぼ最低に近い価格である<sup>63</sup>。

そして、安兵衛一家の貧窮を決定的にしたのは、高利貸からの借金であった。蓄えのない貧民にとって融通機関の必要性は高く、当時は、ひなし日済・月走・烏金・質屋などの、高利の短期信用に特化した、貧民を主たる対象とする融通機関<sup>64</sup>が存在した。しかし、信用の供与においては、貸し手の資質、特に貸し手が借り手にいかなる態度をとるかが重要な問題であり、こうした融通機関は、自律的な商業活動を支えるのに必要な、高度なモラルを有する専門家集団などではおおよそなく、この点において極めて大きな欠陥を抱えていた。一葉とも面識があり、当時の下層社会のルポルタージュを書いた横山源之助は、東京や大阪などの都会の貧民をさらに不如意にしているのは、まさしくこのような融通機関の問題で、中でも「貧民に対して不人情不道理の行為もこれを嫌わず貪欲饜くなきこと」<sup>65</sup>に表れている、「貸金者の資格の不完全なるは、最も欠点とすべし」<sup>66</sup>、と述べている。特に、田町の高利貸が、安兵衛に、「をどりの一両二分」(386頁)、すなわち1円50銭を払わせて借金の返済を先延ばしする、という形で金を借り換えさせているように、こうした高利貸が、借り手の懇願に任せて、取立て新たに金を貸し続けることは致命的な問題であり、これが実質上、非常な高利に繋がってゆき、蟻地獄に落ちる

<sup>63</sup> [横山1899]によれば、東京の三大貧民窟は四谷鮫ヶ橋、下谷万年町、芝新網であり(27頁)、明治31年2月の調査では、万年町と新網の表店の家賃が月1円20～30銭、裏店が65～70銭程度で、東京市中で最低の家賃は、鮫ヶ橋の38銭という例であろうという(54頁)。

<sup>64</sup> [横山1899]55～57頁。日済は、例えば1円の貸借を証書上は1円20銭とし、日々4銭ずつ払って済としくずすものであり、月走は田町の高利貸と基本的に同じ方法で、証書の金額を1円とすると20銭天引きされ、正味80銭を借りて1か月後に1円にして返すというものである。烏金は、朝若干の金銭を借りて夕暮れにこれを高利と共に返すという、非常に短期の信用であった。

<sup>65</sup> [横山1899] 377頁。

<sup>66</sup> [横山1899] 378頁。

ように借金から抜け出せなくなる仕組みになっていた<sup>67</sup>。田町の高利貸の場合、安兵衛に対して、最初は3か月の期限で証書上は10円貸し付けるとした上で、実際には利子1円50銭を天引きし、証書上は15%だが実質は約18%の利子分を3か月後に払わせ、表向きは借り換えさせたようにして、当時の利息制限法の「元金百円以下ハ一年ニ付百分ノ二十」<sup>68</sup>という制限を超えていないように見せている。しかし、もし安兵衛が元金を返せず3か月ごとに利子分を払い続ければ、実質8円50銭の貸付に対して年6円、すなわち約70%もの高利を払うことになりかねないのである。

日済や烏金等の高利貸は、遅くとも18世紀後期の江戸には少なからず存在し、安兵衛のような零細な小商人を得意客としており<sup>69</sup>、このような問題は明治期に入って初めて出現したわけでは必ずしもない。但し、特に大都市東京の小商人にとって、近世よりも明治期以降の方が、信用の問題は深刻化していたと考えられる。近世中期以降の都市の商人は、通常、職縁的団体である同業者仲間や、町人が都市の区画ごとに形成した町などの地縁的団体、同族団をはじめとする擬制的な血縁団体など、時に重なり合う多様な共同体に属しており、高利貸ではなく、それらを基盤とした信用を得る可能性も少なくなかったからである。こうした共同体の構成員間における信用の供与は、基本的に相互扶助的な性格を持っており、またこれらの様々な共同体に基づく無尽講も多数結成されていた<sup>70</sup>。しかし、明治期以降、これらの共同体は、その性質や地域等

---

<sup>67</sup> [横山1899]は、貧民で日済屋から借りて1度で関係を絶てる者はなく、日済屋と関係のある者は大抵1～2年前から貸借を永續して、ついに一生その境涯から逃れることができなくなるのである、と述べている(56～57頁)。

<sup>68</sup> 明治10年太政官第66号布告第2条。なお、明治前期の法令の検索には「日本法令索引[明治前期編]」(<https://dajokan.ndl.go.jp>)を用い、法令本文は、「国会図書館デジタルコレクション」(<https://dl.ndl.go.jp>)収載の『法令全書』(内閣官報局、1887～1912)を参照した。

<sup>69</sup> [北原1985]12～24頁。

<sup>70</sup> もっとも、近世後期には、無尽講の性質や目的は多様化しており、中には、元来の相互扶助的性格を離れ、富籤のような射倖行為に近いものや取金にかなりの利子を付すものなども存在した。このような多様化に対応して、無尽に関

による時間差はあるものの、解体ないし弱体化し<sup>71</sup>、それに支えられていた信用のあり方も変容してゆく。そして、一葉がこのような変化を痛感していたことは、その日記に頻出する貸借関係の記述から窺える。

父則義を亡くして困窮するようになった一葉らが、借金の相手としてまず頼ったのは、事業に失敗する前の則義がその中心にあった、地縁や血縁に基づく共同体的連帯意識に支えられた集団の構成員達であった。もともと、この集団の形成自体は幕末期に遡り、その中核となったのは、則義の父と親しかった、同じ甲州出身の農民で、江戸に出て士族の株を買い幕吏として出世した真下専之丞であった。則義と多喜は、この真下をモデルとし、甲州から江戸に来て、真下やその周囲の甲州出身者等の協力のもとに互いを親戚とする偽の親類書まで作り<sup>72</sup>、士族の株を手に入れる。世話好きであった真下は、食客を多く抱え、則義を含めて17名の者が士族身分を得るのを助けたとされており<sup>73</sup>、身分制度が揺らぎ始めた幕末期において、社会的地位の上昇のために、こうした人脈が利用されたことが窺える。そして、明治維新の直前に公職を辞した真下に代わり、当時は相対的には裕福であった則義がこの集団の要の役割を引き継いだが、真下のような求心力はなく、構成員との結びつきは金銭貸借を主とするものになっていったようであり、明治6、7年頃より多喜の弟などの同郷人に対して利息付きの金を貸し付けた記録が残っている

---

する研究文献は極めて多いが、例えば、研究史の概要は〔渋谷1983〕にまとめられており、村落に比すれば史料や研究文献の少ない都市の無尽も含む、全体的な概観を与えるものとしては、〔森1982〕がある。なお、無尽を支える思想、特にその相互扶助的な面に着目した興味深い研究として〔ナジタ2015〕も存在するが、細分化した実証的研究との隔たりは大きい。

<sup>71</sup> 例えば、株仲間の解放が明治初期に法令により断行された（〔宮本1938〕339～347頁）のに対して、東京においては、町は制度上の意味を失った後も、明治20年（1887）頃まではその共同性を維持しており、明治21年の東京市区改正条例による市区改正を機に変容してゆくという（〔松山2014〕第9章）。

<sup>72</sup> 真下専之丞を核とする集団の形成や、則義が作成した偽の親類書の詳細については、〔前田1978〕104～120頁、〔和田1954〕37～48頁参照。

<sup>73</sup> 〔阪本1914〕85頁。

という<sup>74</sup>。よって、明治初期において、既にこの集団の性格が変化し始めていることが窺えるが、利息付きとはいっても、基本的に月10円につき25銭の低利で貸し付けており<sup>75</sup>、信用の性質としては、高利貸よりは相互扶助的な無尽講に近いものであったと思われる。そして、多喜や一葉は、則義の事業の失敗と病死により、一転して苦境に陥った樋口家に対して、かつて則義の信用を受けた者達が、相互扶助の意識に基づいて信用を供与してくれることを期待した<sup>76</sup>。しかし、一葉の日記からは、こうした者達が、しばらくは多少の借金に応じているものの、借金の依頼が度重なってゆき、明治26年（1893）6月以降、一葉らが実業に就くための資金を借りようとすると、次々と断っていることが窺える。中でも、多喜の甥で、則義の存命中に樋口家に一時寄宿していたこともある廣瀬伊三郎が見せた反応は、もはや共同体的連帯意識が成り立たないことを一葉に思い知らせるものであった。ちょうどこの年の7月に、東京で商業をする目的で甲州を出て来た伊三郎は、親類の樋口家に対しても、貧民相手の高利貸によく見られた日歩貸しをしようとしたようであり、一葉は、日記に「ことばに絶たるもの也」と記している<sup>77</sup>。しかし、その後、他の親類縁者からも十分な信用を得られず、同年12月には、「伊三郎よ

<sup>74</sup> [前田1978] 110頁、[塩田1968] 90頁。

<sup>75</sup> [塩田1968] 90頁。

<sup>76</sup> 直接の借金の依頼をめぐるやり取りとは異なるが、一葉と真下専之丞の孫渋谷三郎（後の阪本三郎）との縁談が破談になった原因も、樋口家側と渋谷側の信用をめぐる意識の相違にあったと言える。則義は、生前、司法官になることを目指して高等文官試験の準備をしていた渋谷に目をかけて一葉との縁談を持ち掛けていたが、明確には決まらないうちに死去した。そこで、則義に代わって多喜がこれを進めようとしたところ、渋谷が、自らが任官するまでの経済的援助の要求と推測される、「怪しう利欲にかゝはりたること」を言って来たために、多喜がひどく立腹し、破談となったという（「しのぶぐさ」明治25年9月1日、[野口1998]541頁）。その後、試験に合格し、新潟の検事に昇進した渋谷は、明治25年8月に突然樋口家を訪れ、以前は樋口家を「富有と斗思ひしかば無理をいひたる事も有し」と述べつつ、樋口家側からの希望という形での復縁を目論んだようであるが、多喜も一葉も取り合わなかった（「しのぶぐさ」明治25年8月22日、同年9月1日）。

<sup>77</sup> 「につ記」明治26年7月12日。

り金五円かりる 高利の金にて俗に日なしといふもの也 かゝる事物覚えてはじめての事也」<sup>78</sup>と呆れつつも高利貸と同じ日済の形式で借りている。

高利貸に頼りたくはないが、伝統的な共同体的連帯を基盤とする信用はもはや得られない、と悟った一葉は、この後、連帯には頼らない、新たな信用を得る道を模索し始める。それは、一葉が、文学、具体的には歌道によって世に立つまでの間、その成業を見込んで信用を供与してくれる「学あり力あり金力ある人」<sup>79</sup>を探すことであった。明治27年2月には、本郷で天啓顕真術会を創設し人身の吉凶や相場の高低を予言して多くの会員を集めていた久佐賀義孝を訪ね、同年秋には、任侠小説を書いて人気を博し朝日新聞の専属作家となっていた村上浪六のもとを訪れて、支援を頼んでいるが、いずれもそれまで一面識もない相手であった<sup>80</sup>。結局、両者とも一葉の期待したような人物ではなく、久佐賀は経済的援助と引き換えに自分にその身を任せてくれないかと提案して一葉の怒りを買ひ<sup>81</sup>、村上は貸金の約束をしながら一度も果たさなかったようである<sup>82</sup>。しかし、このことは、信用のあり方が、特にその供与者の意識に大きく左右されることを一葉に印象づけ、後述のように石之助の人物像を精緻に造形することに寄与したものと考えられる。

こうした一連の経験を通じて、一葉は、安兵衛一家のような者達が高

<sup>78</sup> 「塵中日記」明治26年12月7日。

<sup>79</sup> 初めて久佐賀義孝を訪ねた日の日記（「塵中日記」明治27年2月23日）に、「学あり力あり金力ある人によりておもしろくをかしくさわやかにいさましく世のあら波をこぎ渡らん」とある。

<sup>80</sup> 久佐賀との初めての面会については、明治27年2月23日「日記 ちりの中」に詳細に記されており、同年の秋に何度か村上を訪ねていたことは、村上の書簡（〔野口1998〕221～222頁）から読み取れる。

<sup>81</sup> このような久佐賀の申し出に対し、一葉は、「一道を持って世にたゝんとするは君も我れも露ことなる所なし 我れが今日までの詞今日までの行もし大事をなすにたると見給はゞ扶助を与へ給へ われを女と見てあやしき筋になど思し給はらばむしろ一言にことほり給はんにはしかず いかんぞや」という返信を送り、あくまで歌道によって世に立つまでの信用の供与のみを頼むという強い決心を示している（「水の上日記」明治27年6月9日）。

<sup>82</sup> 〔野口1998〕221～223頁、〔塩田1968〕535～545頁。

利貸に頼らざるを得なくなってゆく背景を、身を以て知ったのであり、それは、社会の下層の者達をも一定程度支えてきた伝統的な信用の形態が崩壊しつつある一方で、それに代わる新たな信用のあり方も創出されていない<sup>83</sup>という、まさに近代移行期の問題状況を示すものであったとも言える。但し、そうした中でやむなく高利貸の手に落ち、貧窮の一途を辿る安兵衛一家に、一葉は、ただ一つ、息子三之助の存在という大きな希望を残しておいた。孝行息子の三之助が一家にとって精神的にかけがえがないことはもちろんであるが、経済的にも、将来、高収入の職に就けば、一家を貧困から救うことができる<sup>84</sup>。身分制度が廃止された明治前期は、立身出世を目指すことが奨励された時代で、その手段として最も有効と考えられたのが学問であった。学校好きで「先生さまにも褒め物の子」(384頁)という三之助は、学問による立身出世をかなえる素質は持っているように見える。しかし、三之助の通う「五厘学校」(382頁)

<sup>83</sup> 明治期には、一方で、新たな金融機関として、庶民への金融を看板とする貯蓄銀行や信用組が設立されるが、現実には質屋や無尽等に比して、庶民金融については十分な役割を果たしていなかった（〔由井1935〕13～21頁、〔全国相互銀行協会1971〕14～15頁）。さらに、近代的な社会保障制度の未整備という問題もあった。医療保険をはじめとする社会保険制度はまだ存在せず、明治7年に救貧法として出された恤救規則(明治7年12月8日太政官第162号達)は、依然として親族や地域における相互扶助を前提としていた上、身寄りがなく、かつ労働能力を欠く者のみを対象とした、極めて限定的なものであった。

<sup>84</sup> 安兵衛一家の裏屋住まいの様子は、かつて多喜が乳母として仕えていた、旧旗本稲葉家の没落しきった様子をモデルにしているのではないかと推測されており、稲葉家の正朔少年の姿は三之助の描写に影響を与えたと考えられている（〔湯地1926〕207頁）。『大つごもり』執筆の2年前の年末に、『暁月夜』の原稿料を受け取った一葉は、その中の金子少しを、樋口家以上に困窮している稲葉家に歳暮として渡そうと、その裏屋住まいを訪問し、畳がすり切れ、障子も破れ、夜具も手道具もない惨状を日記に記しているからである（「よもぎふにつ記」明治25年12月28日）。但し、そこには、正朔少年が、「成長くならば陸軍の将帥に成りて銀行よりいくらかも金を持ち来たりて父も母も安楽にすぐせん」、と常々言っている、と正朔の母が語ったことも書いてあるのに対し、『大つごもり』のテキストには、この発言は全く利用されていない。一葉が、孝行息子という点は参考にしながらも、三之助に軍人のイメージを結びつけることを慎重に排除したようにも見え、興味深い相違に思われる。

は、貧民の子のために、一日五厘と授業料を安価にし、都合のよい時のみでも通えるようにした学校であり<sup>85</sup>、まだ8歳であるのに貧乏ゆえに蜆売りをして家計を助けようとする三之助が、この先学校に欠かさず通い続け、上級の学校に進学するのは難しいことも示唆されている。実際、貧困と教育の問題は密接に結びついており、貧民窟を調査した横山は、貧民に不就学児童が多く、教育を受けられないために知識もなく思想も養えず、その結果、貧民の子は成長しても貧困から脱せず、すりや窃盗などの犯罪に手を染めることも少なくないことを指摘している<sup>86</sup>。大晦日という一時点に意識を集中する本作品では、三之助の将来の問題は具体的には述べられていないが、三之助がこの先、十分な教育を受けられるか否かは、高収入の職に就き税を納めて社会を支えるような人間になるのか、それとも貧困のまま遂には犯罪に手を出すようになるのか、に関わり、安兵衛一家のみならず、ひいてはその社会の将来を左右する射程を持つと言える。

### 3. お峯を追い詰める構造と盗み

この切羽詰まった安兵衛一家が大晦日を切り抜けるために金策を託されたのが、主人公のお峯である。お峯は、伯父の言葉によれば、山村家には1年前から下女として奉公しており、これが初めての奉公である(385頁)。秋に安兵衛が病にかかった時に、見舞いに行きたくとも、「六づかしき主を持つ身の給金を先きに貰へば此身は売りたるも同じ事」(381頁)と考えてあきらめていることから、恐らく奉公する際に、山村家から給金を1年分程度前借りし<sup>87</sup>、秋の時点ではまだその債務を返し切っておらず、債務奴隷のような状態にあったと言える。お峯が御新造に対して、山村家にとっては端金に過ぎない2円の借金をなかなか頼めないのは、既に指摘されているように、お峯に山村家に対する「雇傭関

<sup>85</sup> [横山1899] 60～61頁の「五厘寺子屋」に関する記述を参照。

<sup>86</sup> [横山1899] 379～382頁。

<sup>87</sup> [朝日新聞社1999] 所収の「全国諸傭平均賃銀累年表(5)」によれば、明治27年の下女の月給の平均は、上等1円23銭、普通93銭、下等65銭、とあるため、およそ10～15円程度を前借りして働いているという設定であろう。

係というより主従関係に近い』<sup>88</sup>意識があるためでもあろうが、奉公時に給金を前借りしたという、この負い目も関わっていると考えられる。

一方、伯父夫婦に対しては、お峯は、父母を亡くした後に養育してくれた恩と、実の親に対するような愛情の両方を感じている。特に養育の恩については、義理の親子であるがゆえに負い目ともなり、孝行をせねばならないと追い詰められる面があると言える。こうした義理の親子関係ゆえに生まれる負い目や遠慮といった心理的負担の問題は、『冥途の飛脚』や『女殺油地獄』をはじめとする作品において、近松が繰り返し描いたものであった。テキスト上、近松の影響は西鶴ほど顕著ではないため、その自覚的な受容の結果か否かは判然としないが、強い愛情で結ばれたお峯と伯父夫婦と、これとは対照的な御新造と石之助、という二組の義理の親子を登場させ、お峯の負い目に加えて、御新造にさえ、内心では石之助が憎くても表向きは邪険にできないという義理の関係ならではの遠慮がある、と描いている<sup>89</sup>ことは、一葉がこの問題をよく認識していたことを窺わせる。

こうしてお峯は、山村家と伯父夫婦の双方に負い目を感じつつ、御新造の機嫌を見計らって借金を頼み、一旦は請け合ってもらうが、大晦日当日、石之助がいて不機嫌な御新造は、約束を反故にする。娘のもとに出かけた御新造と入れ替わりに、寒空の下、初音町からの長い道のりを歩き通してきた三之助が来てしまい<sup>90</sup>、手ぶらで帰らせることもできない、といよいよ心理的に追い込まれたお峯は、悪人にはなりたくないと思いつつも、ついに懸け硯の束になった金から2円を盗み、三之助に渡してしまう。2円は束の封金から抜き取ったため、一見したところ減っ

---

<sup>88</sup> [前田1974] 184頁。

<sup>89</sup> 石之助が家に帰って来た場面において、「憎くしと思へど流石に義理は愁らき物かや、母親かげの毒舌をかくして風引かぬやうに小抱巻何くれと枕まで宛がひて」(387～388頁)、と御新造の様子を描写している。

<sup>90</sup> [高田1984] 15～17頁によれば、初音町から白金台町までの、直線でおよそ8キロ半の距離は、生涯東京市の外に出ることがほとんどなかった一葉の実感できた最遠距離にほぼ匹敵し、8歳の三之助が半日がかりで徒歩で往復するこの距離の圧力も、お峯を窃盗行為にまで追いつめていく装置として、大きな役割を果たしているという。

ていると分からないことも、あたかも短期の信用を受けただけであるかのように、後日、人知れず返しておくことができるのではないか、との期待を抱かせ、盗みへの心理的ハードルを低くしたと考えられる。

「鬼の主」を持ちながら、裏表なく勤めに励み、「辛棒もの」、「感心なもの、美事の心がけ」(380～381頁)、と他人にも褒められる模範的な下女であったお峯が、ついに盗みに手を出すまでに追い詰められてゆくという、この状況と心理の描き方は真に迫っているが、僅かな文言ではあるものの、未定稿から定稿への段階で書き換えがなされている点も注目に値する。2円を盗む直前、お峯は心の中で神仏を拝みつつ、未定稿では「私は悪人でござります」(397頁)と語るが、定稿では「私は悪人になります」(390頁)に変わっている。未定稿においても、その後、「なりたくはなけれど悪人にならねばなりません」(397頁)とあり、「なる」という動詞が既に使われているため、定稿との相違は僅かではあるが、定稿において「なる」に統一したことの意義は無視し得ない。定稿の方では、元来は決して「悪人」ではなかったお峯が、自らの意思にかかわらず、自らを取り囲む状況によって「悪人」に変化させられてゆく、つまり環境や社会が犯罪者を創り出す、というニュアンス<sup>91</sup>が明確に表されている。

但し、お峯は状況に流されてゆく受身一方の人間として描かれているわけではない。「常々をとなしき身」(389頁)で御新造に歯向かうことなどなかったお峯であるが、その夜、奥の間の御新造から懸け硯を持って来るように言われて盗みの発覚を予期すると、大旦那の前で御新造の無情を言っただけ、盗みを白状し、伯父が共謀していないことだけは述べて、信じてもらえねばその場で舌を噛み切って死のう、と開き直ったように覚悟を決める。自死により潔白を示し自らを追い詰めた者への抗議の意を込めるといふ、いわば命を懸けたポトラッチ<sup>92</sup>は、前近代以来の

<sup>91</sup> この点は、ユーゴーの文学の解釈として森田思軒が提唱した「社会の罪」という発想に近い。〔木村2017〕7～12頁は、『にぎりえ』について、この発想の受容を指摘するが、西鶴の受容のように明確に跡付けられるわけではないものの、『大つごもり』にもそれが何らかの影響を及ぼした可能性は十分にあり得る。

<sup>92</sup> 自死は、自らの全てを相手に差し出すことで、相手がそれ以上のものを返

もので、特に武士の間に強く見られた考え方である。

もっとも、捨て身の覚悟をしたからといって、不安が全て消滅するわけではなく、奥の間へ向かうお峯の心の内は「屠処の羊」(393頁)であった。この場面のお峯には、貧窮生活の中でも士族の娘という矜持を失わず、名誉や義侠を重んじる意識を日記において繰り返し示し、それを踏みにじろうとする社会に対して鋭い批判精神を発揮する一方で、信用を得られずに苦しみ、先の見えない心細さを抱え続けた、一葉自身の姿と意識が投影されているように見える。

#### 4. 放蕩息子石之助

最後に、本作品の最大の特徴と言える放蕩息子の石之助について見ておきたい。石之助は、通常ならば重んじられる総領息子であるにもかかわらず、継母の御新造に嫌われ、父の愛情も薄く、妹達も怖がって寄り付かないため、家族内で孤立している。この点は、同じく文芸上の放蕩息子でも、西洋喜劇の放蕩息子が、父とは対立しても母や姉妹は味方にしていることや、近松の世話物の放蕩息子が、時に親子の思いが食い違うことがあっても、基本的に親から強い愛情を受けていることとは対照的である。

石之助の放蕩もこの家族関係と密接に関わっている。先述の通り、そのきっかけは、自分を養子に出して妹娘に家督を継がせようとの相談を耳にしたことであり、放蕩は養子の話を潰して継母を困らせるためでもあった。石之助の思惑通りに放蕩で養子の貰い手がなくなると、御新造らは、財産を少し分与して「若隠居の別戸籍に」という算段をするが、石之助は、今度は法外な「分配金」や「隠居扶持」などの条件を出して反抗する(387頁)。本作品の発表時には、明治民法はまだ施行されていないが、相続の法制上の原則は嫡長男子の単独相続で、それによれば石之助は推定家督相続人であり、相続させられないやむを得ない事由があると被相続人が認めた上で親族協議の手続を経ないと、廃除はできなかつ

---

すことを不可能にし、その結果、一気に形勢を逆転して相手の上に立つという意味を持つ、ポトラッチであると言える。

た<sup>93</sup>。そして、石之助自身も、本来自分が山村家にいるべき人間であると意識し、それを家族にも知らせようとしていることは、未定稿から定稿への中で書き換えられた部分にもはっきりと示されている。未定稿では、父から金を受け取った石之助は、山村家を出る際に、お峯に下駄を直させた上で、「御玄関からお帰りだぞ」(399頁)と述べる。この言葉では帰る場所が山村家以外にあることになってしまうが、定稿では、「お玄関からお帰りでは無いお出かけだぞ」(392頁)と言って、帰る場所は山村家であるから、この家から出るのは「お出かけ」に過ぎない、と明示している。これは、むろん、その前の「さあ行け、帰れ、何処へでも帰れ」(392頁)という父の言葉に対抗するものでもあり、言葉に対する石之助の敏感さを表す台詞と言える。また、釣りから帰った父に金の無心をする時は、花札賭博の借金という、山村家の体面を気にする父にとっては表沙汰になると都合の悪い理由を口実にしており、ここからも石之助の狡猾なまでの利口さが窺える。「子供の時には本の少しものぞいた奴」(392頁)、という父による評もあり、一定の教育は受けていて、15歳で家督相続の件を聞いて敢えて放蕩を始めるなど、早くから鋭い知性と感性を備えていたことも推測される。

そのような石之助の性質は、風変わりな放蕩の内容にも表れており、それは決して自暴自棄によるものなどではなく、いわば計算されたものである。石之助は、品川の遊廓の宴席でその座限りの散財をすることはあっても、一人の遊女や娘に入れあげる近松の世話物や西洋喜劇の放蕩息子とも、西鶴の浮世草子に見える、遊興にはまって身代をなくす商家の二代目<sup>94</sup>などとも異なり、車町の破落戸や伊皿子あたりの貧乏人などに、酒や肴をおごって喜ばせることを道楽としていた。このため、先行研究では、石之助は、「山村家一富める世界への反逆者」<sup>95</sup>とか、『正直律義』の欺瞞のもとに弱者を抑圧してはばからない山村家の贖罪を代行

<sup>93</sup> [高柳1951] 475～478頁。但し、放蕩や無頼は廃除原因にはなり得るため、石之助の地位は危うく、被相続人たる大旦那と親族の意思にかかっていると見える。

<sup>94</sup> 『日本永代蔵』巻1-2「二代目に破る扇の風」には、その典型例が見られる。

<sup>95</sup> [松坂1970] 129頁。

している<sup>96</sup>などと位置付けられてきた。石之助が結果的に「富める世界」の山村家から「弱者」の世界へと金銭を回している面があることは確かであるが、テキストの具体的な記述からは、一葉が、石之助の性質や放蕩の意義を、より精密に捉えていることが見て取れる。例えば、貧しい者に対する石之助の贈与のあり方について、未定稿と定稿の間に差異があることは、一葉がこの点に非常な注意を払ったことを示唆するものとして注目される。定稿において、石之助が山村家から金を巻き上げ、よい正月を迎えさせてやる、と言って、「伊皿子あたりの貧乏人を喜ばして」(387頁)とある部分は、未定稿においては、「伊皿子あたりに子方といひて寒空に尻切の半てん、さらずば半馬鹿に取どころなき子僧などを可愛がりて」(394～395頁)となっていた。子分という意味の「子方」の語が示しているように、未定稿においては、石之助と特定の個人の間、親分・子分のような関係、あるいは特別な強い絆があると読めるが、定稿においては、この部分を削除し、より抽象化した「貧乏人」に変えているため、石之助と贈与の相手との間に、個人的な強い連帯の関係があるとは限らず、少なくともそうした関係があるがゆえに贈与しているわけではないことになる。これは、一葉が、贈与が往々にして親分・子分のような支配・従属関係を発生させることを警戒し、石之助は、相手がそれ以上返せない贈与をすることによって相手を自らの支配下に置くというポトラッチをするようなメンタリティーの持主ではなく、破落戸や貧乏人と付き合っても徒党は組まず、連帯の関係になくても助ける、ということをはっきりさせるためではないかと思われる。要するに、石之助の活動は、特定の貧困者と連帯し、これに信用を与えて救うことを直接の目的としたものではなく、高度に自律的に信用を供与する新しいあり方を目指すことによって、社会の広い層にそれを行き渡らせようとするものであると言える。

贈与、あるいは信用の供与についての石之助の意識が、より明確に表れるのはお峯の救済の部分である。懸け硯の中の「引出しの分も拝借致し候」(393頁)という石之助の受取一通でお峯が助かったことについては、大別すると、石之助がお峯の盗みを承知で行ったという説と、偶然

---

<sup>96</sup> [前田1974] 206頁。

助ける結果になったという説が出されていたが、お峯が盗みを行った場面の「見し人なしと思へるは愚かや」(390頁)という一節を主たる根拠として、後者の説は、現在では基本的に否定されている<sup>97</sup>。但し、その一方で、一葉が、読者に対しても石之助が助けたと露骨には示さず、お峯に対しては石之助が知っていて助けたと決して明白には知らせないように心を砕いたことも確かである。そのことは、未定稿では、石之助が、お峯の盗みの現場を目撃し、「折柄我れにも入用あり、罪はお序ついでに背負てやるべし」(397頁)と積極的にその罪を被るつもりで残りの束をふところに入れた上、寝たふりをしている場面を描いていたのに対し、定稿ではこの場面を全て削除していることによく表れている。これにより、「見し人なしと思へるは愚かや」の一節は、その時点では謎を残しつつ、読者の興味を結末へと掻き立ててゆくことになり、非常に効果的な改変と言える。

そして、匿名でそっと間接的に融通するという、この石之助による助け方については、前田愛氏によって、諸国の怪奇談や珍談を集めた西鶴の浮世草子『西鶴諸国ばなし』の巻1-3「大晦日はあはぬ算用」という作品がヒントを与えたのではないかと推測されている<sup>98</sup>。この話は、大晦日の品川を舞台としており、時間的設定も空間的設定も『大つごもり』に近い。その概要は以下の通りである。

品川で借家住まいをしている原田内助という貧乏な浪人が、神田に住んでいる義兄の医者に無心したところ、「ひんびやうの妙薬、金用丸、よろづによし」との上書を付した金子10両を贈られる。原田は喜び、大晦日に浪人仲間7人を招いて宴を開き、これを披露するが、皆が見て回した後に仕舞おうとすると、1両足りないことが判明する。それぞれ探し回り、上座から一人ずつ順に帯まで解いて改める中で、運悪く1両持ち合わせていた3人目の男が、身の潔白を示すために切腹しようとした時、「小判はこれにあり」、と行灯のかげから誰かが1両を投げ出す。しかし、その後、原田の妻が重箱の蓋に1両が張り付いていたと持って来て、投げ出された1両は、仲間の一人が切腹しようとした者を助けたた

<sup>97</sup> [松坂1970] 127～130頁。

<sup>98</sup> [前田1974] 200～202頁。

めに密かに出したものと分かる。誰も名乗り出ようとしないため、結局、亭主の原田の考えで、1両を一升枡に入れて庭の手水鉢の上に置き、提供した者が黙って持ち帰れるように一人ずつ帰し、全員が帰った後に原田が手燭を灯して見ると、1両はなくなっていた。

目録において、この作品のタイトルの下には「義理」と書かれているが、西鶴にとって、「義理」とは、基本的に、自己の受けた信頼や好意に対していかなる犠牲を払っても応えようとする精神的態度や、生命を賭して自己の名誉を守ろうとする意地であり、その関心の中心にあった町人の世界にはなく、武士の世界のものであった<sup>99</sup>。もっとも、この話に登場するのは、武士といっても禄を得ておらず、中間層の町人よりも明らかに窮迫している浪人達であり、この点は一葉との関係を考える上でも軽視できない。零落して都市の下層民と変わらない貧窮生活を送りながらも、士族の娘という自意識を持ち続け、人としての誇りを重んじる一葉が、類似の境遇にある浪人達の機転のきいたやり方とその裏にある仲間への思いやりに共感し、『大つごもり』創作時に、これを強く意識した可能性は高いであろう。よって、『世間胸算用』と共にこの作品の影響を指摘する前田氏の着眼は鋭いと言えるが、この作品を一貫しているものは「町人のタテマエとされる蓄積の論理への無言の侮蔑」であり、武士の世界では「消費と贈与の論理」が優先し、「金銭は贈与の対象であり、情誼と信義の証し」であるとした上で、蓄積の論理を『大つごもり』の大胆那と御新造、贈与の論理を石之助とお峯に結びつける前田氏の理解<sup>100</sup>は、両作品の要点とその間の複雑な関係を必ずしも捉え得ていない

---

<sup>99</sup> [源1969]72～76頁。但し、源氏は、「大晦日はあはぬ算用」の義理は、「相手、もしくは当事者の立場を傷つけないよう、その場において最もふさわしい、しかるべき処置をするもの」(78頁)で、解釈が非常に難しいが、好意や信頼に対する呼応としての義理や名誉を守るために命を賭す義理とは異なった系列に属する、と述べている(82頁)。確かに、この作品の「義理」は、自己の名誉よりも相手の立場や好意を尊重することに重点がある点で、『武家義理物語』などで多く描かれている義理とは若干異なっており、一葉がこの作品に敢えて着目したことは、その関心の在り処と西鶴の受容の主體的なあり方をよく示しているように見える。

<sup>100</sup> [前田1974]200～202頁。

ように思われる。

まず、前田氏の理解では、両作品が「蓄積」に否定的で「贈与」に肯定的であるように見えるが、西鶴も一葉も贈与一般を肯定しているわけではない。両者は共に、贈与が受贈者に負い目を感じさせ、それが人間関係に深刻な影響を及ぼすという可能性に極めて敏感であり、特に『大つごもり』からは、贈与が贈与者と受贈者の間に支配・従属関係を発生させる危険性を、一葉が強く警戒したことが窺えた。だからこそ、両者は贈与あるいは信用の供与のあり方に、並々ならぬ注意を払うのである。後述のような浪人原田の描き方にも表れている、西鶴が武士に対して見せる、距離をとった態度に鑑みると、「大晦日はあはぬ算用」の末尾の「あるじ即座の分別、座なれたる客のしこなし、かれこれ武士のつきあひ、格別ぞかし」という記述を、単に武士の交際に対する言葉通りの称賛と捉えることはできないであろう。しかし、ここからは、西鶴の関心と評価の対象が、貧しい浪人がなけなしの1両を仲間のために惜しみなく与えたことよりも、仲間に負い目を負わせないように匿名でさりげなく助けるという、その客の洗練された方法と、その意を汲んで匿名性を保ったまま返す方法を考えた亭主の思慮にあったことは、明らかに窺える。そして、一葉もまさにこの点に着目したからこそ、石之助がお峯に金銭を直接渡すのではなく、お峯に負い目を与えないように、素知らぬふりでいつもの放蕩と見せかけて助ける、という形を敢えて選択したと考えられる。

その上で、西鶴と一葉の差異も重要である。西鶴が描いたのは、武士、しかもよく似た境遇の貧しい浪人仲間間の話である。浪人仲間には格別の心遣いを見せる亭主の原田は、その一方で、作品の冒頭において、掛け取りに来た米屋の若い者に対して、「朱鞘そりの反をかへして」にらみつけ、春まで待つように脅すような、「すぐなる今の世を、横にわたる男」とされている。浪人仲間への義理堅さと町人に見せる居丈高な態度とのギャップから生まれる滑稽さは、「町人である西鶴の企んだ皮肉」<sup>101</sup>とも評されているが、換言すれば、格別の付き合いや連帯感、同じ武士身分で貧富の程度も等しく長期的な関係のある仲間という、ごく狭い共同体の中でしか成り立っておらず、このような洗練された贈与、あるいは

<sup>101</sup> [湯沢1983] 36頁。

信用の供与は、その中でしか行われないうことである。これに対し一葉は、『大つごもり』において、石之助が、階層も境遇も大きく異なる上、それまで特別親しかったわけでもないお峯、ひいては安兵衛一家を、西鶴が描いたような洗練された方法で助けることを示した。すなわち、武士の強固な連帯を基盤にしようとした西鶴とは対照的に、およそ連帯に依存しない形の、新たな信用のあり方を目指したと言える。こうした信用が成立し得るか否かにとって、信用供与者である石之助の意識は鍵となる。石之助は、富裕な山村家の人間ではあるが、家内で孤立しており、不動産に依拠して得た利益を貯め込んで外に回そうとしない大旦那や御新造とは真っ向から対立する意識を持つ。徒党は組まず、広く信用を行き渡らせようとし、貧困者に対しても施しをするのではなく、自立し得る者として対等に尊重し、その誇りや尊厳を傷つけない形でそこに信用が入ってゆくように取り計らう存在であった。田町の高利貸からの借金が安兵衛一家を窮地に陥れたように、貧困者への信用のあり方は、貧困の深刻化の主因にもなり得る。よって、石之助は救貧を直接の目的としたわけではないが、土地や権力の関係から距離をとるのはもちろん、連帯の関係にも敢えて依存しない、石之助のような意識を備えた者からなる、高度に自律的な短期信用の世界が成立することが、貧困問題の解決にとっても不可欠である、と一葉は考えたのであろう。

## 結.

石之助という放蕩息子の意識に支えられた、連帯に依存しない信用のあり方は、一葉が、主に近世前期の都市町人の金銭問題を対象とした西鶴から重要な手掛りを得る一方で、当時とは異なり、無尽講や様々な相互扶助の基盤となっていた共同体やそれを支える連帯意識が、特に大都市においては弱体化しているという明治前期～中期の状況を自ら痛感しつつ、新たに考案したものであった。この連帯に依存しないという点は、西鶴と同様に近世前期の町人社会に着目し、権力や土地の関係から距離をとった、自律的な商業世界の成立を目指した近松<sup>102</sup>との相違点でもあ

<sup>102</sup> 信用をめぐる近松の意識については、『冥途の飛脚』を分析対象とする別稿

ると言える。近松は、そのためには、西鶴と異なり、各人が弱者を顧みずに私利を追求するのではなく、弱者であっても踏みつけにされず、水平的に連帯し合える関係を構築することが重要であると考えており、貧困者であってもその尊厳は重んじられるべきであり、この自立を助けることが長期的には経済社会全体を支えることにもなる、と見通した一葉は、その点では西鶴よりもむしろ近松に近い。しかし、近松が、株仲間や町といった共同体が集団として個人を抑圧しがちになる面に対しては批判を向けつつも、個人同士の強い絆に基づく水平的な連帯を信用の基盤として重視したのに対して、一葉は、そうした連帯にさえ頼らない形の信用を追求し、さらに高度な自律性を達成しようとしたと考えられる。

もっとも、当時の日本社会において、現実には、石之助のような意識が醸成され、それに支えられた信用が成立し、お峯のような貧困者にまで信用が行き渡る可能性は乏しかったと思われる。その問題については、一葉の他の作品や当時の現実の状況等の、より踏み込んだ分析を必要とすると考えている<sup>103</sup>が、『大つごもり』においても、実現の困難さは既に示唆されている。石之助は、山村家が不動産を基盤として得た金銭を別の経済活動に投下し、新しい短期信用の世界を作ろうとしているが、自身が山村家の財産を相続するという地位を追われそうになっており、他に収入を得る道を確保しているわけでもなく、その将来は不安定である。石之助の意図を理解し得るであろうお峯、及び安兵衛一家が、もし貧困から脱して自立すれば、今度は石之助の側を支えることが可能となるが、大晦日は乗り切れても、3か月後、あるいはその先に、高利貸との関係を清算できるあてすらない。一葉に、このような長期的な見直しに対する厳しい認識があったからこそ、『大つごもり』は、かえって、石之助があたかもお峯の「守り本尊」(393頁)であるかのようにその危機をそっと救い、大晦日の闇が終わり豊かな新春を迎えて光がさす、そ

---

においても、より詳細に分析する予定であるが、差し当たり〔桑原2013〕840～853頁参照。

<sup>103</sup> 『大つごもり』や一葉の他の作品が、同時代の作家に与えたインパクトは決して小さなものではなかったが、その問題意識が、同時代及び後世の作家等にもどのように受け取られたかについての考察も、今後の課題とする。

の一瞬に焦点を当てて、問題の所在と新しい信用の可能性を極めてインテンシヴな形で示す作品になり得たのではないかと思われる。

### 【引用文献一覧】

- 穴沢清次郎「一葉さん」(吉田精一編『樋口一葉研究』、新潮社、1956、初出は1953)
- 朝日新聞社編『明治・大正期日本経済統計総観』下巻(復刻版、並木書房、1999)
- 近石泰秋「一葉と近松」(『国語と国文学』36-9、1959)
- 富士昭雄・広嶋進校注・訳『新編日本古典文学全集69 井原西鶴集④』(小学館、2000)
- 平凡社編『日本歴史地名大系 13 東京都の地名』(平凡社、2002)
- 平出鏗二郎『東京風俗志』上・中(富山房、1899・1901)
- 平田秃木『秃木遺響 文学界前後』(四方木書房、1943)
- 広嶋進「町人物の展開と晩年の達成——「失敗」と「苦境」を描く作品の誕生——」(谷脇理史・広嶋進編『西鶴を楽しむ 別巻② 新視点による西鶴への誘い』、清文堂出版、2011)
- 今井恵子「新・歌人群像 樋口一葉 言葉の鍛錬としての和歌修行」(『NHK 短歌』2009年3月号)
- 亀井秀雄『増補 感性の変革』(ひつじ書房、2015、初出は1983)
- 橋川武郎・粕谷誠編『日本不動産業史』(名古屋大学出版会、2007)
- 木村洋「『社会の罪』の探索——徳富蘇峰、森田思軒、樋口一葉——」(『日本近代文学』97、2017)
- 北原進『江戸の高利貸』(角川文庫、2017、初出は1985)
- 桑原朝子「近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって(1)(2・完)——貞享改暦前後の日本の社会構造——」(『北大法学論集』64-2・64-3、2013)
- 前田愛「『大つごもり』の構造」(『樋口一葉の世界』、平凡社、1993、初出は1974)
- 前田愛「一葉日記覚え書」(『樋口一葉の世界』、平凡社、1993、初出は1978)
- 松坂俊夫「『大つごもり』論」(『樋口一葉研究』、教育出版センター、1970)
- 松山恵『江戸・東京の都市史 近代移行期の都市・建築・社会』(東京大学出版会、2014)
- 源了圓『義理と人情』(中央公論社、1969)
- 宮本又次『宮本又次著作集 第一巻 株仲間の研究』(講談社、1977、初出は1938)
- 森嘉兵衛『森嘉兵衛著作集 第二巻 無尽金融史論』(法政大学出版局、1982)

- 無陽道人(磯野徳三郎)『依縁軒漫録』(日本新聞社、1893)
- 宗政五十緒・松田修・暉峻康隆校注・訳『新編日本古典文学全集67 井原西鶴集②』(小学館、1996)
- 内閣官報局編『法令全書』(内閣官報局、1887～1912)
- テツオ・ナジタ『相互扶助の経済 無尽講・報徳の民衆思想史』(五十嵐暁郎監訳・福井昌子訳、みすず書房、2015、英語版は2009)
- 中込重明「樋口一葉「経つくへ」・「大つごもり」典拠考」(『日本文学誌要』65、2002)
- 夏目漱石『虞美人草』(新潮社、1951、初出は1907)
- 夏目漱石「現代日本の開化」(猪野謙二編『明治文学全集55 夏目漱石集』、筑摩書房、1971、初出は1911)
- 野口碩「解説」(前田愛・野口碩校注『全集 樋口一葉③ 日記編〈復刻版〉』、小学館、1996、初出は1979)
- 野口碩校注『全集 樋口一葉 別巻 一葉伝説』(小学館、1996)
- 野口碩編『樋口一葉来簡集』(筑摩書房、1998)
- 野間光辰校注『日本古典文学大系48 西鶴集下』(岩波書店、1960)
- 岡保生「一葉と『文学界』」(『国文学 解釈と鑑賞』39-13、1974)
- 大崎辰五郎口述「大崎辰五郎自伝」(横井金谷・大崎辰五郎・添田啞蟬坊『日本人の自伝23 金谷上人御一代記・大崎辰五郎自伝・啞蟬坊流生記』、平凡社、1982、初出は1903)
- 阪本三郎『晚菘余影』(阪本三郎、1914)
- 笹淵友一編『明治文学全集32 女学雑誌・文学界集』(筑摩書房、1973)
- 渋谷隆一「無尽」(加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』、東京大学出版会、1983)
- 塩田良平『樋口一葉研究<増補改訂版>』(中央公論社、1968)
- 塩田良平・和田芳恵・樋口悦編『樋口一葉全集』第一巻・第三巻(上)・(下)(筑摩書房、1974・1976・1978)
- 鈴木博之『シリーズ日本の近代 都市へ』(中央公論新社、2012、初出は1999)
- 鈴木淳『樋口一葉日記を読む』(岩波書店、2003)
- 台東区立一葉記念館編『樋口一葉・資料目録』(台東区立一葉記念館、新版2006)
- 高田知波「距離の物語——『大つごもり』への一視点」(『樋口一葉論への射程』、双文社出版、1997、初出は1984)
- 高柳真三「明治前期家族法概観」(『明治前期家族法の新装』、有斐閣、1987、初出は1951)
- 竹野静雄『近代文学と西鶴』(新典社、1980)
- 竹野静雄「西鶴の「大晦日」——『世間胸算用』の時間——」(『二松:大学院紀要』

18、2004)

滝藤満義「『大つごもり』——「はなし」の方法——」(『国語と国文学』73-2、1996)

谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳『新編日本古典文学全集68 井原西鶴集③』(小学館、1996)

暉峻康隆『西鶴 評論と研究』上(中央公論社、1948)

暉峻康隆・東明雅校注・訳『新編日本古典文学全集66 井原西鶴集①』(小学館、1996)

徳富蘇峰主筆『国民新聞』明治23年(1890)6月20日号

東陽堂編『新撰東京名所図会』第22編・第33編・第34編・第44編・第49編(東陽堂、1900～1907、順に〔東陽堂1900〕・〔東陽堂1902a〕・〔東陽堂1902b〕・〔東陽堂1906〕・〔東陽堂1907〕と略記)

東陽堂編『大日本名所図会 第82編 東京近郊名所図会 第7巻』(東陽堂、1910)

和田芳恵『樋口一葉』(新潮社、1954)

横山源之助『日本の下層社会』(岩波書店、1949、初出は1899)

湯地孝『樋口一葉論』(至文堂、1926)

由井健之助『頼母子講と其の法律関係』(岩波書店、1935)

湯沢賢之助「『大晦日はあはぬ算用』をめぐって——西鶴武家観の一端——」(『日本文学』32-7、1983)

全国相互銀行協会編『相互銀行史』(全国相互銀行協会、1971)

# 人格的利益説の終焉？

齊 藤 正 彰

## 問題の所在

憲法13条の幸福追求権は、憲法に明文規定のない「新しい人権」（非列挙人権）の根拠となる包括的人権規定である。幸福追求権から導き出される権利も、「裁判上の救済を受けることができる具体的権利」であるとされる<sup>1</sup>。幸福追求権に含まれる権利の範囲をめぐっては、大別して2つの学説がある<sup>2</sup>。①人格的利益説は、幸福追求権の「内容（構成要件）を限定し、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体と解する」<sup>3</sup>ものである。これに対して、②一般的自由説は、そのような限定を批判し、「人格的価値が認められない行為にも憲法上の保護が与えられるべき」ことを重要な論拠とする<sup>4</sup>。「人格的利益説が通説であり、有力な批判説として一般的自由説があると説明されてきた」<sup>5</sup>といわれるが、①人格的利益説は説得的であろうか。

<sup>1</sup> 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〈第7版〉』（岩波書店・2019年）120-121頁。

<sup>2</sup> 学説整理の例として、丸山敦裕「憲法一三条論における一般的自由説とその周辺」阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』（成文堂・2015年）573頁以下。

<sup>3</sup> 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣・1994年）344頁。

<sup>4</sup> 木村草太＝西村裕一『憲法学再入門』（有斐閣・2014年）120頁〔西村〕。

<sup>5</sup> 曾我部真裕「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利(1)」法教484号（2021年）63頁。

## I 判例

最高裁は、1969年の京都府学連事件判決で、憲法13条は「国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している」のであり、そして、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（……）を撮影されない自由を有する」とした。同判決は、「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」としており、最高裁も憲法13条から具体的権利が導かれることを認めている。しかし、講学上の①人格的利益説と②一般的自由説のいずれをとるかは明確でない。

最高裁判例には、①京都府学連事件判決の流れを汲み、「個人の私生活上の自由の一つ」として、「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」（外国人指紋押捺拒否事件判決）や、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」（住基ネット訴訟判決）を認めるものがある。②最高裁は、「人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）」（北方ジャーナル事件判決）に言及し、「意思決定をする権利は、人格権の一内容」（エホバの証人輸血拒否事件判決）と認めた。また、「プライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なう」（江沢民講演会参加者名簿提出事件判決）としている。③個人のさまざまな行為の自由が憲法13条の問題とされることがある。「娯楽の自由」としての賭博行為（最大判昭25・11・22刑集4巻11号2380頁）、喫煙（最大判昭45・9・16民集24巻10号1410頁）、髪形（最判平8・7・18判時1599号53頁）、バイクの所有・運転（最判平3・9・3判時1401号56頁）、自己消費を目的とする酒類製造（最判平元・12・14刑集43巻13号841頁）、個人的鑑賞目的でのわいせつ表現物の輸入（最判平7・4・13刑集49巻4号619頁）、恋愛感情の表明（最判平15・12・11刑集57巻11号1147頁）等である。

①人格的利益説は、①の諸判例は学説のいうプライバシー権（自己情報コントロール権）に関するものであり、また、（学説のいう自己決定権に関する事案も含めて）人格関連性によって②と③の扱いが分かれているとみるかもしれない。②一般的自由説は、①の判例も「私生活上の

自由」というだけで人格関連性を強調しておらず、①も③も憲法上の人権に関するものであり、②は「人格的利益」というよりも不法行為訴訟における私法上の人格権である（性別変更訴訟決定のいう「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」が憲法上の人格権である）とするであろう。いずれの学説からも、判例は説明可能とみられる<sup>6</sup>。なお、③は私人間や特別な法律関係における事案を含むことに注意が喚起される。

## Ⅱ 学 説

④人格的利益説から⑤一般的自由説に対しては、人権の範囲を拡大すると、(1)人権と呼ぶには相応しくないものまで含まれることになり、「人権のインフレ化」が生じ、人権の価値が低下する、(2)他の人権や社会全体の利益との衝突も増え、調整のために人権が制約されることも多くなり、結局は人権保障が全体として弱められる、といった批判がなされる。⑥一般的自由説からは、(1)「人格的生存に不可欠な利益」の内容が不明確である、(2)人権の範囲を限定すると人権保障を弱めることになる、との反論がある。

なお、殺人まで含めた一切の行為の自由が「一応の権利」として幸福追求権の対象となるとする⑦「無限定な一般的自由説」が問題となる。憲法により一応の保護を受ける自由の範囲を最大化して、自由を制約する正当化事由の判断を一元化する「一段階画定論」のほうが、判断過程が明確で思考経済に資すると主張されるが<sup>7</sup>、「常識に反する」<sup>8</sup>思考と批判される。「他者の人間性の根幹の否定を直接の目的とする行為」は、「憲法上制約が許容し得るといった次元の問題ではなく、……その禁止が当然視されるべき行為類型」である<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 宍戸常寿編著『憲法演習ノート——憲法を楽しむ21問〈第2版〉』（弘文堂・2020年）71-73頁〔柴田憲司、憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法〈増補版〉』（信山社・2014年）33頁〔山本龍彦〕参照。

<sup>7</sup> 内野正幸『憲法解釈の論理と体系』（日本評論社・1991年）323-326頁参照。

<sup>8</sup> 渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法(1)人権〈第8版〉』（有斐閣・2022年）280頁〔赤坂〕。

<sup>9</sup> 土井真一「生命に対する権利」と「自己決定」の観念」公法58号（1996年）95頁。

④人格的利益説と⑤一般的自由説（重大な他者加害行為等を除外する「限定的な一般的自由説」）は、幸福追求権から導かれる人権の範囲という「入口」では大きく異なるものの、実際に保護される範囲と程度という「出口」においては接近する。④人格的利益説は、人格的利益といえない場合も、「平等原則や比例原則（権利・自由の規制は社会公共の障害を除去するために必要最小限度にとどまらなければならないとする原則）とのかかわりで、憲法上問題となることもありうる」<sup>10</sup>として、恣意的な規制に対して憲法による保護の可能性を認めている。⑤一般的自由説も、人格に関わる制限には厳格な審査を行い、人格的価値に関わらない行為の制限には緩やかな審査を行うことで、違憲審査の厳格度の設定において人格的価値を考慮するとしている<sup>11</sup>。結局、「両説の実際上の差異はそう大きくない」とされる<sup>12</sup>（どの説をとっても結論は変わらないという安全な空域で大仰な空中戦の訓練をしていたということかもしれない）。

④人格的利益説と⑤一般的自由説の「対立は基本権観の違いに根ざしているため、理論上は容易に和解できない」<sup>13</sup>とされるが、両説の対立を架橋ないし止揚する試みもみられる。④両説の「対立は、人権論の想定する人間観の側面と人権保障の担い手として誰に期待するかという側面における対立を含んで」いることを指摘しつつ、⑤一般的自由説は母胎となる「抽象的権利」のレベル、④人格的利益説はそこから派生してくる「具体的権利」のレベルに対応した議論と理解する見解<sup>14</sup>がある。また、⑤幸福追求権からは、プライバシー権のような独立の主観的権利が導出されるとともに、憲法の客観法的側面により「違憲の強制を受け

<sup>10</sup> 芦部〔高橋補訂〕・前掲書（註1）122頁。佐藤幸治「日本国憲法と「自己決定権」——その根拠と性質をめぐって」法教98号（1988年）16頁も同旨。

<sup>11</sup> 戸波江二「幸福追求権の構造」公法58号（1996年）17頁、同『憲法（新版）』（ぎょうせい・1998年）176頁。

<sup>12</sup> 中村睦男「新しい人権」と憲法一三条の幸福追求権 杉原泰雄先生古稀記念論文集『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』（勁草書房・2000年）313頁。

<sup>13</sup> 渡辺康行ほか『憲法 I 基本権』（日本評論社・2016年）114頁〔松本和彦〕。

<sup>14</sup> 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第5版）』（有斐閣・2020年）147-149頁。

ない自由」として一般的自由が保障されるとする見解がある<sup>15</sup>。ただし、①②いずれも、人権の基礎づけ・範囲画定についての③人格的利益説の思考を維持するものと解される。

### Ⅲ 検 討

#### 1 広過ぎた想定と議論の現況

著名な概説書は、「新しい人権として主張されたものは、プライバシー

<sup>15</sup> 小山剛『「憲法上の権利」の作法〈第3版〉』（尚学社・2016年）95-97頁。そこに、法律の留保を「権利」として言い換えた「古典的な一般的自由権」との連関をみる、宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〈第2版〉』（日本評論社・2014年）16頁以下参照。④一般的自由説に分類されることがある橋本公亘『日本国憲法〈改訂版〉』（有斐閣・1988年）219頁も「古典的な一般的自由権」論の流れを汲むものである。なお、「13条前段が「切り札」としての権利を保障し、後段が一般的自由を保障しているとする長谷部恭男教授の見解」は、「「新しい人権」を導出する論拠や基準が論じられてきた従来の学説の対立構図からはやや異なる次元のもの」（曾我部・前掲論文（註5）63頁、65頁）といわれるが、これも「戦前公法学の遺産」を受け継ぐものとされる（宍戸・上掲19頁。なお、新井誠編著『ディベート憲法』（信山社・2014年）62頁〔山本龍彦 参照〕。ただし、③人格的利益説に戦前の一般的自由論を接ぎ木することへの疑問として、西村枝美「一般的行為の自由——それは何か」長谷部恭男編『講座人権論の再定位(3)人権の射程』（法律文化社・2010年）234-235頁。④一般的自由説の意義は自由の制限に法律の根拠を求める「法治国家原理」を主観的権利化することにあるとみて（櫻井智章『判例で読む憲法〈改訂版〉』（北樹出版・2019年）200頁）、「公共の福祉」について「人権の限界」から「国家権力の限界」への「視座転換」が説かれる（木村＝西村・前掲書（註4）121-122頁〔西村〕）。他方、③説・④説の対立とは別の視点で論じようとした⑤説を応用して、③人格的利益説が比例原則や平等原則で説明していたことを客観法論として再整理する傾向もみられる（曾我部真裕ほか編『憲法論点教室〈第2版〉』（日本評論社・2020年）117頁〔田近肇、新井誠ほか』『憲法Ⅱ〈第2版〉』（日本評論社・2021年）45頁〔横大道聡〕、安西文雄＝巻美矢紀＝宍戸常寿『憲法学読本〈第3版〉』（有斐閣・2018年）91頁〔巻〕）。さらに、小山剛＝駒村圭吾編『論点探究憲法〈第2版〉』（弘文堂・2013年）111-114頁〔松本和彦 参照〕。

の権利、環境権、日照権、静穏権、眺望権、入浜権、嫌煙権、健康権、情報権、アクセス権、平和的生存権など多数にのぼる」とする<sup>16</sup>。そうであるとするれば、「現代社会の要請によって生まれてくる新しい人権は、主として私人間に効力を及ぼすことが必要になってくる」のであって、「幸福追求権は、一般的にはそのみでは具体的な人権を生みだすものではなく、民法七〇九条など他の法令の規定による補充をうけて初めて裁判によって実現される人権となる」とする学説<sup>17</sup>が現れたのも理解できる。

しかし、「新しい人権」の議論が勃興した当時はともかく、結局のところ、雑多な「新しい人権」が噴出して憲法13条が「打ちでの小槌」<sup>18</sup>となってしまうことはなかったのである。現在の学説は、①プライバシー権、②人格権、③自己決定権を幸福追求権から導出される権利として挙げるのが一般的である<sup>19</sup>。これらに加えて、④「適正な手続的処遇をうける権利」、⑤「特別犠牲を強制されない権利」が論じられることがある<sup>20</sup>。

①人格的利益説は、「服装、飲酒、散歩、登山、海水浴、自動車ないしオートバイ（バイク）の運転など」<sup>21</sup>の権利が主張されることを忌避して、人格的利益による限定を唱えたものであろう。しかし、②一般的自由説からは、憲法は「ビラを貼る権利」それ自体を「人権」とみるのではなく、ビラ貼りという行為が憲法21条の「表現の自由の保障の範囲内の行為として、憲法上保護される」のであり、同様に、「オートバイに乗る自由」についても、それが憲法上の「人権」かどうかではなく、「自己決定権」の保護領域の範囲内かどうかの問題となる<sup>22</sup>とされる。

<sup>16</sup> 芦部〔高橋補訂〕・前掲書（註1）122頁。なお、戸波・前掲書（註11）178頁。

<sup>17</sup> 伊藤正己『憲法〈第3版〉』（弘文堂・1995年）230-231頁。なお、13条による補充的保障を認めながらも、個別の人権による保障可能性を最大限に検討する見解（渋谷秀樹『憲法〈第3版〉』（有斐閣・2017年）182頁以下）もある。

<sup>18</sup> 戸波江二ほか『憲法(2)人権』（有斐閣・1992年）71-72頁〔松井茂記〕。

<sup>19</sup> ①②③の括り方は文献によって相違があるが、実質的にはこの範疇に収まる。

<sup>20</sup> 佐藤幸治『日本国憲法論〈第2版〉』（成文堂・2020年）199頁、217-219頁、高橋・前掲書（註14）159-160頁。

<sup>21</sup> 芦部〔高橋補訂〕・前掲書（註1）122頁。

<sup>22</sup> 戸波江二「校則と生徒の人権」法セ460号（1993年）76頁、同・前掲書（註11）

## 2 人格的利益説の撤退作戦

④人格的利益説は、憲法13条によって補充的に保障される人権も「憲法上列挙された個別的な基本権と同等の内実をもつ人格的利益にかかわる権利」<sup>23</sup>に限定すべきとする。しかし、「伝統的な個別の人権も、自分の人生について賢明な決定を理性的に下す行為だけ」ではなく「他人からみれば無意味な行為や愚かな行為も保護してきた」ことが指摘される<sup>24</sup>。

ところで、従来、④人格的利益説は、「自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由」<sup>25</sup>ないし「人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由」<sup>26</sup>を対象を限定していた。しかし、④人格的利益説の内部でも、「必要不可欠性」の要件を過度に強調することになれば、悪しき道徳主義への懸念は増大せざるを得ない<sup>27</sup>ことが懸念されていた。それを受けて、④人格的利益説の代表的見解は、人格的生存に「必要不可欠」から、「不可欠ないし重要」<sup>28</sup>を経て、「重要な」<sup>29</sup>に定義を緩和した。さらに、「人格的生存に資するもの、あるいは、人格的生存に合理的関連を有するもの」である限り「保護範囲に含まれる」と解したうえで「自己または他者の人格的生存を害するものを控除する」手法が提

---

187頁。

<sup>23</sup> 樋口陽一ほか『注解法律学全集(1)憲法Ⅰ〈前文・第1条～第20条〉』(青林書院・1994年) 263頁 [佐藤幸治]。

<sup>24</sup> 渋谷＝赤坂・前掲書(註8) 279頁 [赤坂]、赤坂正浩『憲法講義(人権)』(信山社・2011年) 270頁。

<sup>25</sup> 芦部 [高橋補訂]・前掲書(註1) 120頁。

<sup>26</sup> 佐藤幸治『憲法(第3版)』(青林書院・1995年) 448頁。

<sup>27</sup> 土井・前掲論文(註9) 98頁、同「幸福追求権」別冊法セ・岩間昭道＝戸波江二編『司法試験シリーズ憲法Ⅱ〈第3版〉』(日本評論社・1994年) 53頁。

<sup>28</sup> 佐藤幸治「人格的自律権」に関する補論 阿部照哉先生喜寿記念論文集『現代社会における国家と法』(成文堂・2007年) 17頁。

<sup>29</sup> 佐藤幸治『日本国憲法論〈初版〉』(成文堂・2011年) 121頁、同書〈第2版〉(註20) 196頁。

唱されており<sup>30</sup>、「人格的生存との関連性の要求は決定的に緩和され」<sup>31</sup>たと評されている。

広く自由一般に人格的利益の存在を「推定」し、自己・他者加害のものを「控除」するのであれば、㊸一般的自由説と変わらないことになる。決定的な「緩和」が意味するところは、㊸人格的利益説の撤収であろう。これによって、学説の対立は、人格核心説（幸福追求権を「基本権の深奥に位置する根源的な人格の核心」に関わる独立の人権とみる考え方）<sup>32</sup>と㊸無限定一般的自由説という両極を削り取って、人格的価値をめぐる問題を違憲審査の厳格度という一般的な秤にのせる量的問題に移行することになる。もし、そこまでの「緩和」を認めず、人格的利益による人権の限定という立論を維持するならば、その是非について別途の検討が必要である。

### 3 人格的利益のありか

人格的利益による「新しい人権」の絞り込みは、「裁判所の主観的な価値判断によって権利が創設されるおそれ」<sup>33</sup>の考慮であるともいわれる<sup>34</sup>。しかし、「明文で個別的に保障されている人権の中にも、合理性の審査を原則とするものが多く含まれていること」に鑑みれば、「補充的保障の場合に限って、違憲審査基準を厳格に保つために、保護範囲を著しく限定する必要はない」とされる<sup>35</sup>。

<sup>30</sup> 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2) 国民の権利及び義務(1)』（有斐閣・2017年）105頁〔土井真一〕。

<sup>31</sup> 曾我部・前掲論文（註5）68頁。

<sup>32</sup> 芦部信喜編『憲法Ⅱ 人権(1)』（有斐閣・1978年）136-137頁〔種谷春洋〕、芦部・前掲書（註3）342頁。

<sup>33</sup> 芦部〔高橋補訂〕・前掲書（註1）122頁。

<sup>34</sup> ただし、裁判所が強く保護すべきは「民主的なプロセスに関わる権利だけ」とする立場からは、人格的利益は「厳格な審査を導かないはず」とされる（松井茂記「明文根拠を欠く基本的人権の保障」戸松秀典＝野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』（有斐閣・2012年）151-152頁）。

<sup>35</sup> 土井・前掲論文（註9）98頁、長谷部編・前掲書（註30）102頁〔土井〕。なお、

自己決定権は「権利の外延が不明確」であり、「プライバシー権や人格権と異なり、幸福追求権の保障範囲をめぐる学説の対立が先鋭化する」とすれば<sup>36</sup>、幸福追求権全般ではなく、「自己決定権の内容をめぐって、人格的利益説と一般的自由説が対立して」いるともいえよう<sup>37</sup>。しかし、「自己決定は、明文規定のある多くの個別的な基本権にとっても本質的な要素である。例えば、表現の自由は、表現する・しないの自己決定の要素を当然に含んでいる」<sup>38</sup>。ところが、「表現の自由について、通説は、性表現や営利的言論・名誉毀損的言論も表現の自由によって一応保護されていると解しており、表現の自由の保障をその核心にある「政治的言論」のみに限定していない」<sup>39</sup>ことが指摘される。

④人格的利益説を採りつつ、表現の自由については、公権力による制約を受けやすく、萎縮効果の問題があり、他方で自己統治の価値もあるから、保護範囲を広くとる（人格的利益に限定しない）ことは可能かもしれない。しかし、たとえば、22条が営業の自由も含み、29条の保障が「大きな財産」も対象にすることは、人格的利益による限定と平仄が合うであろうか<sup>40</sup>。他の個別的人権にも人格的利益による限定に馴染まないものがある。個別的人権は「それぞれ独自の歴史的背景と構造を担っている」として人格的利益の範囲にとどまらない展開を認めるのならば、13条による補充的保障の対象となる権利についても、「社会政治状況と関係しつつ発展的に形成されていくもの」であって、「その具体的内容は当然多岐にわたる」ことが認められてよいであろう<sup>41</sup>。

人権を基礎づける価値は、人格的利益に限定されず、多元的に考える

---

人権の「道徳的基礎づけ論」が補充的保障の場合に立ち現れてくることについて、土井真一「佐藤幸治教授の人格的自律権論——その意義と射程」法時81巻11号（2009年）62-64頁。

<sup>36</sup> 安西ほか・前掲書（註15）100頁〔巻〕。

<sup>37</sup> 戸波・前掲論文（註11）23頁註36。

<sup>38</sup> 渡辺ほか・前掲書（註13）124頁〔松本〕。

<sup>39</sup> 戸波・前掲論文（註22）77頁。

<sup>40</sup> 戸波江二「自己決定権の意義と範囲」法教158号（1993年）38頁参照。

<sup>41</sup> 佐藤・前掲書（註20）197頁、199頁参照。

ことができるのではなからうか<sup>42</sup>。また、時代・社会の状況によって新たな価値が顕現ないし具体化されることもあろう。憲法97条は、そのような人権のあり方を受けとめたものではなからうか。人格的利益から人権を一元的に説明することは理論的には美しいが、解釈論としての「概念の切れ味は希釈化」<sup>43</sup>するおそれがある。人格的利益が人権の(重要な)根拠の一つであるとしても、種々の人権の基礎には、他にも異なる価値があってよいはずである。

#### 4 “自らの生の作者” 以外への開放

④人格的利益説の代表的見解とされてきたのは、幸福追求権を「人格的自律性を基本的特性」とする「基幹的な人格的自律権」とみる⑤人格的自律権論である。この見解は、自己決定権を「人格的自律権」と呼んでいるように、自己決定権を「人権論の深奥に据えた」ものである<sup>44</sup>。⑥人格的自律権論によれば、幸福追求権は「個人が人格的自律の存在たりうることを包括的に「権利」として保障する趣旨を明らかにしたもの」であって、憲法に「列挙された個別的権利・自由はそこから流出派生してくるもの」であり、「社会権もそれに包摂される」<sup>45</sup>。しかし、社会権それ自体は、自己決定を要素とするものではない。人格価値そのものを保護法益とする権利の中にも、自己決定そのものではなく、人格的自律の

---

<sup>42</sup> 「自律の価値を認める道徳理論は、不可避免的に多元主義の見解に通ずる」(佐藤・前掲論文(註10) 12頁)とされる。また、長谷部恭男『憲法の論理』(有斐閣・2017年) 120頁参照。

<sup>43</sup> 駒村圭吾「人格的自律権構想を振り返る——憲法とその外部」公法78号(2016年) 19頁。

<sup>44</sup> 宍戸・前掲書(註15) 15頁。ただし、土井真一「人格的自律権論に関する覚書」佐藤幸治先生古稀記念論文集『国民主権と法の支配(下)』(成文堂・2008年) 160頁註10。

<sup>45</sup> 樋口ほか・前掲書(註23) 266頁[佐藤]。なお、当初は、「憲法の個別的条項によって保障される各種権利・自由」は基幹的な人格的自律権の「実現にかかわるもの」として、その「核にかかわるものもあれば、周辺部に位置するとみられるべきものもある」(佐藤・前掲論文(註10) 15頁)とされていた。

主体を保護するための権利があろう。人格的自律との関係が間接的であるこれらの人権と、「人格的自律を全うさせるために手段的に一定の憲法上の保護を及ぼす」<sup>46</sup>とされるものとの相違は、相対的ではなからうか。

もし、「人格的自律」に濃密な意味がなく、「自律的な」個人という修飾語程度にとどまるならば、かねて指摘されていた、「人生にとって何が「善」なのかの判断主体はあくまで各人だとするなら、そこに一般的自由説との意味のある違いはないことになる」<sup>47</sup>という批判も、深刻な意味を有しないことになる。

たしかに、㊦人格的自律権論は、「憲法の人権観念を人格と結びつけ、それによって、人権の意味と保障を確定しようとするものであり、人権の基礎をなす個人の尊厳の原理をも視野に入れた議論であって、理論的に妥当なようにみえる」<sup>48</sup>といわれる。「一人ひとりの人間が人格的自律の存在（やや文学的に表現すれば、各人が社会にあってなお“自己の生の作者である”ということ）として最大限尊重されなければならないという趣旨」<sup>49</sup>を幸福追求権に結びつける言説に、憲法学者は魅惑されたのかもしれない。

しかし、「後続諸規定で列記される権利・自由以外でなお「基本的人権」と目すべきものは、11条を通じて憲法上保障されるという考え方もあり

<sup>46</sup> 佐藤・前掲書（註20）216頁。

<sup>47</sup> 渋谷＝赤坂・前掲書（註8）279頁〔赤坂〕、赤坂・前掲書（註24）270頁。なお、渡辺ほか・前掲書（註13）114頁〔松本〕、杉原泰雄編『新版体系憲法事典』（青林書院・2008年）431頁〔根森健〕参照。

<sup>48</sup> 戸波・前掲論文（註40）37頁。他方、「人格的生存という概念は、……価値観の多様性を認める13条前段の個人主義または価値相対主義とは正面から対立・矛盾している」（渋谷・前掲書（註17）180頁）ともいわれる。土井・前掲論文（註44）164頁も参照。

<sup>49</sup> 佐藤幸治『日本国憲法論（初版）』（成文堂・2011年）121頁。それは、「それぞれ他に譲れない何ものかをもって生きる個人を守りつつ」、「各個人が社会にあってそれぞれ自己の幸福を追求して懸命に生きる姿に本質的価値を認め」、「自律的人間の“生”を可能ならしめる、物語（narrative）の共有という視点」から説かれるものである（佐藤幸治『憲法とその“物語”性』（有斐閣・2003年）26-29頁）。㊦人格的自律権論と憲法の物語性について、土井・前掲論文（註35）66頁。

うる』<sup>50</sup>のであって、13条を「人格的利益をその対象とする包括的自由権」<sup>51</sup>とするのが、包括的人権として幸福追求権を捉える今日の理解に「重要な礎石を置いた」<sup>52</sup>学説の理解である。13条の幸福追求権を「人格的生存に必要な権利」<sup>53</sup>とするのが④人格的利益説であるならば、幸福追求権からすべての人権が「流出派生」という⑤人格的自律権論は、それとは異質なものであろう<sup>54</sup>。⑥人格的自律権論は、すべての人権の基礎づけを人格的利益に限定したうえで、さらに、人格的利益を人格的自律によって限定するものと解される。

人格的自律の生き方を目指す人には、自己決定のための権利の保障が重要であろう。しかし、すべての人権が自己決定を要素とするわけではない。「鼓腹撃壤の人生をつつがなく送る人」<sup>55</sup>にも、貧困に苛まれず、違法な捜査活動に晒されず、拷問や奴隷的拘束を受けないことが保障さ

<sup>50</sup> 樋口ほか・前掲書（註23）234頁〔佐藤〕。土井・前掲論文（註44）156頁、初宿正典『憲法2基本権〈第3版〉』（成文堂・2010年）131頁、134-135頁参照。

<sup>51</sup> 芦部編・前掲書（註32）139頁〔種谷〕。田上穰治編『体系憲法事典』（青林書院新社・1968年）267頁〔種谷春洋〕は、社会権の性格を認めることが幸福追求権の「権利性を稀薄化する」と批判していた。なお、芦部信喜＝池田政章＝杉原泰雄編『演習憲法』（青林書院・1984年）194-196頁〔佐藤幸治〕、そこで引用される大西芳雄『憲法と行政訴訟』（有斐閣・1977年）26頁以下参照。さらに、佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣・2008年）100頁。

<sup>52</sup> 芦部・前掲書（註3）335頁。

<sup>53</sup> 種谷春洋「幸福追求の権利」別ジュリ法教〔第1期〕7号（1963年）30-31頁。具体的には、人格権、プライバシー権、「人格の発展としての活動の自由（例えば、精神的、経済的活動等）」が挙げられている（同頁）。幸福追求権は、「直接、人格的生存に必要な個人の領域の国家による侵害からの保障」であって、「憲法上、保障される権利でも、直接には、人格的生存に必要なとされない権利」は含まれない（同31頁）。つまり、幸福追求権が「個人の人格価値から流出する、人格的生存に必要な利益の保護をその内実とする」（芦部編・前掲書（註32）138頁〔種谷〕）という趣旨は、国務請求権、参政権、社会権を排除する意味でいわれているのである。

<sup>54</sup> 佐藤・前掲書（註51）101頁、高橋和之「すべての国民を「個人として尊重」する意味」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革（上）』（有斐閣・2001年）286-288頁参照。

<sup>55</sup> 長谷部恭男『憲法の理性（増補新装版）』（東京大学出版会・2016年）151頁註3。

れているはずである（そもそも、「善」のために懸命に生きるか、ありのままの自分であるかは、憲法が決める問題であろうか）。⑥人格的自律権論を真摯に追求するならば、「人権の定義による人権制限」<sup>56</sup>の問題だけでなく、人権主体性の差別への疑念も生じるとされるのである<sup>57</sup>。

\*引用に際して、原典に付された圏点や下線は（それぞれの文献における用法に相違があることもあり）すべて省略した。

---

<sup>56</sup> 戸波・前掲論文（註40）38頁。

<sup>57</sup> 佐々木雅寿「人権の主体——「個人」と「団体」の関係を中心に」公法67号（2005年）123頁。幸福追求権は、「人間の道徳的人格性の故に保障されるのではなく」、「個別・多様性をもつ各人がその自己愛を追求する自由」のための「過程と領域とを開放しておくことを保障したもの」（阪本昌成『憲法理論Ⅱ』（成文堂・1993年）240頁）とする見解も、その強い批判の対象は「人格的自律の存在としての人間」像にある。批判の検討として、土井・前掲論文（註44）161頁以下。



# マイノリティ言語の 保全政策の規範理論

—— 言語の公共的機能からの基礎づけ ——

辻 康 夫

## 序 本稿の課題

マイノリティ言語の保全・復興は、多文化主義政策において重要な位置を占める。言語の保全・復興は、多くのマイノリティの運動において、重要な目標として掲げられ、そのための政策は、世界各国で広く実践されている。国際的にも、1990年代以降、マイノリティ言語の使用の権利やその保全への関心が高まり、ユネスコなどの国際機関が各種の事業に取り組むほか、各国政府への働きかけも強化されつつある (Mowbray 2012; Wright 2016)。多文化主義の政治理論においても、キムリッカやテイラーに見られるように、言語の保全・復興は重要なトピックでありつづけてきた。しかしながら、政策の正当化の原理や、政策の適切なあり方をめぐっては、多様な意見が存在し、政策実践を整序する理論は確立されていない。

筆者は、別稿において言語政策をめぐるリベラル系多文化主義の理論を検討し、その立論に限界があることを論じた<sup>1</sup>。キムリッカの議論を発展させ、リベラル系多文化主義の論理をつきつめた A. パッテンの最新

---

<sup>1</sup> 「マイノリティ言語の地位をめぐる考察：リベラル多文化主義論の有効性をめぐって」『北大法学論集』71巻7/8号、2021年。本稿はこの続編にあたる。あわせてご参照いただければ幸いです。

の理論も、マイノリティ言語の保全・復興政策を十分に基礎づけられていないのである。現状では、リベラル系の言語政策論は、現実世界で見られる運動や政策実践と、大きな乖離を示している。すなわち、パッテンの議論にしたがうならば、これらの運動や政策実践の多くが、正当性を欠くものとされてしまう。

リベラルの議論が現実の政策実践から乖離するのは、二つの原因によると考えられる。第一の原因は、〈人間の言語使用の力学〉についての想定が不適切な点にある。〈個人が一生を通じてひとつの言語のみを使用する〉というキムリッカの想定も、〈個人が、自らの使用する言語を自律的に選択する〉というパッテンの想定も、言語使用の現実から乖離している。本稿では、社会言語学の知見に依拠しつつ、言語使用の現実や、言語復興政策の手法や効果について、基本的な想定を見直したい<sup>2</sup>。

第二の問題は、リベラルが言語政策を論じる際に援用する〈基本的価値〉が、現実の政策実践から乖離していることである。パッテンの議論は、〈個人の自由〉の平等な尊重を、基本的な価値とし、〈個人の選好〉を平等に扱うことを基本原理としている。しかしながら、現実の政策実践は、この論理のみに沿って行われるわけではなく、他の考慮要素が重要な役割を果たしている。パッテン自身も、自らの理論の考察範囲が限定されており、これが別種の規範的要請によって修正されうることを認めているのである（辻2021, pp.1524-1525; Patten 2014, pp.11-27）<sup>3</sup>。とくに、考慮されるべきは、言語が共同体生活に果たす機能であり、現実の政策実践はこの価値を基礎においている。本稿では、この点に注目することによ

---

<sup>2</sup> 従来、言語政策をめぐる政治理論は、正義論の一般理論から演繹した原則を、言語政策に適用する手法をとってきたが、これらの議論が、現実の言語政策の実践や、これに携わる言語学者の知見を十分に取り入れてこなかったことが指摘されている（De Schutter 2007, pp.1-6）。

<sup>3</sup> パッテンの議論のこのような限定性は、様々な文化要素について問題になりうるが、とくに「言語」をめぐる政策において、この問題は深刻になる。「宗教」をめぐる政策においては、「個人の自由の尊重」が中心的な原理となるのに対して、「言語使用」は社会的性格が大きいので、別種の要請を考慮する必要がある。

り、政策の正当化の可能性を考察したい<sup>4</sup>。

本稿は、以下のような構成をとる。第1章では、社会言語学の知見に依拠しつつ、マイノリティ言語の衰退のメカニズムと、それを保全・復興させるための効果的な政策について考察する。第2章では、言語の保全・復興の政策を、言語が共同体生活に果たす機能を根拠に正当化する議論をとりあげる。以上を通じて、①言語の保全は言語共同体の集合的行為を通じてしかなしえないこと、②言語保全の価値は、個人的な選好の充足にくわえて、共同体生活を保全する点に存すること、③共同体生活の価値に照らして、言語保全・復興の政策が正当化される可能性があることを示したい。

## 第1章 〈言語使用の力学〉と言語復興の手法

リベラルの理論のはらむ弱点のひとつは、〈人間の言語使用の力学〉について、現実に即した想定がなされていない点にある。〈個人が一生を通じてひとつの言語のみを使用する〉というキムリッカの想定も、〈個人が、自らの使用する言語を自律的に選択する〉というパッテンの想定も、言語使用の現実から乖離している。

言語使用は高い社会性を持つ。人間が言語を用いる主たる目的は、他者との意思疎通にあるから、個々の人間は、他者の事情を無視して、習得する言語の選択をすることはできない。換言すれば、人間はコミュニケーションを行う場合に、相手に自言語を使用する圧力をかけ、相手の言語行動に不可避免的に干渉する。言語政策に関する規範理論を構築するに際しては、このような言語使用・言語選択の現実を、よりよく認識する必要がある。以下では、この目的のために、社会言語学の研究に依拠しつつ、言語使用の現実や、言語復興政策の手法や効果について、基本

---

<sup>4</sup> これら二つの点をめぐる洞察は、コミュニタリアン系の政治理論と親和性が高いため本稿はコミュニタリアン系の論者の議論を援用する。もっとも、今日では、リベラル・コミュニタリアンの議論の相互浸透がすすみ、もはや両陣営の間に明確な色分けは存在しない。本稿で取り上げるパウバックも、典型的なコミュニタリアンとは形容できない。

的な想定を見直したい<sup>5</sup>。

## 1. 複数言語の並存状態

キムリッカやパッテンの議論は、複数の言語が、明確な境界をもって存在しているモデルを考える。個々の言語は、安定性・自足性をもち、それらの間の境界は、地理的な境界に対応していると想定される<sup>6</sup>。個々の人間の、特定言語の能力の有無や、特定の言語コミュニティへの帰属の有無も、二元論的に考えられる。すなわち、個人は特定の言語の能力を身につけて、その言語の話されるコミュニティの中で生活する。稀には、新たに別の言語の能力を身につけて、他の共同体に移動する者もいる。このように個々の人間は、ひとつの言語を話し、ひとつの地域の共同体に所属することが、通例と考えられているのである。

たしかに、キムリッカやパッテンが念頭におく、ケベックの社会は、このモデルにある程度は類似する。すなわち、ケベック州の地理的境界内においては、社会生活の大部分はフランス語によって営まれ、他の言語を用いなくても生活できる。一生を通じて、フランス語のコミュニティの中にとどまることもできる。フランス語の話者数も安定しており、消滅の危機にはない。このように、ケベックのフランス語コミュニティは、社会生活をおおう包括性・自己完結性を、かなりの程度、備えているのである。

しかしながら、このようなケベックの状況は例外的である。多くのマイノリティ言語のコミュニティは、包括性・自己完結性をすでに失っており、社会生活の相当部分が、他の支配的言語によって営まれている。マイノリティ集団の構成員の多くはバイリンガルであり、自言語と支配的言語を生活の場面に応じて使い分ける。もっとも、両言語の運用能力

---

<sup>5</sup> デ・シュッターは、言語政策をめぐる政治理論が社会言語学の知見を取り入れるべきことを強調している (De Schutter 2007, pp.1-6)。

<sup>6</sup> キムリッカのモデルにおいて、ナショナル・マイノリティの言語は、自足的な社会制度を基盤にもつことが想定されている。公用語の地位を持たず自足性の低い言語は、長期的には必然的に衰退するものと想定されている。このため、言語の使用領域は、地理的に区画されていると想定されている。

は、個人によって異なり、自言語の方が流ちょうな人もいれば、支配的言語を主として用いる人もいる。このように複数の言語が並存し、それらの使用領域の境界が流動的なことが多いのである。

## 2. 言語使用の領域と役割関係

ひとつの社会内で、複数の言語が使われる場合、それぞれの社会活動の局面ごとに、言語使用のルールが存在する。すなわち、社会活動の「領域 domain」や、「役割関係 role relation」のそれぞれに応じて、明示的ないしは暗黙のルールによって、使用すべき言語が決まっているのである (Fishman 1991, pp.44-45)。活動の「領域」には、家族、教育、宗教、職場、娯楽、メディア、政治、などを区別することができる。また、ひとつの「領域」のなかでも、「役割関係」が異なれば、言語使用のルールが異なりうる。たとえば、同じ「職場」の中でも、使用者と労働者の「役割関係」と、労働者同士の「役割関係」では、コミュニケーションのあり方が異なり、別の言語が使用されることがある。このように、ひとつの社会において、言語使用の局面は細かく分割され、人びとは、それぞれの局面に適切な言語を用いることを期待されるのである。

## 3. 修得言語の決定要因

ある個人が、どの言語を修得するかは、様々な要因によって規定される (Piller 2016, ch.2)。個人が最初に修得する第一言語は、保護者や養育者の意図、および家族、近隣の人々の影響によって決定される。言語はコミュニケーションの媒体であり、発話は相手の働きかけに対する反応として行われるから、子供は話し相手が用いる言語を用いるように動機づけられるのである。

つぎに、子供が初等教育の段階に進むと、授業運営の言語の習得を求められる。多くの場合、支配的言語がこのために用いられるが、その影響は大きい。中等教育の段階では、接触する大人や友人の範囲が広がるが、これらの人びととのコミュニケーションにおいては、通用力の高い支配的言語が用いられることが多くなる。

年齢が上がるとともに、自らの意志で、特定の言語の学習を自覚的に選択できるようになるが、その際には、高等教育や就業の機会へのアク

セスのための必要から、支配的言語の選択を迫られることが多い。

このように言語の習得は、多くの要因の影響のもとで、長期のプロセスを通じて行われる。このプロセスを通じて、個人の言語のレパートリーは変化し、いったん身につけた能力を失ったり、別の語の能力を身につけたりする。習得する言語をきめるのは、本人の選好・選択のみではない。むしろそれ以上に、家族・コミュニティの影響や、社会内の諸言語の通用力・地位が、習得する言語の決定に、大きな影響を与えるのである。

#### 4. 言語の序列・地位

上記の要因のうち、全体社会内における諸言語の地位は、言語の習得を大きく規定する。力 (power) ないし地位 (status) の高い言語は、社会の多くの領域で使われ、通用力が高いため、人びとはこれを習得する動機を持つ。

それぞれの地域社会において、諸言語は、(a) 公用語の地位をもつもの、(b) 公用語ではないが社会内の多領域で用いられるもの、(c) 私的な場のみで使われるもの、に分けられる。これらの序列が、言語習得の動機に影響を与えるのである。

この序列は、世界のレベルにおいても考えることができる。デ・スワーンは、世界で話される諸言語を四つに分類する (De Swaan 2013)。(i) 「周縁言語 (peripheral language)」は、主に日常的な会話に限定して使用されるものであり、今日の世界に存在する言語のうち、98% がこれにあたる。(ii) 「中心的言語 (central language)」は、国家の公用語となっているもので、その数は世界に100ぐらいである。(iii) そのうちの10ぐらいは、とくに有力な言語であり、「強力な言語 super-central language」と呼ばれる。(iv) 英語の地位は別格であり、「超・強力な言語 (hyper-central)」である。

多くの場合、マイノリティ言語の地位は地域社会においても国際社会においても低く、通用性が低いことから、習得の動機を生み出しにくい。さらに、その言語に否定的イメージが付着している場合には、言語の継承がいつそう困難になる<sup>7</sup>。このように、マイノリティ言語の継承をさま

<sup>7</sup> 社会言語学では、個々の言語についての、このような評価を「イデオロギー」

たげる構造的な要因が存在しているのであり、これを存続させるためには、特別の政策が必要なのである。

## 5. 政府による言語保全・復興政策

マイノリティ言語の衰退は、マイノリティ言語が話される活動領域が減少し、支配的言語が使用される領域が増えるという形をとる。これは個人に即してみれば、生活の中でマイノリティ言語を話す機会が減り、その運用能力が低下することを意味する。逆に、言語復興の政策は、個人の運用能力を改善するとともに、それが使われる領域を増やすことをめざすのである。

言語復興には、政府や公的機関の主導する上からの政策と、言語コミュニティ全体による草の根の運動の両方が必要になる。政府が、言語使用のパターンに影響を与えるための政策は、社会言語学において「言語計画・言語政策 Language planning and policies」とよばれる<sup>8</sup>。近代国民国家の形成期以降、諸国は公用語の確立・安定のための積極的な言語政策を行ってきた。今日ではこれらの政策に加えて、マイノリティ言語の消失を防ぐために、同様の政策をおこなうことが必要とされているのである。

この政策には、3つの要素が含まれる (Wright 2016, ch.3)。①言語の地位の向上 (ステータス・プランニング status planning)、②言語の形態の標準化 (コーパス・フランニング corpus planning)、③その習得の促進 (習得プランニング acquisition planning) である。

①言語の地位の向上：言語の地位は、それが用いられる活動領域の広さや機能、その言語の話者の数などによって規定される。前述のように、言語の地位は、その言語を学習・使用する意欲に大きな影響を与えるから、マイノリティ言語の保全・復興のためには、その地位を向上させる

---

とよぶ (McCarty 2013, ch.2)。

<sup>8</sup> 社会言語学において、「言語計画 Language Planning」が、めざされるべき言語使用の状態を指すのに対して、「言語政策 Language Policies」はそのための具体的な政策手段を指すものとして、概念上は区別されるが、その境界はあいまいであり、両者をまとめて、「Language Planning and Language Policies」と称することが多い (McCarty 2013, ch.2)。本稿では、両者を含む意味で、「言語政策」の語を使うことにする。

ことが重要である。このための最も効果的な手段は、マイノリティ集団が自治権を獲得し、その言語を公用語に指定することである。公用語としての使用は、行政、司法、教育、メディア、公共討論など、さまざまな場における、言語の使用機会を飛躍的に増加させ、言語習得の意欲を向上させるのである<sup>9</sup>。

②言語の形態の標準化：ある言語の、コミュニケーション手段としての有用性を高めるためには、正書体、文法、語彙、発音などにおける標準化が行われる必要がある。それは自発的な言語使用を通じて自然に実現するものではない。人間の言語使用には、均質化・統合に向かう力学と、創造的な発話を通じて、分裂・断片化に向かう傾向が、並存しているため、自然な実践にゆだねた場合、多くのバリエーション・方言が持続することになる。

支配的言語は、19世紀から20世紀にかけてのネイション形成の時期に、このような標準化のプロセスを経験し、その後も、学校教育や、語学試験などを通じた標準化が行われている。マイノリティ言語の地位を向上させ、また、また効率的な教育を実施するためには、これと同様の標準化が必要になる場合が多い。

標準化の作業においては、言語使用を記録し、使用例を整理して、正統な用法を確定してゆく。マイノリティ言語の内部にバリエーション・方言がある場合には、正統の基準をめぐって、集団間の対立が起こる場合も多いから、標準化を進めつつも、多様な用法を許容するための調整

---

<sup>9</sup> ウェールズ語の復興は、代表的な成功例である (Wright 2016, pp.290-291)。ウェールズ語による文化や芸術は、近年まで活力を保っていたが、これだけでは、話者の人口の減少を止められなかった。復興の転機となったのは、1990年代のウェールズへの統治権限の移譲であり、これによって、政治・経済におけるウェールズ語の地位が大きく高まったのである。この改革において、ウェールズ政府の諸部門が英語に加えて、ウェールズ語による公共サービスを提供することになった。経済界もこの取り組みに追随し、二言語でのサービスを提供するようになる。この結果、バイリンガル人材の雇用が増え、多くの人の子供の教育において、バイリンガル教育を選択するようになった。このように、政治・経済の領域における地位の高まりにより、話者の数は、減少から増加に転じたのである。

が必要になる。このような作業には、相当量の財政的・人的資源の確保が不可欠である。

③習得の促進：言語習得のうえで、特に重要なのは、学校教育の場である。とりわけ、マイノリティ言語が衰退し、コミュニティが言語継承の機能を低下させている場合、学校が果たすべき役割は決定的になる。

ところで、学校におけるマイノリティ言語の教育には、様々な手法がある。第1の方法は、学校が正規教科としてマイノリティ言語を教えることである。この手法による教育は、一定程度の会話力を涵養するとともに、その言語にたいするプライドを回復させ、学習意欲を高める点で大きな意義がある (Hinton 2001, p.7)。しかしながら、これだけでは、生活の中での実際の使用にはつながらず、その効果は限定的である。より進んだ手法は、教育の一部をマイノリティ言語で行う「バイリンガル教育」である (ibid., pp.7-8)。この手法においては、クラスの中で、当該言語が実用されるメリットがあるが、クラスの外まで言語が広がらない場合が多い。流暢な話者を育てる最善の方法は、教育課程のすべてをマイノリティ言語で行う「イマージョン教育」である (ibid., pp.8-9)。これらのいずれにおいても、言語教育の実施のためには、カリキュラムの再編、教員の養成、教材開発など、多くの労力や資源が必要である (ibid., pp.10-12)。なお、言語習得の促進においては、学校教育のほかにも、就学前児童や、成人に対しての学習プログラムも、重要な意味を持つ。

## 6. 地域コミュニティによる取り組み

言語復興の実現のためには、政府による上からの政策とならんで、草の根の運動が必要である。政府は、言語の地位を向上させて学習の誘因を強めたり、財政支援を行ったりするが、これらの政策が効果をあげるためには、地域社会の強いコミットメントが不可欠なのである。

幼少期の子供の言語修得には、家族が決定的な影響を与えるが、これに加えて、近隣の人びとの影響も重要である。これらの人びとが、子供の言語環境を形作り、マイノリティ言語に触れさせることができるのである。

学童期にも、家族やコミュニティの役割は持続する。マイノリティ言語教育についての学校の姿勢は、千差万別である。一方では、上述のよ

うなイマージョン教育の実践例があるが、他方では、学校運営が主流派によって行われ、マイノリティ言語への軽蔑が残存している学校も少なくない (Wyman 2013)。マイノリティ・コミュニティが、伝統言語を尊重している場合でも、これが学校運営に反映されるとは限らない。したがって、マイノリティ・コミュニティは、学校がマイノリティ言語の教育にコミットするように、ねばり強く働きかける必要がある。

コミュニティはまた、学校内の言語教育の実施についても、大きな役割をはたす。多くの人々にとって、マイノリティ言語を学ぶ動機のひとつは、伝統的な文化実践や、伝統的価値にアクセスすることである。伝統文化と対照することなく言語を学んでもその意味の理解は難しい。そこで、コミュニティが、教室の中に伝統的な文化を持ち込んだり、フィールド学習や、伝統儀礼の体験などを通じて、生徒を伝統文化に触れさせたりすることが重要である (Hinton 2001, pp.9-10)。

子供に対する日常的な働きかけも重要である。子供が学校に入り、コミュニティの外部に交際の範囲が広がると、通用性の高い支配的言語を使う機会が増える (Hinton 2001, pp.7-9)。やがて、子供は支配的言語を身につけ、一定の年齢になるとマイノリティ言語を話すのをやめてしまう。このような傾向に抗して子供の言語使用を維持するには、家族やコミュニティによる励まし、子供の民族的誇りなどを動員しなければならない。すなわち、教育能力のある家庭では、家庭内でマイノリティ言語の使用を励行すべきである。また子供の学習を支援するために、親がナイト・クラスを受講したり、言語の授業でのボランティアをしたりして、言語能力を高めることが有用である。

大人たちがマイノリティ言語の使用を続けるうえでも、コミュニティの連帯は重要である。言語使用の変化の要因は複雑であり、高い運用能力を持つ大人でも、使用をやめてしまうことがある (Hinton 2001, pp.13-14)。話す機会が減れば、会話の能力が徐々に低下し、そうなる間違いを犯すことが怖くなって、人前で話すことが躊躇されるようになる。このような悪循環によって、マイノリティ言語の使用は急速に減少するのである。

若者への無理解が、言語継承を妨げることもある。北米先住民の若者の多くにおいて、伝統言語への敬意は高く、学習意欲も高い。しかしな

がら、彼らはしばしば、年長者から、伝統言語をうまく話せないことを批判される。すなわち、「伝統文化に背を向けている」「英語を好んでいる」とみなされ、若者の主観的な忠誠心や苦悩が理解されないのである。その結果、若者は疎外感をもち、拙い言語をはなすことの気まずさから、伝統言語を話さなくなるのである (Wyman 2013)。

これらの事態に対処するうえでは、コミュニティ全体による取り組みが不可欠である。年長の話者に対しては、言語学習の指導や、セレモニーにおけるスピーチや礼拝の運営を依頼することで、言語を話す意欲を引き出すべきである。若者に対しては、コミュニティ全体で、言語学習を支援することが必要である。いずれにおいても、コミュニティ全体の強いコミットメントが不可欠なのである (Hinton 2001, pp.13-14)<sup>10</sup>。

## 7. 言語復興の諸段階と戦略

フィッシュマンによれば、マイノリティ言語の復興は、一般的な使用の奨励を通じては成功することが少ない。言語使用の状況に応じた政策・活動を、戦略的に行うことが必要なのである (Fishman 1991, p.86)。とくに重要なのは、復興を行う「領域」を適切に選定することである。支配的言語と競合する領域では、支配的言語を使う誘因が強く、マイノリティ言語の使用を増やすことが困難である。そのため、支配的言語と重ならないように、領域を設定し、これをマイノリティ言語の支配領域として確保してゆくことが必要なのである。

フィッシュマンは、言語復興の拠点となる「領域」を、家族および、地域コミュニティに定める (ibid.,p.5)<sup>11</sup>。言語を伝承するうえで、これを子供に第一言語として伝えることが重要であるが、家族および地域のコミュニティは、これを最もよく果たしうるからである。他方で、政治・

<sup>10</sup> フィッシュマンによれば、言語復興が成功するのは、それがマイノリティ集団の大きな運動の一環として位置付けられている場合である (pp.18-20)。言語復興のみの運動が成功することはまずない。

<sup>11</sup> フィッシュマンによれば、最初に復興が行われるべき領域は、家族・コミュニティの領域であり、これは一般的に妥当する原則である。それを他の領域に拡張してゆく際には、コミュニティごとの事情を勘案して、領域を選択することが適切とされる。

経済の中枢領域においては、主流派からの強い抵抗が予想され、支配的言語の支配を崩すことが難しい。中枢領域での改革は、話者人口や政治権力などのバランスが変化したのちに、はじめて可能になるのである。

フィッシュマンは、このような認識にたつて、マイノリティ言語の状態を測定する「世代間断絶スケール」(Graded intergenerational disruption scale)を提示する(ibid., pp.87-109)。これは言語の衰退の段階を8つのステージに分けるもので、言語復興はこの段階を逆にたどってゆくことを意味する<sup>12</sup>。それぞれのステージと、それぞれに適した言語復興の活動は以下のとおりである。

- 第8ステージ：マイノリティ言語の話者が、社会的に孤立し、その言語を使用していない状態。このステージでは、言語復興の活動は、資料を収集して言語を復元すること、言語復興にむけて意識を高めるために大人向けの講習を行うこと、などに向けられる。
- 第7ステージ：マイノリティ言語の話者が、社会のなかで、その言語を話している状態。この段階では、彼らの協力を得て、若者に言語をつたえる事業が行われるべきである。
- 第6ステージ：マイノリティ言語が、インフォーマルな会話や社交の媒体として機能しているが、フォーマルないし専門的な会話には、支配的言語が用いられている状態。この段階では、マイノリティ言語の使用機会を増やし、とくに育児の場の使用を促すことが目標である。このために、話者の地理的な集住や、各種メディアやイベントを用いた交流の活発化がめざされる。
- 第5ステージ：マイノリティ言語の読み書きができる状態。この段階では、印刷メディアを使って、話者の結びつきを強化する活動が提唱される。

---

<sup>12</sup> 言語の衰退・再生の水準を測定するモデルには、他にも、UNESCO (2003) など複数が存在する。これらは、話者の絶対数および人口比、世代間の継承状況、使用される領域、再生の見込み、などの指標を組み合わせで作られる。フィッシュマンのモデルの特徴は、これらの指標に、衰退・再生の力学についての洞察や、再生の手法を組み合わせている点にある。

- 第4ステージ：マイノリティの子弟むけの初等中等教育がマイノリティ言語で行われる状態。この段階では、学校教育をマイノリティ・コミュニティがコントロールし、青少年を話者のコミュニティ内につなぎとめることがめざされる。
- 第3ステージ：職場において、マイノリティ言語が使用される状態。マイノリティの経営する企業の内部や、マイノリティ・コミュニティ内で行われる企業活動などにおいて、マイノリティ言語の使用を要求することが考えられる。
- 第2ステージ：下位のレベルの政府機関、メディア、地方政府機関のサービスがバイリンガルに運営され、全国の放送局の一定時間がマイノリティ言語に割り当てられる状態。
- 第1ステージ：高等教育、職業、政府、メディアの中枢領域の一部が、マイノリティ言語によって運営される状態。

フィッシュマンは、以上の段階のうち、第4ステージまで到達することを、言語復興のさしあたりの目標として設定する (ibid., p.105)。このレベルまで到達すれば、言語の継承や、それを通じたコミュニティ生活が可能になるからである。

## 8. バイリンガリズムの構想

上述のように、マイノリティ言語が、生活の全領域をおおう自足性を達成することは少ない。したがって、マイノリティ言語の話者は、支配的言語の能力をも身につけ、両者を使い分けながら活動することになる。この場合、言語保全・復興のために必要なのは、両者の領域の境界を維持し、マイノリティ言語の使用される領域を確保することである。フィッシュマンは、家族や地域コミュニティなど、ローカルなレベルで、マイノリティ言語を用いた活動を行いつつ、他方で、支配的言語を用いて、中枢領域にアクセスすることを想定する。家族や地域コミュニティは、子供への言語の継承のために重要であり、また文化を共有し、相互に助け合い、人生の意味を理解し合うなど、実質的な共同体生活が展開する領域としての価値が高いのである (ibid., pp.5-6)。

これとほぼ同様な領域の分割は、他の研究者によっても提唱されてい

る (Wright 2016, ch.13; Hinton 2010, pp.36-37; Hinton 2001 pp.12-13)。支配的言語は、高等教育や就業の機会にアクセスする手段として必要である。このためマイノリティ・コミュニティの構成員は、支配的言語の能力を獲得するが、それを主としてフォーマルな用途に使用する。他方で、マイノリティ言語の復興運動は、帰属感やアイデンティティを求める動機から生じている。それは文化表現の手段であり、芸術、宗教、アイデンティティ表現の領域において大きな意味をもつのである。この境界線が維持され、マイノリティ言語の使用領域が確保されれば、両言語が安定して並存できると考えられるのである<sup>13</sup>。

以上のように、言語使用の実践は、固定的なものではないが、それは個人の選択よりも、当該言語をとりまく社会や政治の構造の影響を強く受ける。マイノリティ言語の保全・復興は、この社会的力学に変更を加えるものであるから、容易になしとげられることではない。それは、個々人の行動を方向づける構造自体の変革をめざすものであるから、個々人の自発的な行動にゆだねるのみでは不十分である。マイノリティ言語の保全・復興のためには、マイノリティ・コミュニティの共同の取り組みと、政府の政策・制度による推進の両方が不可欠なのである。

## 第2章 共同体生活の価値による正当化の可能性

リベラルの理論の第二の弱点は、言語政策を論じる際に援用する〈基本的価値〉の想定が、現実の政策実践から乖離していることである。パッテンの議論は、〈個人の自由〉の平等な尊重を、根本的な価値とし、〈個人の選好〉を平等に扱うことを基本原理として組み立てられている。すなわちすべての個人が、みずからの好む言語への支援を、国家から受け

---

<sup>13</sup> これと同様な使い分けがみられるのが、国際語としての英語の場合である。グローバル化が進む中で、多くの人々が第二、第三言語として英語を使用するが、これらの人々の多くは、英語を職業など実務上のコミュニケーションの用途にのみ利用し、繊細な感情表現や親密なコミュニケーションの用途には用いない (Wright 2016, pp.309-310)。

ることを最善の状態と考える。しかしながら、現実の政策実践は、この論理のみに沿って行われるわけではなく、パッテン自身も、自らの理論の考察範囲が限定されていることを認めているのである（辻2021, pp.1524-1525）。

この点に関して考慮すべきは、言語使用が持つ社会的性格である。言語は、意思疎通の媒体であるため、言語を共有することは、円滑なコミュニケーションの条件である。しかも、言語は特定の文化的伝統を保存する媒体となるから、言語の共有は共通のアイデンティティを強化し、緊密な社会関係を涵養すると考えられる。このような言語の作用が公共的生活の維持に重要な役割を果たすとすれば、この機能を維持することは、言語政策を決める際の重要な考慮事項となるはずである。実際のところ、言語保全・復興の運動や政策は、個々人の自己実現ではなく、コミュニティの共同生活や集団的利益を守ることを目的に掲げることが通常なのである。

本章では、言語保全・復興政策を、このような観点から基礎づける、二種類の議論を取りあげる。第一は、〈言語コミュニティに参加する価値〉を根拠とした議論である。第二は、〈民主的統治〉の手段として言語保全・復興政策を基礎づけるものである。この二つの議論は、相互に矛盾するものではなく、同時に援用されることが多いが、ここでは両者を区別したうえで、それぞれの論理を検討したい。

## 1. 言語コミュニティに参加する権利

はじめに取り上げるのは、「言語コミュニティへの参加」を、人間にとっての重要な価値と位置づけるデニス・レオムの議論である。レオムはカナダの法学者であり、フランス語の話者の権利を擁護する議論を行ってきた。彼女が強調するのは、言語使用の公共的性格であり、言語を通じた共同生活の価値である<sup>14</sup>。彼女は、これを根拠にして、話者コミュニティの集団的権利を基礎づけるのである。

---

<sup>14</sup> レオムは、カナダにおけるフランス語の話者の権利をめぐる争点を多数とりあげ、これを法学的観点から考察する中で、貴重な洞察を提示している。ここでは本稿の関心に沿って、彼女の議論を体系的に再構成してみたい。

レオムは、言語使用のもつ社会的次元から議論をおこす。言語を話すことは、それを聞きとどける人がいなければ意味を持たない。言語を話すコミュニティがなければ、個人はそれを話せなくなる。したがって、ある言語を話す自由とは、単に発話を禁止されないという消極的意味でなく、その言語で活動できる環境が存在するという、積極的な意味で理解されなければならない。換言すれば、言語を話す自由とは、その言語で展開されるコミュニティの活動に参加する自由を持つことである (Réaume 2003, pp.289-290)。

共通の文化を介した共同生活への参加は、人間の創造性の発揮される場である。それは人間の生の重要な部分であり、言語はその重要な要素であることが多い。構成員は言語を話すことで、言語を維持し、文化を再生産する活動に参加することになる。個人にとって、自言語を話す集団の存在は、他人と共同で享受される価値なのである (ibid.)。

レオムは言語の持つこのような性格を「参加型財 participatory good」となづける。「参加型財」は、一般の「公共財」とは区別され、それを享受するために、他者もそれを享受する必要がある点を特徴とする (Réaume 1988, pp.7-10)<sup>15</sup>。このような財を享受する権利は、参加者の全体に帰属する集合的権利 (collective right) として観念されるべきであり、個人の権利 (individual right) の集積と理解されるべきでない。たとえば、ゲームの参加者は、外部から干渉されずに、そのゲームのあり方を共同で決める権利を持つのであり、これは、個々人がそのゲームに加入する権利とは区別される。言語コミュニティの場合も同様であり、言語コミュニティは、その話者全体が集団的に、自らの言語や文化のあ

---

<sup>15</sup> Jones (2014) は、レオムの「参加型財」の概念の精緻化を試みている。参加型財の典型的な例は、友情、集団ゲーム、パーティーなどであり、それらを享受するためには、他の参加者が必要になる。また、参加することそれ自身が、享受することを意味する。「参加型財」の概念は、「公共財」(万人に享受可能な財)の概念とは異なる。「公共財」のなかには、個人で享受できるものも多く、これらは「参加型財」にはあたらない。たとえば、「きれいな空気」は、公共財であるが、個人で享受することができる。また、「参加型財」の中には、享受する人の範囲が広い場合(言語や文化)も、狭い場合(ゲーム、友人関係)もあり、後者の享受は万人に開かれていないので、「公共財」には当たらない。

り方を決定する権利を持つ。このように、個々の話者の権利とは区別されて、話者の集合であるコミュニティ全体が、言語実践のあり方を決める権利をもつと考えられる。

包括的な文化を持つ集団は、「文化的自己決定」を持つ (Réaume 1995, p.132)。コミュニティの文化は、特定の価値を重視し、これが社会実践に具体化される。それらは公的・私的な制度によって支えられている。コミュニティは、その文化実践や制度のあり方に働きかけ、これを維持ないし、変容させる。これを、「文化的自己決定」として観念することができるのである。

文化的自己決定は、3つの形態で行われる (Réaume 1995, p.132)。第一に、文化は個々の構成員の行う選択を通じて変化する。個々の構成員は、文化実践のなかで、既存の文化の諸要素を評価し、支持・拒否・修正することで、これを維持したり、変容させたりするのである。このような個人的な選択が積み重なることで、文化は変容を遂げるのである。第二に構成員は、相互の交際・交渉・説得をつうじて、互いの価値観や選択に影響を与え合う。第三に集団はよりフォーマルな決定を通して共同のプロジェクトを組織し、また公的制度を作ることで、文化実践に働きかけることもある。レオムは、このような集団的な自己決定の営みが、尊重を受けるべきことを主張する (Réaume 1995, p.134)。

もっとも、すべての文化集団が、同レベルの尊重を受けるわけではない。レオムによれば、共同生活の充実の程度に応じて、適切な尊重のレベルは変化する。言語集団についていえば、自言語の保全の権利を要求できるのは、自己完結性の高く、生活全体を覆う言語文化をもつ集団である (Réaume 1991, p.49)。また、その言語集団が持続可能であるだけの人数を持ち、その言語を用いて、共同体生活を運営する意志を持っていることも必要である (Réaume 2003, p.291; Réaume 1988, pp.25-26)。このような共同体生活は高い価値を持ち、他の人々は、この共同体の自己決定を尊重すべきなのである。

複数の言語コミュニティが共存するための原則は、それぞれの共同生活を相互に尊重し、再生産・発展の活動を妨げないことである。言語コミュニティの繁栄のためには、第一に、多様な社会領域でその言語を使い、これを通じて言語を発展させることが必要である。第二に、言語を

子供や新入者に継承し、話者を確保することが必要である。言語集団が、外部からの妨害を受けずに、自律的にこのような活動を続けてゆけることが、文化的自己決定の意味するところである (Réaume 1991, p.44)。

レオムは、言語を維持するために、構成員の活動を規制することには否定的である。すなわち、構成員が自発的に言語コミュニティを離脱する自由は否定されるべきではない。本人の望まない形で、共同体生活に参加することは、その意義を大きく失わせるからである。したがって、外部からの不当な介入・妨害のみが抑制されるべきである。しかしながら、これは自発的な離脱が起こる状況に問題がないというわけではない。多くの場合、構成員が離脱する原因は、外部からの不当な圧力である。マイノリティ集団は、外部の圧力に抵抗できないがゆえに、代わりに、その構成員に対して、離脱を規制せざるを得ないのである。したがって、構成員の離脱を妨げるマイノリティ集団を批判するよりも、離脱の原因である、言語集団間の不適切な関係こそを是正すべきなのである (Réaume 1994, p.134; Réaume 1995, p.140)。

それでは、言語集団が、文化的自己決定を尊重しあうためには、どのような制度が必要なのであろうか。この問題を考えるために、はじめに、二つの言語集団が無交渉の状態、独立して存在するモデルを考えてみよう。この場合、文化的自己決定の原則が禁ずるのは、一方の集団が、他方の集団に対して、強制力を用いて、自らの文化を強要することである。他方、一方の言語集団の構成員が、他方の言語集団の内在的魅力に惹かれて自発的に移動し、自言語を放棄する場合には、不当な介入とは見なされない。たとえば、人数の多い言語集団が、その構成員に多様な活動機会を提供できるがゆえに、他の集団からの新入者を獲得したとしても、これは不当な圧力とは見なされない (Réaume 1991, p.44)。

これに対して、ひとつの国家内に複数の言語集団が存在するモデルでは、事情が大きく異なる。この場合には、諸集団が、多くの公的制度を共有することになる。これには、立法府、司法制度、行政サービス、教育制度など、国家が直接運営する制度のみならず、経済制度なども含まれる。これらの制度が、もっぱら主流派の言語によって運営されれば、マイノリティ集団の自律性は大きく棄損される (Réaume 1991, pp.46-47; Réaume 1995, p.136)。すなわち、マイノリティ・コミュニティの構成

員も、主流派言語を用いてこれらに参加せざるを得なくなり、マイノリティ言語が用いられる活動領域は大きく限定される。使用機会が減ること、マイノリティ言語の発展が阻害される。また、マイノリティ言語の習得の動機が減少するため、新入の話者の獲得も難しくなる。こうして、マイノリティ言語の継承が困難になるのである。このように、公共制度を共有することでマイノリティ言語が圧迫され、マイノリティ言語の衰退が引き起こされる場合には、主流派集団が、マイノリティ集団の文化的自己決定を侵害しているといえるのである。

言語集団の十分な繁栄にとっては、その言語で公的生活を送ることが必要であり、そのためには、社会の主要制度に自言語を通じてアクセスできることが重要である (Réaume 2002, pp.617-619)。公生活の多くの部分は、国家の制度に媒介されて行われる。公生活においては、政府自体も、重要なアクターであり、政府は、マイノリティ言語コミュニティに、完全な構成員として参加する必要がある。すなわち、公職者に対して、自言語で意思疎通できることが重要なのである。これによってマイノリティは政府を自らの代表と感じ、社会に受容されている感覚を持つことができる。

このような状態を実現するために、二つの手法を組み合わせることが必要である。第一に、言語集団の境界に対応して、統治制度を分権化し、それぞれの集団が自言語にしたがって社会制度を編成する権限をもつことが望ましい。第二に、全国共通の制度については、主要言語を通じたアクセスが保障されるべきである。レオムの念頭におくカナダでは、連邦制と、連邦レベルの二言語政策によって、これらがおおむね実現している。

(1) カナダの連邦政府は、二言語政策のもと、英仏語の両者を公用語に指定し、両者を対等に用いて政府組織を運用している。レオムによれば、これに加えて、両集団の構成員を多数含んで機能する組織、たとえば、民間企業にも、一定の規制を行うことが望ましい。すなわち、マイノリティ言語を用いた経済活動の機会を確保するために、一定割合のフランス語使用を企業に義務付けることが考えられる (Réaume 1994, p.132)。また政府部門にマイノリティ集団の構成員を登用すること、主流派集団の一定割合が、マイノリティ言語を習得することも必要である

(Réaume 2003, pp.293-294)。

マイノリティ言語による公的制度へのアクセスを保障する以上の政策は、いわゆる「受容 (accommodation)」の政策とは性格を異にする<sup>16</sup>。「受容」の政策は、主流派言語を習得していない者に対して、社会の基本制度へのアクセスを保障するために、マイノリティ言語を用いたアクセスを許容するものである。しかしながら、「受容」の政策は、不便を緩和するための配慮ではあるが、マイノリティ言語をつかった公共生活の価値を認めるものではない<sup>17</sup>。このため、主流派言語を習得している人に対しては、「受容」の政策は不要であり、マイノリティ言語の使用が認められないことになる。レオムの主張する政策は、「振興 (promotion)」のカテゴリに属するものであり、言語コミュニティの維持・発展には、これが必要とされるのである。

(2) カナダにおいては連邦制の下で各州が公用語を定めるが、ケベッ

---

<sup>16</sup> マイノリティ言語への尊重・支援の政策には、「振興」、「受容」、「寛容」の3つのレベルが区別される (辻 2021, pp.1497-1499)。支援はこの順番に、より手厚いものになる。新来の移民などは、いまだ主流派言語を修得しておらず、これに伴う不利益を避けるため、「受容」の政策を必要とすることが多い。他方、古くから国内に存在する地域的・言語的マイノリティや先住民は、多くが主流派言語を話せるが、彼らの固有の言語が周縁化され消失する危険に直面している。彼らに対しては、「振興」が必要になる。

<sup>17</sup> レオムはこれに関連する多くのトピックについて議論を行っている。カナダの司法制度においては、かつて法廷における言語の使用の権利が限定的にとらえられてきた。刑事裁判の被告は、フランス語で話すことができるが、裁判官や検察官は、フランス語に堪能であることを要求されず、(通訳を介して)英語で話すことが許容されていた。この基礎にあるのは、「受容」の発想であり、意思疎通ができれば十分とする考え方である。しかしながらレオムによれば、フランス語を用いた活動の保障こそが重要なのであり、政府もフランス語を用いて当事者と交渉すべきであり、この目的のためにフランス語の話せる裁判官や検察官を割り当てるべきとする (Réaume 1994, pp.37-38; Réaume 2002, pp.618-619)。レオムまた、航空管制の言語使用の問題をあげている。航空管制は、「安全」を根拠に、英語で行うことが定められているが、ケベック内において、管制官もパイロットもフランス語を第一言語とする場合にも、英語を強制する必要があるかどうか、実質的な検討を行うべきであるとする (Réaume 1994, pp.136-137)。

ク州はフランス語を公用語として、公共生活を組織している。レオムによれば、共同体生活の発展のためには、対面的接触が重要であるから、地域ごとに公用語を設定する「領域主義」の原則はおおむね適切である (Réaume 2003, pp.294-295)。ただし、ここで尊重されるべきは、それぞれの言語コミュニティの自律性であるから、領域内の使用言語を均質にすることをめざすべきではない。内部に存在する他の言語コミュニティには一定の自律性を認めるべきである (Réaume 1991, p.47, 49)。各州は英語・フランス語のうち、話者の多いものを公用語としているが<sup>18</sup>、もう一方の言語を話す集団の権利をも尊重するべきなのである<sup>19</sup>。

ところで、マイノリティ言語の使用領域の確保にあたっては、〈個人  
人の言語使用の権利の保障〉とならんで、〈言語コミュニティの活力の  
維持〉を重視すべきである。前者のみに着目すれば、権利の衝突の調整  
は難しくなり、万人の利益を両立させるような分割は不可能になる。地  
理的領域、活動領域をどのように分割しても、自言語を使って活動でき  
ない個人が生じてしまう。しかしながら、後者に力点を置く場合には、  
分割ははるかに容易になる (Réaume 2003, p.292)。社会全体において、  
一定の言語使用が達成されれば、マイノリティ言語の発展の場が確保さ  
れ、言語コミュニティの健全性が維持される。たとえば、職場において、  
すべての従業員に、自らの第一言語を話す権利を保障することは不可  
能であるが、職場全体で、マイノリティ言語の使用頻度を上げることは困  
難ではない (Réaume 1994, pp.131-132)。このため、個々の局面で個々  
人の言語使用をコントロールする必要はなく、一般的な趨勢をコント  
ロールすれば足りるのであり、領域の分割に伴う困難が緩和されるので  
ある。

---

<sup>18</sup> ただし、ニューブランズウィック州は、英語・フランス語を公用語とする  
二言語政策をとっている。

<sup>19</sup> かつてケベックでは、商業看板にフランス語表記を求め、英語の看板のみ  
ならず、二言語表記の看板までも禁止していた。レオムは、この規制が英語系  
コミュニティの共同体生活を過度に制約するとして、批判的である (Réaume  
1994, pp.134-135)

## 2. 民主政治と公共文化

マイノリティ言語の保全・復興政策を擁護するもうひとつの議論は、民主的統治の価値に訴えるものである。リベラル・コミュニタリアン論争以降、規範的政治理論の領域では、自由民主主義社会の維持のために共有されるべき文化・価値観のあり方が、議論されるようになった。近年は、社会経済的格差の拡大や、文化的多様性の増大とともに、この問題への関心がいっそう高まっている。このような流れの中で影響力をもつ議論のひとつに、デイヴィッド・ミラーの「リベラル・ナショナリズム論」がある (Miller 1995; idem 2007)。以下では、ミラーの議論を検討したのちに、これと関連づけながら、ライナー・パウベックの重層的デモクラシー論を検討し、マイノリティ言語の保全・復興政策の正当化について考察したい。

リベラル・ナショナリズム論は、リベラルな諸原理にコミットし、文化的多様性を尊重しつつも、他方で、ナショナリズムが民主政治に果たす役割を重視し、その涵養を主張するものである。ミラーは次のような議論を展開する。「ネイション」は、倫理的共同体の一種であり、構成員相互間には、部外者に対しては向けられない特別の道徳的義務が存在する (Miller 1995, ch.3)。すなわち、互いに同胞としての感情をもつことで、高度な義務が生み出される。民主主義国家は、社会契約にもとづく権利・義務の関係のみでなく、ナショナリズムの生み出す連帯の感情を活用することで、よりよく機能することができる (ibid., pp.71-73)。たとえば、相互の助け合いが成り立つためには、必要な時に自分も助けてもらえるという信頼関係が必要である。ナショナリズムは、このような信頼関係を支えるうえで、重要な役割を果たす。これによってはじめ、福祉制度の維持も可能になるのである。

ここで、構成員相互間の義務の内実を決めるのが、「公共文化」である (ibid., pp.68-69)。公共文化は、自由民主主義の基本原理にかかわるものから、日常生活のマナーまで、社会生活を規制する多様な規範を含んでいる。それは歴史的に、様々なアクターによる交渉・議論・集合的決定によって形作られ、また更新されてきたものである。それは伝統から力を引き出す一方で、新しい時代にあわせて修正することも可能である (ibid., p.70)。したがって、ナショナルな公共文化から、排外主義的

要素・差別的要素を除いて、マイノリティ集団を包摂するものへ変えてゆくことも可能である (ibid., pp.141-145)。このようにミラーの議論は、民主主義を機能させるうえでの必要によって、ナショナリズムの涵養を正当化するものであり、リベラルの立場とも矛盾しない理論構成がとられている。

ミラーの議論は一定の説得力をもつが、問題となるのは、多様なレベルの政治共同体のなかで、国家レベルの共同体のみを特権化し、下位のマイノリティ集団を軽視している点である。ミラーの関心のひとつは、グローバル化のもとで、福祉国家の連帯を維持することであり、この点からは、彼の関心が国家レベルの共同体に向かうことは理解できる (ibid., pp.186-187)。ミラーによれば、グローバル化によって、人びとの経済的立場は、グローバルな市場の力に従属するようになる。ここから利益を受けるのはエリート層に限られ、非エリート層との較差は拡大する。これを抑制できる「福祉国家」というプロジェクトは、ナショナルな構想として生まれ、そのようなものであり続けてきた。福祉国家は、ネイションの力に支えられることで、初めて機能しうるからである。かくして、国家レベルのナショナリズムを、外におけるグローバル化と、内におけるマイノリティの挑戦から擁護することが、ミラーの関心なのである。しかしながら、このようなミラーの議論は、ネイションが人々の忠誠を独占できた条件が失われたことを、むしろ明らかにするものであろう<sup>20</sup>。われわれはむしろ、このような変容を受けとめるところから、議論を始めたい。

ミラーに向けられる批判の第一は、マイノリティ集団に対する正義をめぐるものである。W. キムリツカは、一方で、ミラーにしたがって、国家レベルのアイデンティティの涵養 (「ネイション形成 nation

---

<sup>20</sup> 福祉国家を守るというミラーの実践的関心が妥当であるとしても、「ナショナリズムの涵養によって福祉国家が救えるのか」、「望ましいタイプのナショナリズムを作り出せるのか」、「その政策が福祉国家擁護という目的によって正当化できるのか」などの点を論じる必要があり、論証のハードルは高いと思われる。ここでは、そこまで議論を広げずに、むしろ、状況の変容を受けとめるところから議論を行いたい。

building]) を是認するが、他方で、これが正当性をもつ条件として、マイノリティへの適切な権利付与が不可欠であると論じる<sup>21</sup>。近代国家は、かつて先住民やナショナル・マイノリティを編入してきたが、ほとんどの場合に、編入の条件は不当であった。あるいは、当初は正当な条件が提示された場合でも、のちの歴史のなかで、それが放棄され、不当な抑圧が行われてきた。国家は、このような過去の不正義を是正し、これらの集団と適切な関係を確立しないかぎり、マイノリティに服従を要求する正統性を持ちえないのである (Kymlicka 2001; idem 2016; idem 2018)。正義のもとづくこのような論理によって、キムリッカは先住民やナショナル・マイノリティに対して、自治権や文化的な自己決定権を付与すべきことを主張するのである。

ミラーへの第二の批判となりうるのが、国家およびナショナリズムの役割の低下の指摘である。ミラーの主張とは異なり、国家が他のレベルの共同体に対して優位を主張する根拠が、弱まりつつあるというのである。社会言語学者 S. ライトは、近年のマイノリティ言語の復興運動の背景として、この点を強調する (Wright 2016, chs.2, 3)。西洋において 19世紀から 20世紀の半ばまでは、ネイション・ステイト全盛の時代であった。中央集権的国家機構が整備され、統一的な法制度や一国単位の市場が形成される。他方で、対外的には、軍事的競争が激しくなり、経済ブロック間の対立が深まる (pp.41-43)。やがて各国は、総力戦に突入してゆく。この時期、民族自決の原則によって、各ネイションに政治的独立性が認められたが、この資格を得るためには、経済的、および軍事的に、世界の競争の中で生き延びられる規模を持つことが要求された。このため、小集団の分離独立は困難であった (pp.40-41)<sup>22</sup>。

この時期には、国家の統合を強化し、国家の活動に国民を動員し、犠牲を強いるために、強力なナショナリズムが不可欠であった。ドイツ・

<sup>21</sup> この点をめぐるキムリッカの議論については、以下を参照されたい。辻 (2021), pp.1521-1523。

<sup>22</sup> 経済的、軍事的な自足性を達成できない集団は、ネイション・ステイトとなることを否定された。たとえばチェコとスロバキアの独立にあたり、両者が単一の国家にまとめられたのはこのような理由による (Wright 2016, p.40)。

ロマン派の観念を引き継ぎつつ展開したナショナリズムの思想の中では、それぞれのネイションが、独特の個性を持つことが想定され、民族の言語はその中核として高い価値を与えられた<sup>23</sup> (ibid., pp. 36-40)。それぞれの民族は、太古にさかのぼる歴史の神話を作り出し、集団的アイデンティティを強化したが、この作業には言語学者が大きな役割を果たした (ibid., p.30)。言語の標準化は、一方では、全国単位の統治や経済活動を円滑にするという機能的要請に応えるものであったが、同時にそれは、他の集団との差異を明らかにし、国民の連帯感を強化するうえでも大きな役割をはたした (ibid., p.50)。このため各国は、標準語の確立のために多大な努力を行ったのである<sup>24</sup>。標準語の確立は、太古からの民族的アイデンティティを回復するプロジェクトとして表象され、自国語の語彙を純化するという目的が掲げられた。このために外国由来の単語を排除し、これを自国風の造語によって代替する作業も推進された (ibid., pp.64-67)。標準化された言語は、公教育のシステムをつうじて社会に浸透させられた (ibid., pp.69-71)。言語の標準化は、国家単位のネイション文化を強化し、これへの同化が、国家への忠誠と同一視された。他方、マイノリティ言語は抑圧され、周縁化された (ibid., pp.73-75)。

ところがこのような状況は、20世紀の末に、大幅に変化する。経済の領域ではグローバル化がすすみ、国境を超えた活動が増加するとともに、国民経済をコントロールする国家の機能が大きく低下する。軍事的には、国際的・超国家的な安全保障の制度が発達し、共同の秩序維持が行われるようになる。とくに、ヨーロッパ諸国においては、域内の経済圏が統一され、安全保障の権限が国家から EU に移譲されることで、国家の役割は大きく低下した。

こうした状況を背景に、人びとの政治的忠誠の対象も分化をとげる。

<sup>23</sup> フィヒテは、異なる言語ごとに、異なるネイションが存在すると主張し、ヘルダーは、言語が民族の魂を体現しているとした。ネイションと言語のつながりは非常に強力であった (ibid., pp. 50-51)。

<sup>24</sup> 国家形成がネイション形成に先行した西欧よりも、ネイション形成が先行したドイツなど中東欧において、標準語確立の政策はより精力的に推進された (ibid., pp. 50-52)。

一方では、EU レベルの統治の機能が増大し、これを民主的にコントロールするために、EU レベルのシティズンシップ意識の強化の必要が語られるようになる。他方においては、国内のマイノリティ集団が、国家からの自立をめざすようになる (ibid., pp. 248-249)。これらのマイノリティ集団は、その規模が小さいために、従来は国家を形成する資格を与えられず、文化的にも抑圧を被ってきた。しかし、近年、経済的なグローバル化と、地域的安全保障が進展したことによって、経済的にも、軍事的にも、大規模国家に包摂されている必要が減少し、自立を求めようになったのである。このように、国家の機能が低下し、主流派ナショナリズムへの同化の要求が正当性を減じるなかで、マイノリティ言語や文化の復興の動きが生じてきたのである。

こうして、かつて国家レベルに集中した政治的機能が、国際・超国家レベル、および地方・ローカルレベルに移転されることになる。安全保障や経済の管理は、国家を超えるレベルへ移譲される。他方で、より親密な帰属意識は、国家より下位の共同体に向けられる傾向が強まる。こうして人間のアイデンティティは、これら3層に分かれるのであり、言語使用のルールも、そのそれぞれに応じたものに分化すると考えられるのである。

このような動向に照らしてみた場合、ミラーの議論の限界も明らかであろう。福祉国家の維持のために、国家レベルの連帯感を維持するという関心は正当に思われるが、共同体生活の単位が分化しつつあることに対応して、尊重されるべき「公共文化」の単位も、重層的に考えることが適切と思われる。この点を修正するならば、ミラーの議論は、マイノリティ・コミュニティの言語保全政策を基礎づけるために、転用することが可能になる。実際のところ、以下に検討するバウベックは、共同体の重層化を前提としたうえで、ミラーと類似する議論を展開しているのである。

### 3. 自治の権利にもとづくマイノリティ言語の保全

ライナー・バウベックは、グローバル化や地域統合を念頭に、「重層的シティズンシップ (multi-level democracy)」の規範理論を展開する政治学者である。彼はすべての人が持つ、民主的な自治への権利を根拠に、

マイノリティ言語の保全政策を基礎づける。以下では、はじめに、彼の自治の構想を概観し、次にこれをふまえた彼の言語政策論を検討したい。

バウベックが問題とする「民主的統治」とは、構成員の参加を介した政治的決定の仕組みである。民主的統治の担い手が「人民（デモス）」であり、一体になって、政府をコントロールする。民主的統治が成り立つためには、外部の介入を受けない独立した場を確保し、個人が平等な構成員として、集団的自己決定に参加できる制度が必要である。彼によれば、人間が自由や幸福を実現するうえで、特定の政治体における民主的統治に参加することには高い価値が存在する（Bauböck 2018, pp.10-11）。民主的統治の目的は、政治的決定に対して民主的な正統性を与えることである。民主的な正統性は、正義の実現の手段にとどまるのではなく、それ自体、固有の価値を持つ。両者は相互に独立した価値なのである。非民主的な統治体制は、私的な自由や一般的利益を実現できるかもしれないが、民主的正統性の価値をもたないのである。

民主的統治は、複数のレベルで行われるが、このうち最も重要なものは、国家のレベルである（Bauböck 2018, pp.15-18）。他のレベルの政治共同体と比較した場合、国家のレベルでは、境界が明確であり、構成員の変動が比較的少ないため、強い程度の自治が成り立ちやすい。他方で、国家がすべての統治権限を独占することは不適切である。すなわち、第一に、国家の統治権は、国家を超えるレベルの統治によって制約される。このレベルの統治は、種々の国際機関に媒介されるが、とりわけ EU においては、国家統合を通じて国家の権限の一部が、国家を超えたレベルの組織に移譲されている（Bauböck 2018, pp.61-62）。第二に、下位のレベルについては、民主主義の観点から、地域単位の自己統治が必要である（Bauböck 2018, pp.58-61）。全国レベルの政府は、全国レベルの主流派によってコントロールされる可能性が高いから、ここに権力が集中すれば、地域の利益が尊重されない危険がある（Bauböck 2014, p.752）<sup>25</sup>。地域レベルの自治の必要は、当該の共同体が、民族的マイノリティを代表している場合にはいっそう高まる。バウベックによれば、歴史的に自

<sup>25</sup> バウベックは、スキナー＝ペティットに提唱されている新・共和主義の議論を受け入れ、「非支配 non-domination」の観点から、この点を強調する。

己統治の経験をもつ集団、ないしは、それを望み続けてきた集団は、自治を要求する強い権利を持っている。民族的マイノリティの多くは、これに当たるのである (Bauböck 2018, pp.43-44)。国家はこうした集団の存在をみとめ、自治権を認める必要がある。国家がこれを拒否する場合には、マイノリティ集団は自己決定の実現のために、分離独立により新たな国家をつくる資格がある。他方、国家がマイノリティの自治を認め、正当な処遇を行う場合には、マイノリティ集団は分離独立を要求せず、現存国家の支配を認めるべきである。

バウベックによれば、民主的統治には、基盤となる公共文化が必要である (Bauböck 2017b, pp.10-11)。ミラーと比較した場合、バウベックにおいては、「公共文化」の観念は、内部の多様性を許容するリベラルな性格が強い。すなわち公共文化は政治に先立つ文化と区別され、あくまで、政治的なものとして成立することが強調される。また主流派文化の支配が抑制され、マイノリティ集団のアイデンティティが尊重される。すなわち第一に、公共文化は全ての人を包摂しなければならないから、特定の善の構想を強要するものであってはならない (2017b, p.11)。第二に、公共文化は、政治共同体の重層性に対応して、重層的に存在する (ibid.)。すなわち公共文化は、市町村から、国家、さらに国家を超える政治体まで、自治が行われるレベルのそれぞれにおいて存在するものである。したがって、マイノリティが自治を行っている場合には、それを支える公共文化も尊重されなければならないのである。このように、主流派の文化を、唯一の公共文化として、全国民に強要することは不適切なのである。

以上のような議論をふまえて、マイノリティ言語の役割が論じられる。一般に、共通の言語は、政府と国民の良好な意思疎通の手段となることに加え、「公共文化」を形成する基盤となり、象徴的資源を提供し、連帯感を涵養する (Bauböck 2017b, pp.10-11)。また、固有の言語は、自治の単位となるコミュニティの領土と構成員の範囲を確定する機能も持つ (Bauböck 2017a, pp.134-135; Bauböck 2017b, pp.15-16)。国家の境界が明白であるのに対して、マイノリティ集団の境界はあいまいになりがちであるから、それを確定するうえで、共通の言語をもつことの有用性は大きいのである。これらの理由から、マイノリティ集団が自治を行う

うえで、固有の言語を必要とする場合には、マイノリティ集団は、固有の言語を維持する権利を持つと考えられる。それぞれの集団の自治にとって、固有の言語が持つ必要性の程度は、外部から判断が困難することは難しく、マイノリティ集団自身が、民主的手続きによって決定すべきものと考えられる (Bauböck 2017b, pp.14-16)。

バウベックによれば、民主的統治にとっての必要は、リベラル系の言語政策論において適切に考慮されてこなかった (Bauböck 2017b, pp.8-12)。リベラル系の理論は、言語の意義を、個人的利益の問題として定義し、適切な言語政策を、「個人の選択」への平等な尊重の観点から論じてきた。しかしながら、前述のように、民主的統治は根源的な価値を持ち、「個人の選択」の価値とは独立したものとして考慮されるべきなのである。

これら二つの要請の間には、緊張関係がある (Bauböck 2017b, pp.10-11)。「個人の選択の平等な尊重」を考えるならば、国家は国民が好む多数の言語を、すべて平等に尊重することが望ましい。他方、民主的統治を機能させる目的のためには、民主的統治に用いられる言語と、そうでない言語を区別し、前者を尊重するべきである。これら二つの要請を考慮するにあたり、両者の適切なバランスのあり方は、民主的な手続きによって決定されるべき問題である (Bauböck 2017b, pp.14-16)。

このように、言語のもつ公共的機能を考慮するならば、多くの国において、移民の言語が、ナショナル・マイノリティの言語と同様な保護を受けないことも説明できる (Bauböck 2017a, p.136; Bauböck 2017b, pp.16-19)。移民は出身地の政治共同体を離脱し、個人として移動し、ホスト社会の共同体に統合されるべき存在である。彼らはホスト社会の公的制度を壊して、独立した政治共同体の樹立を要求する権利を持たないのである。したがって、自治の権利から派生する言語権も持たない。移民の言語にあたえられる配慮は、統合の促進のための「受容」のレベルにとどまり、「振興」すなわち、公共的使用の支援のレベルにおよぶものではないのである。

#### 4. コミュニタリアン系多文化主義論の意義

以上、言語の持つ公共的機能に焦点をあてて、マイノリティ言語の保

全・復興の政策を正当化する論理を検討した。上に見たように、この正当化には、二つの論理が考えられる。第一は、レオムの提示するものであり、「文化共同体の文化的自己決定権」に訴えるものである。当該の文化の存立にとって、その言語が不可欠である場合に、説得力を持つものである。第二は、「民主的な自己統治」の実現のために、「公共文化」を維持する必要を強調し、これに必要な場合に、共通言語の保全を要請するものである。

マイノリティ言語の保全・復興政策の基礎づけに関する限り、コミュニティ間的要素を組み込んだこれらの議論は、リベラル系理論が直面するいくつかの困難を克服していると考えられる。第一は、言語を保全する価値の本質にかかわる。レオムやパウベックの議論は、現実の言語保全政策において掲げられる「充実した文化的共同体生活」や「民主的統治の維持」という価値を、より明晰に表現していると考えられる。レオムの提示する「参加型財」は、このような種類の利益をとらえる概念である。それは個人の享受する財・利益なのであるが、他人と共同の形でのみ享受が可能なものである。その概念は一方で、個人の利益と切断された集団的実体を主体とするものではなく、「個人の利益」の類型のひとつとして観念することができる。他方でそれは、個人的に享受可能な利益を集積したものではなく、他人が享受することではじめて、自分も享受できる種類の財なのである。このような価値の存在を正面から認めて、理論構築を行う意義は大きい。

第二に、レオムやパウベックの理論は、移民の言語の扱いにおいて、説得力のある議論を提示できる。多くの国において、国内の諸言語の処遇において、明白な序列が存在する。主流派の言語の次に優遇されるのは、古くから居住する地域的・民族的マイノリティや先住民の言語であり、新来の移民の言語の受ける配慮は、これらに比してわずかである<sup>26</sup>。

---

<sup>26</sup> カナダは多文化主義政策を掲げ、1970年代から、移民集団の言語活動への支援を他国よりも手厚くおこなってきた。その内容は地域によって大きく異なるが、学校の放課後や週末をつかって、語学の授業を提供するものが多い。しかしながら移民集団の「ヘリテージ言語」は、政策上、①連邦の公用語である英語・フランス語、②先住民の言語と、区別して扱われ、教育プログラムの充実度や、

「個人の選好」の平等な尊重を基礎におくりベラルの議論では、この状況を正当化することが難しい。とくに、「平等な尊重」の基準を「人口比にしたがった資源配分」として具体化するパッテンの理論にしたがうならば、新来の移民の人口が、旧来のマイノリティを上回る場合に<sup>27</sup>、後者の言語により手厚い保護を与えることは、不正義となってしまう<sup>28</sup>。

レオムやバウベックの議論は、この問題に対して説得力のある解決を与える。すなわち、彼らの議論において、諸言語はその公共的な機能に応じた配慮をうける。レオムにおいては、「包括的性をもつ共同体生活」を可能にする言語は、高い尊重をうける。バウベックにおいては、自治に必要な公共文化を支える言語が、保全の対象となる。移民の言語は、このような公共的機能が低いいため、これらと同等な配慮を受けることができないのである。

以上に示したように、マイノリティ言語が共同体生活にはたす機能は、その保全・復興の政策を正当化する理由となるが、他方で、この政策は、別の要請によって制約をうける。この政策は他の言語の使用を制約するものであるから、当該言語を奨励する程度が適切に定められる必要があ

---

投入される資源は、公用語や、先住民の言語のための教育よりはるかに劣っている。ヘリテージ言語の教育は、十分なトレーニングをうけていないボランティアが、わずかの謝礼によって行っている例も多く、その質の向上が課題になっている (Duff 2008)。

<sup>27</sup> たとえば先住民の言語の中には、話者の数が、数百から数千のものも少なくない。

<sup>28</sup> パッテンは、移民の言語をめぐる諸国の現実の政策と、彼の理論を両立させる試みを行っているが、成功しているとはいえない。すなわちパッテンは、移民が入国の条件として、自己の言語の選好を平等に配慮される権利の一部を放棄した、という想定をおこなったうえで、このような取引が必ずしも不正にあたらない、という議論を試みる (Patten 2014, ch.8)。しかしながら、パッテンのこのような試みに対しては、厳しい批判も寄せられている (Lu 2015)。すなわち、仮に入国時点でこのような取引を行うことが正当化されたとしても、いったん市民権を取得した移民の子弟は、この権利を放棄したわけではないから、彼らがマイノリティ言語の使用の権利を要求した場合には、これを拒否することができないはずである。

る。

第一に、保護の対象となる公共文化や、共通言語の内容が、より正確に確定される必要がある。民主的な統治を支えるべき公共文化は、どの程度の「厚み」を持つ必要があるのだろうか。バウベックは、公共文化を「薄く」定義し、それが多様な善の構想を包摂できることを重視する。他方、自己統治へのコミットメントを重視する共和主義的な立場をとれば、公共文化には一定の厚みが必要とも考えられる。共通言語の用いられる領域の範囲や、構成員に要求される共通言語の運用能力の程度も、考察の対象になる。

第二に、他の言語を使用するための適切な配慮を検討する必要がある。とくに、当該のマイノリティの共同体の中に存在しながら、別の言語を用いて、共同体生活を営んできた「内部マイノリティ」集団が存在する場合には、その言語使用に対しては適切な尊重が与えられなければならない。

以上のように、適切な言語政策の立案には、複数の要請の間のバランスが必要になる。そのバランスのとり方は、当該言語がおかれた状況や、はたしている機能に応じて、異なることになる。われわれは稿をあらため、具体的事例に即して、検討を行いたい。

## 参考文献

- Bauböck, Rainer. (2008) "What went wrong with liberal multiculturalism?" *Ethnicities* 8.2: 271-276.
- Bauböck, Rainer. (2014). "The three levels of citizenship within the European Union." *German Law Journal* 15.5: 751-763.
- Bauböck, Rainer (2017a). "The political value of languages." Helder De Schutter and David Robichaud (eds.), *Linguistic Justice: Van Parijs and his critics*, Routledge. (Reprint from *Critical review of international social and political philosophy* 18.2 (2015): 212-223.)
- Bauböck, Rainer (2017b). "Unequal but fair? Cultural recognition and self-government rights." *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 20.1: 8-22.
- Bauböck, Rainer (2018). *Democratic inclusion: Rainer Bauböck in dialogue*. Manchester University Press, 2018.

- De Schutter, Helder. (2007). "Language policy and political philosophy: On the emerging linguistic justice debate." *Language problems and language planning* 31.1 (2007): 1-23.
- De Swaan, Abram (2013). *Words of the world: The global language system*. John Wiley & Sons.
- Duff, Patricia A. (2007). "Heritage language education in Canada". In Donna M. Briton, Olga Kagan, and Susan Bauckus (eds.), *Heritage Language education: A New Field*. Routledge.
- Fishman, Joshua A. (1991). *Reversing language shift: Theoretical and empirical foundations of assistance to threatened languages*. Multilingual matters.
- Hinton, Leanne. (2001) "Language revitalization: overview". Leanne Hinton and Kenneth Hale, eds., *The green book of language revitalization in practice*. Brill
- Hinton, Leanne. (2010)"Language revitalization in North America and the new direction of linguistics." *Transforming Anthropology* 18.1: 35-41.
- Jones, Peter (2014). "Collective rights, public goods, and participatory goods." *How groups matter*. Routledge, 62-82.
- Kymlicka, Will (1989). *Liberalism, Community, and Culture*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will (1995). *Multicultural Citizenship*, Oxford University Press, 1995. (角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権』晃洋書房、1998年)
- Kymlicka, Will (2001). *Politics in the Vernacular*. Oxford University Press. (ウイール・キムリック著、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳『土着語の政治：ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』法政大学出版局、2012年)。
- Kymlicka, Will (2007). *Multicultural Odysseys: Navigating the new international politics of Diversity*, Oxford.
- Kymlicka, Will (2016). "Liberalism, Community and Culture Twenty-Five Years on Philosophical Inquiries and Political Claims". *Dve Domovini*, 44, 67-76.
- Kymlicka, Will (2018) "Liberal multiculturalism as a political theory of state-minority relations." *Political Theory* 46.1: 81-91.
- Lu, Catherine (2015). "Liberal culturalism and the national minority/immigrant dichotomy." *Les ateliers de l'éthique/The Ethics Forum*. Vol. 10. No. 2. Centre de recherche en éthique de l' Université de Montréal.
- McCarty, Teresa L. (2013). *Language planning and policy in Native America: History, theory, praxis*. Multilingual Matters.
- McCarty, Teresa L., and Serafin M. Coronel-Molina, eds (2016). *Indigenous*

- language revitalization in the Americas*. Routledge.
- May, Stephen (2013). *Language and minority rights: Ethnicity, nationalism, and the politics of language*. Routledge.
- Miller, David (1995) *On Nationality*. Oxford University Press (デイヴィッド・ミラー著、富沢克ほか訳『ナショナリティについて』風行社、2007年)
- Miller, David (2007) *National responsibility and global justice*. Oxford University Press. (デイヴィッド・ミラー著、富沢克ほか訳『国際正義とは何か：グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011年)。
- Mowbray, J. (2012). *Linguistic justice: International law and language policy*. Oxford University Press.
- Patten, Alan (2009). "Survey article: The justification of minority language rights." *Journal of Political Philosophy* 17.1: 102-128.
- Patten, Alan (2014). *Equal recognition: The moral foundations of minority rights*. Princeton University Press.
- Patten, Alan (2019). "Protecting Vulnerable Languages". *Oxford Studies in Political Philosophy* Volume 5. Oxford University Press.
- Piller, Ingrid. (2016). *Linguistic diversity and social justice: An introduction to applied sociolinguistics*. Oxford University Press.
- Réaume, Denise (1988). "Individuals, groups, and rights to public goods." *University of Toronto Law Journal* 38: 1.
- Réaume, Denise (1991). "Towards a theory of language rights". David Schneiderman (ed.), *Language and the state: the law and politics of identity*, Les editions Yvon Blais Inc.
- Réaume, Denise G. (1994). "The group right to linguistic security: Whose rights, what duties." *Group Rights*, Judith Baker (ed.), University of Toronto Press.
- Réaume, Denise G. (1995). "Justice between cultures: Autonomy and the protection of cultural affiliation." *University of British Columbia Law Review*. 29: 117.
- Réaume, Denise G. (2000) "Official-language rights: Intrinsic value and the protection of difference. Wil Kymlicka and Wayne Norman (ed.), *Citizenship in diverse societies*, Oxford University Press.
- Réaume, Denise G. (2001) "The Demise of the Political Compromise Doctrine: Have Official Language Use Rights Been Revived." *McGill Law Journal*, 47: 593.
- Réaume, Denise G. (2003) "Beyond personality: the territorial and personal principles of language policy reconsidered." *Language rights and political*

*theory*: 271-95.

Réaume, Denise G. (2016). "Lingua franca fever: skeptical remarks". Helder De Schutter and David Robichaud (eds.), *Linguistic Justice: Van Parijs and his critics*, Routledge.

UNESCO (2003) *Language Vitality and Endangerment*. (A report by *Ad hoc expert group on endangered languages language vitality and endangerment*).

Wright, Sue (2016). *Language policy and language planning: From nationalism to globalization*. Springer.

Wyman, Leisy T. (2013). "Youth linguistic survivance in transforming settings: a Yup'ik Example". Wyman, Leisy T., Teresa L. McCarty, and Sheila E. Nicholas, eds. *Indigenous youth and multilingualism: Language identity, ideology, and practice in dynamic cultural worlds*. Routledge, pp.90-110.

辻康夫 (2021). 「マイノリティ言語の地位をめぐる考察：リベラル多文化主義論の有効性をめぐって」『北大法学論集』71.6 (2021): 57-89.



# 社会党道連における 政党建設1945-1952（1）

——「日本社会党北海道支部連合会期間報告」によせて——

前 田 亮 介

## 目 次

はじめに

- 1 戦前派／右派主導での出発——「粛党」問題から1949年衆院選へ  
(以上、本号)
- 2 民主協議会方式の盛衰——党再建をめぐる共産党・労農党との競合
- 3 「反共左派」体制の確立——50年参院選・全道労協・52年衆院選  
おわりに

## はじめに

本稿は、『北大法学論集』第72巻第5号および第73巻第1号で筆者が翻刻した史料「日本社会党北海道支部連合会期間報告」(1948-1951、以下「本資料」とする)を手がかりに、戦後北海道において日本社会党がなぜ強国だったのかという問いを政治史的に検討するものである<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 筆者は北海道の社会党に関するいくつかの中間報告を公刊している。前田亮介「開発・防衛・民主化——田中道政(1947-1959年)における「革新」の射程」(『開発こうほう』670、2019)、同「『自治体外交』の時代(1)・(2)——横路道政期の訪韓・訪ソ(1983-1991)」(『北海道史への扉』2・3、2021・2022)。なお、次号4号に(3・完)を掲載予定。

はじめに書誌情報について。本資料が北海道大学附属図書館北方資料室に所蔵されるまでの詳細は、ほとんど不明である。原資料の複製物が「社会党道連」から寄贈されたことについて、「昭和四十年十月」という年代が裏表紙の裏面に記されているが、これが寄贈の時期を指すのか、複製の時期を指すのかも判然としない。そもそも日本社会党北海道支部連合会(社会党道連)は、この2年前の1963年9月に日本社会党北海道本部(社会党道本部)に改称しているので、「社会党道連」という表記はやや不正確でもある(図書館の当時の受入担当者が、寄贈元を慣れ親しんだ旧称で記した可能性は否めないが)。寄贈先がなぜ北大だったのかも不明だが、当時の北大法学部に富田容甫<sup>2</sup>や小川晃一、荒木俊夫<sup>3</sup>などの研究者が集い、社会党をはじめ戦後北海道の政党政治を研究する潮流が生じつつあったことが、あるいは関係したのかもしれない。

より大きな謎は、道連ないし道本部が東京の日本社会党本部に定期的に送付していたとみられる活動報告書のうち、なぜ1948年1月から1951年1月までの特定の期間分だけが本資料に収録されたのかという問題である。1945年11月2日に日本社会党が誕生してまもなく、北海道でも11月19日に全道各地から34人の代表が集まった結党準備会が札幌で開催さ

---

<sup>2</sup> 尾形典男・富田容甫・十亀昭雄・中島哲「北海道民のポーティング・ビヘービアの諸類型——リーダーシップの手懸りを求めて」(『法学界論集』4、1954)、富田容甫「北海道農民同盟における政治的グルーピング——戦後日本の政治集団化過程の研究(1)」(北海道大学法学部編『法学政治学論集』有斐閣、1960)、同「戦後北海道農村における政治集団化過程の諸問題」『年報政治学』11、1960)、同・永井陽之助「その政治的風土」(永井陽之助・岡路市郎編『北海道』(中央公論社、1962)を参照。農民同盟の研究は今日継承されていないが、当時同僚だった永井の圧力団体研究との共振としても興味深い。

<sup>3</sup> 小川・荒木「北海道における〔昭和〕43年参議院選挙の分析」(『北海学園大学法学研究』4(2)・5(1)、1969)、荒木「1960年代における林業地帯の社会党票」(『北大法学論集』21(1)、1970)、小川・荒木・阿部四郎・蓮池穰『大都市の革新票——札幌と仙台の場合』(木鐸社、1975)、荒木・相内俊一・川人貞史・蓮池穰『投票行動における連続と変化——札幌市の場合』(木鐸社、1983)などを参照。また、この投票行動研究の深化と並行して、伊藤大一「開発計画の局面に現われた組織の同調関係——北海道開発計画の場合」(『年報行政研究』9、1972)のような今日も先駆性を失わない行政史の仕事も現れている。

れ、12月5日に社会党道連の結党大会が行われている<sup>4</sup>。この後1946年、1947年と本資料と同じ形式の報告書が社会党本部に届いていたと想定されるし、それは1951年以降についても同様である。ただ北大図書館には、この他の期間の報告書の所蔵は確認されていない。

また他の都府県連組織からも、類似の報告がなされていた可能性は少なくない。したがって今後は、本資料のような発信側がアドホックに残し(寄贈し)た写しではなく、受信側の党本部の史料調査が必要となるだろう(残念ながら、法政大学大原社会問題研究所や国立国会図書館憲政資料室が所蔵する私文書・党文書に、類似の報告は発見できなかった)。なお筆者は未見であるが、広島県立文書館が所蔵する「広島市 日本社会党広島県連合会関係資料」には、党本部と県連の往復を伝えるものも残っており、ウェブサイト上には充実した目録も提供されている。今後こうした県連・支部レベルの根本史料の発掘・整理が進めば、本資料も新たな位置づけがなされ、相対化されていくはずである。

しかし、以上のような断片的で偶発的な残存の状況にもかかわらず、本資料の価値はそれ自体きわめて高いものと考えられる。日本政治史において、政党の地方組織、とくに社会民主主義政党(無産政党)のその研究は、戦前・戦後を問わず希薄であり<sup>5</sup>、要因は根本史料の不足にある。しかも社会党をはじめとする革新勢力の台頭、および主要政党間の

<sup>4</sup> 党史編集委員会編『北の大地とともに——日本社会党北海道本部四十年の軌跡』(日本社会党北海道本部、1985)10頁。

<sup>5</sup> 貴重な例外として、阿部四郎・小川晃一「戦後手稲における「政治」——社会党手稲支部を中心として」(『北大法学論集』22(4)・24(4)・29(3・4)、1972・1974・1979、暫定的にそれぞれを(1)(2)(3)と以下表記する)、小山博也「日本社会党設立時の地方組織——埼玉県の場合」(東京大学『社会科学研究』24-1、1972)、福永文男〔夫カ〕「日本社会党設立時の地方組織についての一考察——兵庫県の場合」(『六甲台論集』28(4)・29(1)、1982)の3篇がある(都道府県連の団体史は省いた)。いずれも、社会党分裂のショックを地方がいかに受容したかという視点であり、横路節雄のような左派の有力者を擁し、社会党本部や全国的な党ガバナンスにも存在感を示した道連の事例は、より双方向の視点を提供できよう。自民党については、笹部真理子『「自民党型政治」の形成・確立・展開——分権的組織と県連の多様性』(木鐸社、2017)、また林立雄『戦後広島保守王国史』(溪水社、1983)を参照。

イデオロギー対立が、戦前日本に見られない特殊・戦後のな現象であったことからすれば、左派政党の社会的基盤を問う作業は20世紀日本の政党政治の立体的な把握に資するはずである。ただし、1946年の第22回衆院選で社会党が存在感を示した地域の多くが37年の第20回衆院選で無産政党の社会大衆党が躍進した地域だったのに対し、北海道は、社大党の当選者が当時0だったにもかかわらず社会党が3名以上当選者を出した例外的な地域といわれている<sup>6</sup>。戦後北海道における社会党の強さ(二大政党傾向を、社会党が長期低落傾向に陥った60年代以降も保持)はよく知られる<sup>7</sup>が、それは当然の帰結ではなかったのである。実際、戦前北海道は二大保守政党(政友会・民政党)が強固で無産政党が(男性)有権者間に支持基盤を築けず<sup>8</sup>、他方で戦後は、日本共産党や、社会党から分離した労働者農民党(1948-1957)との激しい革新内競合(49年衆院選で候補者全12名が落選した打撃と相まって)にさらされた。つまり北海道には、他の地域より革新の支持者を糾合しにくい与件さえあったのではないだろうか。にもかかわらず道連は結果として、他地域より「固い」労働者・農民の支持の継続的な調達に成功した。その背景には、他の社会党県連組織とは異なり、労組頼みではない自律的な党組織の運営があったと推測される<sup>9</sup>。こうした民主化後の急速な政党建設 (party-

<sup>6</sup> 1937年の社大党躍進と1946年の得票が相関しない他の例に、愛知県と広島県がある。岡田一郎『日本社会党——その組織と衰亡の歴史』(新時代社、2005) 10頁。1947年の躍進については、小田義幸「第23回総選挙における日本社会党躍進の組織的要因」(寺崎修・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』慶應義塾大学出版会、2003) 参照。

<sup>7</sup> たとえば、高島通敏「最後の社会党王国——北海道五区」(同『地方の王国』潮出版社、1986、のち講談社学術文庫、2013)。

<sup>8</sup> ただ、37年衆院選では、落選した社大党の木下源吾が旭川市内では民政党候補に次ぐ得票数で善戦し、政友会の地盤を浸食しつつあったことも指摘されている。井上敬介「昭和戦前期の北海道第2区における政党間競合——道北と政党(続)」『北海道大学文学研究院紀要』(158、2019)。同『立憲民政党の地方組織と北海道——自由民主党への道』(吉川弘文館、2022)は、こうした曲折もふまえた自民党道連の成立過程を跡づけている。

<sup>9</sup> 大村華子・待鳥聡史「民主党地方組織の歴史的基盤——北海道と愛知県の事例から」(建林正彦編『政党組織の政治学』東洋経済新報社、2013)。

building)<sup>10</sup>のダイナミズムをとらえるうえで、結党初期の各地方レベルにおける革新勢力の政党指導の苦闘を具体的に伝える本資料は、好個の素材といってよい。

戦前期の無産政党の遺産が限定的で、戦後初期に激しい革新内競合に直面した社会党連帯が、強固な組織的基盤を築きえた理由を考えるうえで重要な手がかりになると思われるのが、日本社会党の党勢拡大の反直観性をめぐる以下の宮崎隆次氏の指摘である<sup>11</sup>。

45年の結党＝旧無産政党の合流によって社会党が当然に被用者層の支持を得られる保証はどこにもなかった。戦前の無産政党への投票者は、当時の有権者（25歳以上男子の大部分）の7パーセント台まででしかなかったし、戦後も……〔中略〕……民自党（自由党）支持が給料生活者、産業労働者層に於いてさえも、社会党支持を上回っている。それでは何故、50年代後半から60年代前半にかけて、これらの層が社会党の比較的固い支持基盤を構成し、曲がりなりにも二大政党制（実際には1ヶ2分の1政党制でしかないが）の形を作るのに貢献するのであろうか。

動員しうる政治資源が当初は著しく限定されていたにもかかわらず、保守政党と対峙するだけの「固い」支持基盤を社会党が事後的に構成しえた事情について、宮崎氏は、政党支持基盤レベルで（自民党の「利益」と対峙する）二極的固定化を促した「平和」シンボルによる得票に加え、以下のような未発のシナリオの存在をも示唆している<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> 近年の政治学・政治史の研究として、以下を参照。小宮京『自由民主党の誕生——総裁公選と組織政党論』（木鐸社、2010）。上神貴佳・堤英敬編『民主党の組織と政策——結党から政権交代まで』（東洋経済新報社、2011）。前田幸男・堤英敬『統治の条件——民主党に見る政権運営と党内統治』（千倉書房、2015）。Steven Levitsky, et al. eds., *Challenges of Party-Building in Latin America* (Cambridge University Press, 2016). James Loxton, *Conservative Party-Building in Latin America: Authoritarian Inheritance and Counterrevolutionary Struggle* (Oxford University Press, 2021).

<sup>11</sup> 宮崎隆次「五五年体制成立期の都市と農村（1）」（『千葉大学法学論集』9-2、1994）159頁。

<sup>12</sup> 同上、178頁。

もし左派議会エリート達が「平和」シンボルを掲げて得られる得票だけに満足せず、具体的政策実現のための戦略戦術を探って、手段としての政策協定ないし保革連合をも辞さなかったとすれば、そして支持基盤にその正当性を納得させたとすれば、その後の展開は大きく違うものになった可能性がある。

この「平和」に自足しない「左派議会エリート達」は、社会党全体と比べても「比較的固い支持基盤」の定着に苦労した道連リーダーにこそ見出すことができるのではないだろうか。すなわち、当初こそ戦前以来の無産運動経験を基盤とする社会党右派を中心に運営された社会党道連は、49年衆院選での歴史的な敗北を経て、社会党左派主導の体制に転換していく。そして道連執行部は党地方組織を再建しつつ、全道労協、および農協と異なる北海道農民同盟（60年から北海道農民連盟）<sup>13</sup>という北海道独特の労働・農業団体と提携し、「利益」による継続的な有権者動員を可能にしたのである。その意味で社会党道連の歴史は、保守政党（池田勇人や中川一郎）の自己革新の引き立て役としての（保守化した）革新政党像とも<sup>14</sup>、また政権獲得構想を（政治社会ではなく）市民社会志向に収斂させることで野党の競争性を低位固定化し「自民党一党支配体制」をもたらした「野党化の論理」とも<sup>15</sup>、やや異なる軌跡をたどった「外れ値」というのかもかもしれない。本稿ではこの特殊北海道的な条件の起源に、本資料やその他の一次史料から接近していきたい。

この時期の社会党を論じた先行研究との関連でもうひとつ触れておくべきは日本共産党との関係である。社共協力については「京都民主戦線」をめぐる松尾尊允氏の先駆的かつ高密度の論考があり、国際的視点も加えて実証水準を引き上げた福家崇洋氏のより包括的な分析が近年現われ

<sup>13</sup> 北海道の場合、北海道農民同盟が当初の農民政党（結成）路線から社会党の支持団体へ旋回したことが、他の地域と異なる政党政治の特徴を造形したと考えられるが、本格的な検討は別稿を期したい。

<sup>14</sup> 萩原延壽「革新と革新勢力」（同『自由の精神』みすず書房、2003）。中川一郎について前掲、高島「最後の社会党王国」を参照。

<sup>15</sup> 空井護「もう一つの1960年の転換——1960年代日本社会党における野党化の論理」（『思想』934、2002）。同「自民党一党支配のマクロストリア」（『北大法学論集』58-1、2007）。

た<sup>16</sup>。また戦後初期の「社共合同」の可能性を再検討した河西英通氏は、共産党側の動向を中心にしつつ、青森県をはじめとする社会党地方組織についても多くの事実も明らかにしている<sup>17</sup>。こうした各地での人民戦線方式の成立と崩壊については、共闘の成功事例としての知事選や農村での連携に注目した横関至氏の研究をはじめ、すでに相応の蓄積があるといえよう<sup>18</sup>。

しかし、社会党道連の場合、横路節雄ら左派主導でありながら共産党との対決姿勢を貫いた点で、これらに社共協力研究の知見をあてはめることができない。そもそも社会党左派の理解自体、「現実主義的で反共」という社会党右派像をそのまま裏返したような議論に比べると格段に豊かになってきているが<sup>19</sup>、それでも共産党研究<sup>20</sup>のような一次史料に基づ

<sup>16</sup> 松尾尊寛「敗戦直後の京都民主戦線」(『京都大学文学部研究紀要』18、1978)。福家崇洋「京都民主戦線についての一試論」(『人文学報』104、2013)。のち「戦後京都と民主戦線——「民主化」をめぐる相剋」(庄司俊作編『戦後日本の開発と民主主義』昭和堂、2017)。

<sup>17</sup> 河西英通『「社共合同」の時代——戦後革命運動史再考』(同時代社、2019)。

<sup>18</sup> 横関至「日本農民組合の分裂と社会党・共産党——日農民主化運動と「社共合同運動」」(法政大学大原社会問題研究所・五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の奔流』大月書店、2011)。同「1940年代後半における社会党と共産党の共闘——社会共闘により社会党員知事が誕生した長野県を事例として」(『大原社会問題研究所雑誌』646、2012)。

<sup>19</sup> 佐藤信『鈴木茂三郎1893-1970——統一日本社会党初代委員長の生涯』(藤原書店、2011)。小宮京「第五次吉田茂内閣期の政治過程——緒方竹虎と左派社会党を中心に」(『桃山法学』18、2011)。社会党右派に注目したものには以下がある。松本浩延「浅沼稻次郎の政治指導——1955～1960年」(『同志社法学』70-1・3、2018)。濱砂孝弘「安保改定をめぐる日本社会党の政策過程」(『九大法学』118、2019)。

<sup>20</sup> 黒川伊織「尼崎における日本共産党「50年分裂」の展開」(杉本昭典『時代に抗する——ある「活動者」の戦後期』航思社、2014)、同『戦争・革命の東アジアと日本のコミュニスト 1920-1970年』(有志舎、2020)。松村史紀「強制と自主独立の間——日本共産党「軍事方針」をめぐる国際環境」(1)～(7) (『宇都宮大学国際学部研究論集』47～53、2018～2022)。前掲、福家「戦後京都と民主戦線」。前掲、河西『「社共合同」の時代』。同「「50年分裂」小論——戦後日本共産党史のために」(『アリーナ』23、2020)。立本紘之「戦後初期地方文化運動

く蓄積はまだ少ない。以下では、こうした先学への貢献も意識して、1945-52年の社会党道連に生じた重要な論点を時系列に取り上げる。事実関係の記述で注記のない場合、出典はすべて本資料である。

## 1 戦前派／右派主導での出発——「肅党」問題から49年衆院選まで

先述のように1945年12月5日に社会党道連が結成された。この黎明期道連執行部の中核にいたるのは、木下源吾(1891-1965、旭川、結党準備委員長・結党大会議長、道連初代委員長／参院2期)、鈴木源重(1891-1970、小樽、結党大会副議長、道連第2代委員長／初代道議会副議長)、境一雄(1900-1983、小樽、道連初代副委員長／衆院1期)、喜多幸章(1907-1997、栗山、道連第2代書記長)、渡辺惣蔵(1907-1985、札幌、結党準備書記長、道連初代書記長・第6代委員長／衆院5期)、荒哲夫(1906-1997、滝川、道連第3代委員長／第3代道議会議長)、といった戦前派である。ここでいう戦前派とは、戦前的な価値体系や行動準則の持ち主という意味ではなく<sup>21</sup>、戦前から無産政党(社大党)や地方議会で、あるいは農民運動・労働運動で政治に参加した経験を有した人々を指す。

こうした戦前派の人々のうち、長老格だった木下や鈴木は、社会党右

---

と政治組織」(『人文学報』116、2021)。中北浩爾『日本共産党——「革命」を夢見た100年』(中公新書、2022)は、政治学者による待望の通史である。また北海道の共産党について、今西一ほか「樺太・共産党・アイヌ——水落恒彦氏に聞く(1)」・「戦後北海道の共産党——水落恒彦氏に聞く(2)」(『小樽商科大学人文研究』124・126、2012・2013)、同「白鳥事件と中国」(『アリーナ』23、2020)も参照。

<sup>21</sup> もっとも45年11月19日の第3回結党準備会では、戦時中の協力度をめぐる入党者基準に関する激論が生じ、小樽の境一雄、札幌の正木清、函館の渡辺泰邦の3名に準備委員から異論が唱えられた結果、境や正木はかろうじて入党が承認されている。また、12月5日の結党大会でも、「後に保守党の国会議員になった人や、元特高警察官、戦争協力指導者」の入党が承認されなかった。この他、結党準備会に当初は参加していた山名正実ら共産党系の人々も、共産党の組織化に伴い離脱していったという。前掲、『北の大地とともに』10-11頁。

派に属する人物であり、少なくとも片山哲(1887-1978)社会党本部委員長の路線と照応していた(境のように、党内最左派の「社会党正統派議員団」に向かう人物もいたものの)。本資料中、1948年3月11日に喜多書記長が琴似町の懇談会で「社会党の今後の方向として、党大会の決議に基き民主革命を更に検討の上、片山委員長の云う中道政治に進むべき事を強調す」と発言しているのも、この時期の道連が「民主革命」や「中道政治」(すなわち反共)を重視していたことを物語っている。

もっとも、激烈な左右対立という社会党のイメージと反して、これら右派の長老中心の道連執行部はむしろ、党内融和の創出に積極的だった。その姿勢がよく現われているのが、党中央執行委員会の党議に造反した最左派の国会議員(青票組)の処遇をめぐる対応である。

ことの発端は、社会党が連立に加わった芦田均内閣が1948年6月提出した、与党三党協定に基づく政府修正案が、7月2日衆議院予算委員会で否決されてしまったことだった<sup>22</sup>。三党協定を支持した党本部に対し、インフレ克服策の不在への不満から強く反発していた執行委員の鈴木清一、堀真琴、黒田壽男、および岡田春夫青年部長、という党内最左派の動向が前提にあり、予算委員会では岡田と黒田、中原健次が反対票を投じた。修正予算案は異例にもすぐ本会議に上程され、2日深夜に賛成票(白票)が反対票(青票)を41票差で覆すも、岡田はじめ社会党議員12人が青票を選び、欠席ないし棄権も4人に上った。続く参議院本会議でも、社会党議員から4名の反対投票者と4名の棄権者が出ている。青票派は敗れたものの翌3日に声明を発表、他方で党本部も徹夜明けで代議士会を開催、片山委員長・浅沼稻次郎書記長は造反議員への厳罰を主張したものの、これに反対する向きには当時広い批判を浴びていた西尾末広の土建献金収受問題との権衡を問う声もあがり、結論を得られず散会する。結局、7月6、7日の中央執行委員会では、①西尾に中央執行委員の辞

<sup>22</sup> 経緯については、社会党正統派議員団黒田壽男・木村禧八郎『われら青票を投ず——23年度予算の解剖』(時事通信社、1948)参照。予算編成への社会党本部の協力と、党内(とくに左派)での民主党への不満の高揚について、中北浩爾『経済復興と戦後政治——日本社会党1945-1951年』(東京大学出版会、1998)194-197頁。

任を勧告、②青票議員6名は党議違反で除名処分、③その他の木村禧八郎ら衆参両院議員10名は役員権停止処分の上さらに調査、という処分が下った。非処分者も含めた青票議員は7月12日に「社会党正統派議員団」を結成し、やがてその一部が12月2日、黒田壽男を主席(党首)とする労働者農民党(以下、労農党)を結成するにいたる。

以上の経緯は、社会党全体の党勢盛衰の観点からいえば、小さな造反劇にとどまったかもしれない。しかるに、創設からまもなく組織基盤が脆弱な当時の道連にとっては、正統性にかかわる大問題だった。それは青票組に北海道選出議員の比率がきわめて高かったことに拠っている。実際、処分議員16名のうち道連関係者は5名に及んでいる(除名者:岡田春夫、役員権停止処分者:館俊三、山中日露史、境一雄(以上、衆)、千葉信(参<sup>23</sup>)。また、16名の社会党正統派議員団のうち、6人(岡田、境、館、山中、千葉、和田敏明(衆))が道連関係者であり、岡田・館・千葉の3人は復党せず労農党に合流する。このように、党本部の統制の危機は、はるかに増幅した形で道連を直撃したのである<sup>24</sup>。

とくに影響が大きかったのが岡田春夫(1914-1991、美唄、衆院15期)であろう。「社会党左派」と自認して青年部の信望が厚く、炭鉱にも顔の利いた岡田の存在感は、本資料からも確認できる(1948年4月6日、10日、14日、17-18日、30日、5月1日、3-5日、8-9日)。岡田は「安保七人衆」として国会で「爆弾質問」を投げた強烈なキャラクターで知られるが<sup>25</sup>、同時に、ある国労活動家があえて知らせずにいた娘の

<sup>23</sup> なお立候補は全国区からだが、エコノミストで労農党の中心となる木村禧八郎も、戦後は北海道新聞論説委員として活躍した人物である。

<sup>24</sup> 労農党は全通および国鉄の道地本結成(委員長は館)を促した他、のちに道知事選に社会党の公認で出馬する炭鉱労組指導者・塚田庄平も加わるなど、北海道労働政治の配置にも波紋を及ぼしたと思われる。この共産党とは別の左翼政党の存在感も、戦後初期北海道政治史の特色である。労農党の分離と躍進が道連に「試練」をもたらしたことは、前掲、阿部「戦後手稲における「政治」(2)」152-154頁。

<sup>25</sup> 岡田春夫『国会爆弾男 オカッパル一代記——反戦平和に賭けた議員生活40年』(行研出版局、1987)。原彬久『戦後政治の証言者たち——オーラル・ヒストリーを往く』(岩波書店、2015) 222頁以下も参照。

婚礼に、東京から早朝飛び入りで駆けつけて感激させるような愛嬌としたたかさを備えていた<sup>26</sup>。造反劇の少し前まで、喜多書記長は道内各地の演説会で「社会民主主義」（1948年5月29日、6月3日、9日など）を訴え、「極右」とともに「極左」も批判していた<sup>27</sup>。戦前派長老たちが「中道」や「平和革命」の必要を説く中、急進的な主張で弁舌も華やかな岡田が、より若い世代の党員の間に支持を広げたのは想像に難くない。

造反劇のゆくえを注視していただろう道連では、社会党正統派議員団結成の2日前、7月10日から第2回地方委員会を開催するものの、初日午前は「出席人員不良」で、また除名の是非をめぐる見解も割れていた。本格的な議論が行われたのは、29支部61名が集い、さらには除名問題の当事者である千葉信参院議員や、道連がまだ手薄い道東（北海道五区）の有力者・永井勝次郎衆院議員も参加した7月11日の地方委員会である。ここで千葉は、青票を投じた自らの行為を、党本部右派の中心である西尾末広の献金問題をうけた「粛党」の付随的なものだと正当化し、「最初から新党とか、脱党とかは考へていなかった」と釈明している。また党議に従った永井も、修正予算案を「不成功」とし、「社・民両党との提携が限界に達した」と述べるなど、千葉に同情的な立場から、党内融和に努めるような態度をとっている。そしてこの本資料とは別の、党最高幹部・鈴木茂三郎のもとに残された記録<sup>28</sup>でも、喜多書記長は「極力除名・脱党には反対して正規の中央委員会、大会の開催を求むべきである。粛党の徹底、党内デモクラシー確立の上で党の統一強化を計らねばならぬ。中央委員会へは本道として統一ある行動をとりたい」、「党の強化統一のため除名脱党反対で押進めて行かねばならぬ」と発言し、一部参加者の

<sup>26</sup> 上銘輝樹「岡田春夫先生の思い出」（『芦別文芸』22、2003）17頁。

<sup>27</sup> 鈴木源重委員長－水島宣（水島ヒサの夫）副委員長－喜多幸章書記長の執行部時代を通じて、共産党への強い距離と警戒を見出せる（1948年3月7日、3月16日、4月6日、9日、12日、13日、5月20日、22日、6月23日、7月10日、15日、9月4日、5日、10日、12日、18日、21日、49年1月4日、18日）。実はこの態度は、道連が左派主導に転じた後も継承される（後述）ののだが、この時点では保守的に映ったかもしれない。

<sup>28</sup> 「日本社会党北海道支部連合会 第二回地方委員会議事録（抄録）」（1948年7月11・12日付）、法政大学大原社会問題研究所蔵「鈴木文庫」09-3-55-24。

強硬論を抑えて「除名脱党反対」の立場を鮮明にしていた。

道連執行部のこうした判断の背景に、造反議員内でより温和な千葉をなだめ、その復党を後押しするとともに、岡田を支持する声が地方支部に広がっていき、道連運営が動揺するのを抑えたい思いがあったことは確実である(本資料7月14日の項には「岡田氏等除名脱党組に対する同情強し」とある)。喜多書記長が7月15日、岡田の選挙地盤(第四区)である夕張市の党支部幹部との座談会で、「徹底的な粛党」を訴えつつ、「粛党」を実現するためにも「脱党」しないで党にとどまる必要があり、青票組の造反劇も「共産党フラクの戦術に乗せられたもの」と説明しているのも、11日の千葉の発言を受けたものであろう。実際、同じ15日付で鈴木源重書記長が支部宛に発した指令<sup>29</sup>には、10-12日の地方委員会が多数をもって「党粛党の徹底を通じ、道連を一本に統一強化する方針の基に除名及び脱党反対を決議」したこと、脱党の報道はあったものの、道連の根本方針は堅持されており万全をつくしていると強調している。そして、いわば改革シンボルとしての岡田の主張には十分な大義がある(「従来の党最高執行部の方針に非民主的行方が非常に強かつた」と認めたくえて、第一に彼らが復党と脱党のいずれに転んでもよいよう出口を用意し(たとえば、「社会民主主義政党の強化を主張しつつ、脱党するのは完全な敗北主義者」であり、「社会党の正統派たらんとせば飽くまで党内にある」べきとする)、第二に道連内からの同調者にくぎを刺している(「分派的活動を禁止」)。前述のように12日には社会党正統派議員団が結成されており、道連としては青票組を新党や共産党<sup>30</sup>ではなく社会党にとどめるべく、本部との仲介役を買って出たのである。

もっとも、この支部宛指令では、岡田については48年1月上旬に「[社会党右派が民主勢力と判断出来なくなつたとき、脱党するより途がな

<sup>29</sup> 「党粛党の徹底を通じて道連の統一強化対策に関する指令」(1948年7月15日)、「鈴木文庫」09-3-55-20。

<sup>30</sup> 黒田壽男らが社会党を除名になったとき、共産党本部ではこれを取り込むことへの期待が高まったものの、黒田が新党結成に向かうか微妙な趨勢であり、むしろ青票組に左派内の激派としての主導権を握られる恐れもあって、後景化したという。前掲、河西『「社共合同」の時代』94-96頁。

い。」と喜多書記長に云ひきつて」いたエピソードを紹介している<sup>31</sup>、5月の第3回メーデー大会でも「所謂容共派とみられる人々は「吾々は社会党を爆破してその中から新しいものを作らなければならぬ。」と絶叫していた」と述べてもいる<sup>32</sup>。したがって道連執行部が復党をどこまで現実的に見積もったかは微妙だが、少なくとも道内支部や若い党员から、道連が党本部と同根の「非民主的」な存在とみなされる事態は避けたいと考えたのだろう。

実際、その後も道連では、創設者・木下源吾が出向く岩見沢での合同座談会（7月17日）や、岡田の出身地・美唄支部での再建準備会（7月17-19日）を開催するなど混乱鎮静化を急いでいる。また岡田が影響力をもつ社会党青年部全国大会に限られた予算で代議員団を派遣し、除名の可否をめぐる青票組賛成派と反対派の対立<sup>33</sup>に巻き込まれたものの、前者（「社会党青年部純化同盟」を結成）に一応同調しながらなお両派の架橋に努めるなど（7月17-18日）、急速な展開への対応に追われている。このように左派の慰撫を試みながらも、19日の道連緊急常任執行委員会では、西尾問題を肅党問題から切り離して除名決議せよという左派からの「強い発言」は退け、あくまで肅党の枠で処理する姿勢を示している。一方で青票組の主張に理解を示すポーズをとり、他方で西尾の除名要求には同調せず、左右両派の「除名脱党」に反対し、統制と改革のコスト

<sup>31</sup> 注29と同じ。

<sup>32</sup> 同上。これらの記述が岡田との結びつきを意識したものかは不明である。筆者も、道連内には岡田と共産党の可分論が（少なくとも公的には）強かったように考えている。ただ本資料1948年9月21日の条には、全道支部代表者会議で、三笠支部から「その分派行動と共産党との提携的行動は容認出来ぬ」という声明文が発表されたとの記述があり、岡田・共産党不可分論にも相応の説得力があった可能性は否定できない。

<sup>33</sup> 大会前の全国委員会で黒田ら除名反対・復党要請が満場一致で採決されたにもかかわらず、大会では除名賛成215票、反対213票の僅差だったため、北海道・青森・静岡・滋賀・京都・岡山など14道府県の代表が退場し、社会党青年部純化同盟結成準備大会を開催する。前掲、河西『「社共合同」の時代』95頁。党青年部については、堀内慎一郎「「総評—社会党ブロック」と「同盟—民社党ブロック」の対立の萌芽——独立青年同盟の結成と排撃」（『年報政治学』67-2、2016）参照。

を党本部に転嫁する「肅党」論で危機を乗り切ろうとしたのである。

興味深いのは、道連が岡田および「全通、国鉄に関係のある」千葉、館（さらに言及はないが和田敏明）を守ろうとする一方、境一雄と山中日露史の2人については道議を派遣し、脱党勧告する強い決議をした点である。ただ山中についてはまもなく、9月8日の党中央執行委員会での了承をふまえ浅沼書記長から道連宛に復党の通達が下っており<sup>34</sup>、10月8日の党中央大会で境とともに復党が認められる。そして境は49年総選挙後に道連の要職に就くなど(1949年4月14日、50年1月8日、19日)、横路節雄書記長時代に復権が顕著となる。要するに、排除しようとした境・山中がまもなく復党し、守ろうとした岡田・千葉・館が労農党を結成する、道連の意図と正反対の結果が生じてしまったのである。

青票組問題に端を発するこのような党本部と道連の足並みの乱れは、おそらく構造的な相互不信にまでいたっていた。先述した7月11日の道連の地方委員会において、支部代表者を前に西村武夫書記次長が以下のような厳しい党本部批判を展開していたことは興味深い<sup>35</sup>。

基本的に云つて、党本部の執行部が片山〔哲〕内閣退任以来の大問題に一度も中央委員会を開いて党員の意志を聞かずに独断の行動に出てゐる。ファツシヨと何等変りのない事は遺憾に耐えない。除名反対ではない。党規により無効であると思ふ。

また8月下旬、社会党本部委員長の片山哲が北海道遊説（本資料にも記録が残っている）の帰途に青森に立ち寄った際、「青森県〔連〕と岡山県〔連〕、それに北海道〔連〕は本部でも非常に問題になつている。」とこぼした事実を、ここに付け加えてもよいだろう<sup>36</sup>。

<sup>34</sup> 早稲田大学史資料センター所蔵「日本社会党関係資料」党中央0423-1-6。なお、10月7日に当初必ずしも新党樹立をめざしていなかった正統派議員団の離党が党中央委で了承されたことで、12月1日の労農党結成への流れが加速するが、道内では全通と国鉄革同派を中心に9月下旬にいちはやく労農党支部設立の準備会がもたれ、10月6日に結成をみている（前掲、阿部「戦後手稲における「政治」（2）」153頁）。労農党分離の動きがより急速だったがゆえに、労組の支持を失う道連の危機感も深刻であり、党本部との分岐も生じたのである。

<sup>35</sup> 注28と同じ。

<sup>36</sup> 前掲、河西『「社共合同」の時代』479頁。ただ、社会党青森県連の場合、党

いまひとつ、道連が、党本部の青票組処分方針に神経を尖らせた理由は、おそらくより散文的で実務的なものだった。たとえば7月11日の地方委員会では、地方支部の代議員の東京での行動について、「代議員が統一ある行動をとっていない。要するに道連執行部を無視してゐる」と議長が発言する一幕がある<sup>37</sup>。この下からの「無視」は岡田らに同調したイデオロギー的なものとは限らなかった。実際、地方委員会の決定を受け翌月末に第4回道連大会を召集すべく鈴木源重が道連委員長として発した指令<sup>38</sup>には、代議員選出にあたって「支部選出は黨員二十五名に付一名宛、登録黨員にして党費完納を厳守し、幽霊代議員はみとめない。」との表現がある。また「非常にルーズな支部があつて、執行委員の選任通知をしないのがある」現状が問題視され、「現在、道連合会を経て登録せられてゐる黨員は別表の如く僅かに三十八支部で、二千四百六十七名に過ぎない。現在のまゝでは発言権をもたない支部は六割強もある。かゝる状態では自分達の政党たる社会党を批判することも不可能である。」とも嘆じられている。「粛党の徹底は地方支部から行われねばならない。」の叱咤もまた、「幽霊代議員」や「ルーズな支部」への苛立ちの現われであろう。8月の道連大会を前に支部間の「地方協議会」(大会)の開催が急がれたのもこのためだった<sup>39</sup>。

以上のように道連は、造反問題の発生以来、党中央の「ファッショ」と地方支部の「ルーズ」の双方に苦慮しつつ「粛党」に邁進せざるをえなかった。混乱に一応の収束をもたらしたのは、7月27日に党本部主催で行われた北海道地方ブロック会議および道連主催の支部代表者会議の場

---

本部の統制からの自立志向が救国民主同盟から共産党を除外しないという形で現れたことが(同161頁)、右派・左派問わず執行部が反共姿勢では一貫していた道連とは対照的である。

<sup>37</sup> 注28と同じ。

<sup>38</sup> 「道連第四回大会召集に関する指令」(1948年7月15日)、「鈴木文庫」09-3-55-25。

<sup>39</sup> なお「予算を中心とする国会及田中〔敏文〕知事不信任問題を中心とする道議会の真相報告などのためにも地方協議会大会を開催するべきであると思はれる」とされるように、道議会対応も焦点の一つだった。

である。本資料の同日の記録から、党本部からは加藤鎌造<sup>40</sup>組織部長が札幌を訪れたことがわかるが、元々は浅沼書記長が来道する予定だったようである。鈴木道連委員長はこの1週間前、浅沼来道とそれに伴う「党統一強化対策に関する件」が議題の支部代表者会議・執行委員会開催をアナウンスし、役員と支部代表者に「必ず出席せよ」と釘をさすとともに、「道連及地方支部との通信連絡徹底化を図るためのお願い」を添付し、これまで「貧烈の状態」にあった道連—地方支部関係の強化を訴えた<sup>41</sup>。はたして27日当日は、党本部の加藤組織部長や道連執行部に加えて、支部関係者が150名集い、午前10時から午後7時半まで会議が続く激論となったようである。その詳細は不明だが、本資料の「分裂か否かを注目されて居た道連は完全に分裂を回避す。」という表現からは、長丁場を無事に乗り切った道連関係者の徒労感と安堵の双方を読みとることができるだろう。結論として共有されたのは、7月10-12日の地方委員会の決定を再確認するかたちの以下の2点であった。

- 一、青票組六名の除名については本部の処置を一応承認するが、道連としては別個に除名取消しを中央委員会で要求する。
  - 二、脱党者には反対、肃党問題は西尾〔末広〕問題をも含めて組織の末端より運動を起し、上層部に及ぼす。
- このように東京の党本部の顔を一応立てつつも「上層部」に対抗する

---

<sup>40</sup> なお筆者の手による『北大法学論集』第72巻第5号での補注では、「加藤瞭造」と誤記していた。記して訂正する。

<sup>41</sup> 「お願い」は、「政局は將に急を告げ党内の混迷は今やその極に達しようとしてゐる秋、各支部に於いては新聞その他の報導機関を通して可急的に新報に接せんと希求し、更に党本部（東京）及道連からの確報を得んと希つてゐる事と思ふ。しかしながら過去の道連と地方支部との連絡は全く貧劣の状態にあり、通信機関を通しての連絡は種々その理由はあらゆるが道連或は地方支部に於いても切齒焦胆の有様であった。しかし今日のはかゝる重大危機に直面し党活動の充実は連絡の緊密化とその機動性にあるを痛感し、今道連に於いては直面する資材資金の不足或は書記局員の人員不足等々のあらゆる悪条件を克服して道連及各支部との意志の疎通を図るべく、種々の資料、パンフレット、指令の増刷を断行する事になった。」と記す。「道連支部代表者会議並執行委員会開催通知」（1948年7月20日）、「鈴木文庫」09-3-55-21。傍点は前田。

姿勢を明示することによって、道連は第一に「組織の末端」の「分裂」を防ぎ、第二に道レベルの合意を軸にした本部との交渉能力への自信を高めたと考えられる。会議に「特に岡田氏をも出席せしめる」と本資料が記したように、まもなく離脱したとはいえ岡田春夫の参加は、「分裂回避」を本部に印象づけることに一役買ったのではないだろうか。

しかし、青票組による労農党の結成を結局は防ぐことができず、また共産党との対決姿勢（1949年1月4日、13日）を打ちだした49年1月23日の第24回衆院選は社会党道連の候補者が全員落選という歴史的な敗北を喫したように、道連の組織力と動員戦略に大きな欠陥があったのは否めない。1月7日に函館党支部の選対会議に出席した木下委員長が「第三区は保守勢力の地盤であるが、三沢〔正男〕道議の積極的活動により、〔北〕教組、全通、引揚者協会等も党支持に決定した」と楽観的な報告を行っていたことは暗示的である<sup>42</sup>。保守票を奪うこともできず<sup>43</sup>、革新票は労農党、共産党、農民新党にさらわれ<sup>44</sup>、右派主導の道連執行部は造反

<sup>42</sup> この第3区では、共産党が労農党との候補者統一の結果、当初出馬させる予定だった国労の岩崎武雄を降ろす経緯があった（前掲、河西『「社共合同」の時代』285頁）。結局、共労共闘は実らず、3枠の当選者はすべて民主自由党で占められている。社会党は左右から挟撃される格好になったが、旧社会党勢力をとりこんだこの件は、共産党には共社合同への期待感を、社会党には共産党の浸透への不信感を、それぞれ強めさせる効果をもったのではないだろうか。

なお労農党の道内唯一の当選者は岡田春夫で、共産党のそれは柄沢とし子で、ともに第4区である。しかも柄沢は前回落選した第2区から第4区に移ることで当選しており、労・共間の選挙協力が道内でどこまで貫徹されていたかは微妙なところだろう。この点は後考を要する。

<sup>43</sup> ちなみに1948年3月7日の道連常任執行委員会・統制委員会では、社会党の道議会議員会幹事だった現職の田中三治を、党内の重要情報を他党へ漏洩した廉で除名している。田中のその後の所属政党からして、「他党」とはおそらく民主自由党であろう。この時点の社会党道連には、保守政党と一定の互換性もあったのである。

<sup>44</sup> 農民新党を「革新」と分類することは一般的ではないが、ここでは革新支持層の受け皿となった可能性を考慮した。なお、農民新党はこの選挙で躍進している（第2区（河口陽一、松本六太郎）、第3区（北二郎、小平忠）、第5区（高倉定助、飯田義茂）で2名ずつ当選）。北海道政治史上で印象的な農民新党一

問題の打撃から回復できないまま崩壊を迎えることになった。

同じ1949年の11月に初版が刊行された『北海道選挙大観』は、第24回衆院選について次のように記している<sup>45</sup>。

〔北海道の〕日本社会党の敗退は、実に悲惨であつた。その原因は片山〔哲〕、芦田〔均〕両内閣の失政、党幹部の腐敗、田中〔敏文・道〕知事の秕政など、かぞえあげれば限らないが、前回の総選挙においては有効投票総数の、二割九分二厘に当る三十万四千八百七十二票を得て八名の当選をみ第一党を誇つたのに、今回は一割二分四厘に当る十五万九千八百三十四票を獲得しながら一名の当選者もなく、〔それぞれ1名の当選を出した〕日本共産党、立憲養正会に勝を譲るような結果になつたことは、党内における左右両派の抗争が、選挙に臨んで頂点に達し、その陣容は四分五裂、混乱の裡に終始したためであつた。

ここには社会党におそらく冷やかな著者の立場も反映されているが、稚拙な選挙戦術と党内の分断が得票率を激減させ、議席数「第一党」から最下位への転落をもたらした事情をよく伝えている。

この転落はまた、戦前派による組織化の限界でもあった。政治学者の阿部四郎氏は、戦前人脈が黎明期の党勢拡大を支えた事情を次のように記述している<sup>46</sup>。

戦後まもなく、北海道の各市町村に社会党支部の増殖現象といったものが起つた〔1947年6月現在の道庁調査では、計65団体、構成員5518人が社会党関係〕。……〔中略〕……しかし、それらは、統一的な規約に従って結成された支部ではなかつた。いわば、政治的解放によって各地に自然発生的に結成された組織団体が、その指導者の戦前からの人的連りを通じて、ゆるい連合的な形で、社会党道連に連なっていたものであった。

ここで描かれるような戦後初期の「社会党支部の増殖現象」が、強固

---

農民協同党（自民党に行く場合も三木派に連なる）の系譜については別に検討したい。

<sup>45</sup> 山本紘照『北海道選挙大観』（第一法規出版、1949）446頁。

<sup>46</sup> 前掲、阿部「戦後手稲における「政治」（1）」271頁。

な組織的基盤をもったものではなかったことは、これまでの記述からも確認できることである。また道内の労組についても「元老の徳望や年数がモノをいった時代は余りにも短かった。幅を利かしたのは畢竟、大単産の量的な重みとそれをバックにした合理的な機動力だった」<sup>47</sup>と指摘されている。ゆるやかな連合に支えられた戦前派の長老から、より組織だった「戦後派」への指導者の世代交代は、49年衆院選後に急速に進む。党外では人民戦線方式で共産党・労農党・農民新党等と共闘した「民主協議会」への期待が高まり、また党内でも執行部への批判が噴きあがる中で、境一雄のような（労農党と接点をもつ）左派はともかく、右派の戦前派長老<sup>48</sup>の役割は限定されていくことになった。

ここに新たに現われた戦後派のリーダーこそ、衆院選の敗北後に道連書記長に就任した横路節雄である（横路もやはり道議から国政進出を図ったこの選挙で落選したが）。北教組・日教組を基盤とする横路は党内で左派に属するものの、48年1月の社会党大会で中央委員となったとき、左右両派と距離をとって党統一を優先した経験を持っていた<sup>49</sup>。そして農民運動を基盤とした喜多に代わって職場支部を確立し統一的な支部規約を整備した横路体制のもと、北教組・炭労・国労・全通・自治労の労組幹部が道連に続々入党し、横路が各単産の青年党員を掌握していくことになる。いみじくも「惨々たる敗北を喫した」総選挙を総括した1月24日、社会党道連は「党の結論」として本資料で次のように宣言している。

社会党は立党以来の反動分子をここに整算し、真に勤労大衆政党として日常斗争に専念するの絶好の機会である。日本国民性の欠点として、極右か極左かの選択は当然であり、今後益々国際情勢からして激化するであろうが、社会民主主義政党としての社会党の前途は多難である。今にして敢然として極右、極左と斗ひ乍ら、人間性の

<sup>47</sup> 正木清伝記刊行委員会編『正木清伝』（労働旬報社、1969）258頁。

<sup>48</sup> 少し先になるが、道連創設者の木下源吾が1956年7月参院選に道連非公認で立候補し、除名されたことは、戦前派指導者の退潮を象徴する。

<sup>49</sup> 横路節雄伝刊行委員会編『横路節雄伝』（アトランティック社、1979）64頁。注46、および前掲、阿部「戦後手稲における「政治」（2）」157頁も参照。

自由と平和的民主主義の確立を計るべきである

ここで挙げられた、「立党以来の反動分子」を「整算」すること、「真に勤労大衆政党として日常斗争に専念」すること、それを通じて極右・極左と対峙する「社会民主主義政党」としての国民的基盤を築くこと、といった諸目標は、いずれも「反共左派」主導體制としての新しい道連のありようを映し出すものである。もっとも、敗北後の混乱のなかで、こうした新路線がただちに実現したわけではない。

まず道内では共産党が存在感を大きく増していた。当選者こそ1名にとどまったものの(全国では35名と躍進)、全道での総得票数は前回に比べて約3万票増加していた<sup>50</sup>。また共産党北海道地方委員会では48年12月頃から社共同への気運を公然と喧伝しはじめ、炭鉱労働者を中心に社会党から共産党への乗り換えも増えていく。ただ社会党右派が主導では共産党のラブコールも空振りにならざるをえなかったものの、左派主導への転換は、共産党側に期待を抱かせることになる<sup>51</sup>。とくに旭川を拠点とする和田敏明は、49年8月に社会党の鈴木・浅沼・稲村が来道したとき、札幌で開かれた社会党道支部代表者会議で共産党との共闘を強く迫ったように<sup>52</sup>、「民主協議会」方式の熱烈な支持者となっていく。和田の処分問題はその後もくすぶり続けるが、横路執行部のもとで同じ青票組出身の境が厚遇された一方、和田が次第に排除されていく対照的

---

<sup>50</sup> 前掲、山本『北海道選挙大観』446頁。

<sup>51</sup> 以上、前掲、河西『「社共同」の時代』282頁以下。なお河西氏が、北海道民主協議会等を通じて共産党がめざした社共同が頓挫した理由を、社会党側の消極的態度、および共産党「日鉱爆破計画」のデマを流したことに見出している点(286-287頁)は、「50年分裂」以前にありえた(共産党側の)「社共同」構想の阻害要因としてのみ社会党道連を位置づけており、首肯しがたい。社会党側がなぜ左派の主導にもかかわらず共産党を警戒したのか、また共産党が合同の呼びかけにどのような党勢拡大の課題を託していたのか、そして労農党のはたす役割はどのようなものだったのか、といった視点が、少なくとも北海道政治史の検討としては必要であろう。東欧諸国での「成功」にも影響されて共産党が開始した社共同キャンペーンが、窮地に陥っていた社会党の下部組織の切り崩しを図るものだったこと、また社会党左派や労農党内部に「秘密黨員」が送りこまれていたことは、前掲、中北『日本共産党』163-164、416頁。

<sup>52</sup> 同上、287頁。

な経緯は、社会党道連の労農党観と共産党観が異なっていたことを示唆している。それは民主協議会への態度を複雑なものにするだろう。

次節では、衆院選後の党組織の再建という目標のもと、「民主協議会」(民協)への参加を焦点とする道内の政党間関係を、横路を中心とする社会党道連がどのように制御し、結果的に「民協」の弱体化に成功したかを、共産党北海道地方委員会の側の一次史料や各労働組合の機関誌も用いて考察する。

## 訂正

72巻6号の「刑事判例研究」につき、校了・印刷段階での不手際により誤表記（記載の重複）がありましたので、次のように訂正いたします。

260頁8行目以下を削除する。

**THE HOKKAIDO LAW REVIEW****Vol. 73 No. 2(2022)  
SUMMARY OF CONTENTS**

---

**The Problem of Credit in Higuchi Ichiyo's "Otsugomori"  
(New Year's Eve): A Comparison with Ihara Saikaku**

Asako KUWAHARA\*

Higuchi Ichiyo (1872–1896) was a writer who sensitively grasped the problem of credit, one of the distortions arising from the hasty modernization that Japan experienced under the overwhelming influence of Western culture in the Meiji period. "Otsugomori," one of her major works, has been said to represent her breakthrough as a writer because it was the first work in which she seriously took up the topic of money while consciously adopting the ideas and style of the early-modern writer Ihara Saikaku. This treatise aims to clarify her understanding of the problem of credit in the society of her time by analyzing the text of "Otsugomori," mainly by comparison with Ihara Saikaku's texts.

"Otsugomori" is a short story centered on events that take place on New Year's Eve at the home of the Yamamura family, wealthy Tokyo landlords. Omine, the heroine, who works as a maidservant for the Yamamura family, is asked by her uncle, a poor greengrocer who acts as a parent to her, to raise money to pay the interest on a loan from a usurer due on New Year's Eve. Omine asks her employer, the miserly Mrs. Yamamura, if she can borrow two yen and receives a positive response, but on New Year's Eve, the

---

\* Professor, School of Law, Hokkaido University

landlady breaks her promise and refuses to hand over the money. Omine, in desperation, steals two yen from a stack of bills in the drawer. Ishinosuke, the prodigal son of the Yamamura family, secretly observes this and takes the rest of the bills from the drawer, leaving a note saying that he borrowed the money himself.

Analysis of this text makes clear that Ichiyo's account of Ishinosuke's sophisticated approach to helping others, giving credit secretly and indirectly, is inspired by the work of Saikaku, but whereas Saikaku believed that such a method could only be established on strong samurai solidarity, Ichiyo argues that it can also be established independent of solidarity. Ichiyo, who was keenly aware of the weakening of traditional communal solidarity in the early Meiji period, presents a highly autonomous form of credit that does not depend on solidarity but on the mentality of the prodigal son, and sees in it the possibility of a solution to the problem of poverty.

## 執筆者紹介（掲載順）

桑原朝子 北海道大学大学院法学研究科教授  
齊藤正彰 北海道大学大学院法学研究科教授  
辻康夫 北海道大学大学院法学研究科教授  
前田亮介 北海道大学大学院法学研究科准教授

令和4年7月22日 印刷  
令和4年7月29日 発行

編集人 岸本太樹  
発行人 北海道大学大学院法学研究科長  
小名木明宏  
印刷 北海道大学生協同組合  
情報サービス部  
札幌市北区北8条西8丁目  
TEL 011(747)8886  
発行所 北海道大学大学院法学研究科  
札幌市北区北9条西7丁目  
TEL 011(706)3074 FAX 011(706)4948  
ronshu@juris.hokudai.ac.jp

# THE HOKKAIDO LAW REVIEW

---

Vol. 73    July 2022    No. 2

---

## CONTENTS

### ARTICLES

The Problem of Credit in Higuchi Ichiyo's "Otsugomori" (New Year's Eve):  
A Comparison with Ihara Saikaku ☆ ..... Asako KUWAHARA    1

Interpretation of Article 13 of the Constitution of Japan and the Theory of  
Right to Personal Autonomy ..... Masaaki SAITO    41

Defending policies of minority language preservation: with a focus on the  
public function of minority languages ..... Yasuo TSUJI    55

Why was the Social Democratic Party of Japan so strong in Hokkaido? (1):  
Party-building in postwar Hokkaido, 1945-1952  
..... Ryosuke MAEDA    91

[ ]...Indicates the pagination for articles typeset vertically that begin at the  
end of the journal    ☆...Includes an European language summary

---

Published by  
Hokkaido University, School of Law  
Kita 9-jō, Nishi 7-chōme, Kita-ku, Sapporo, Japan